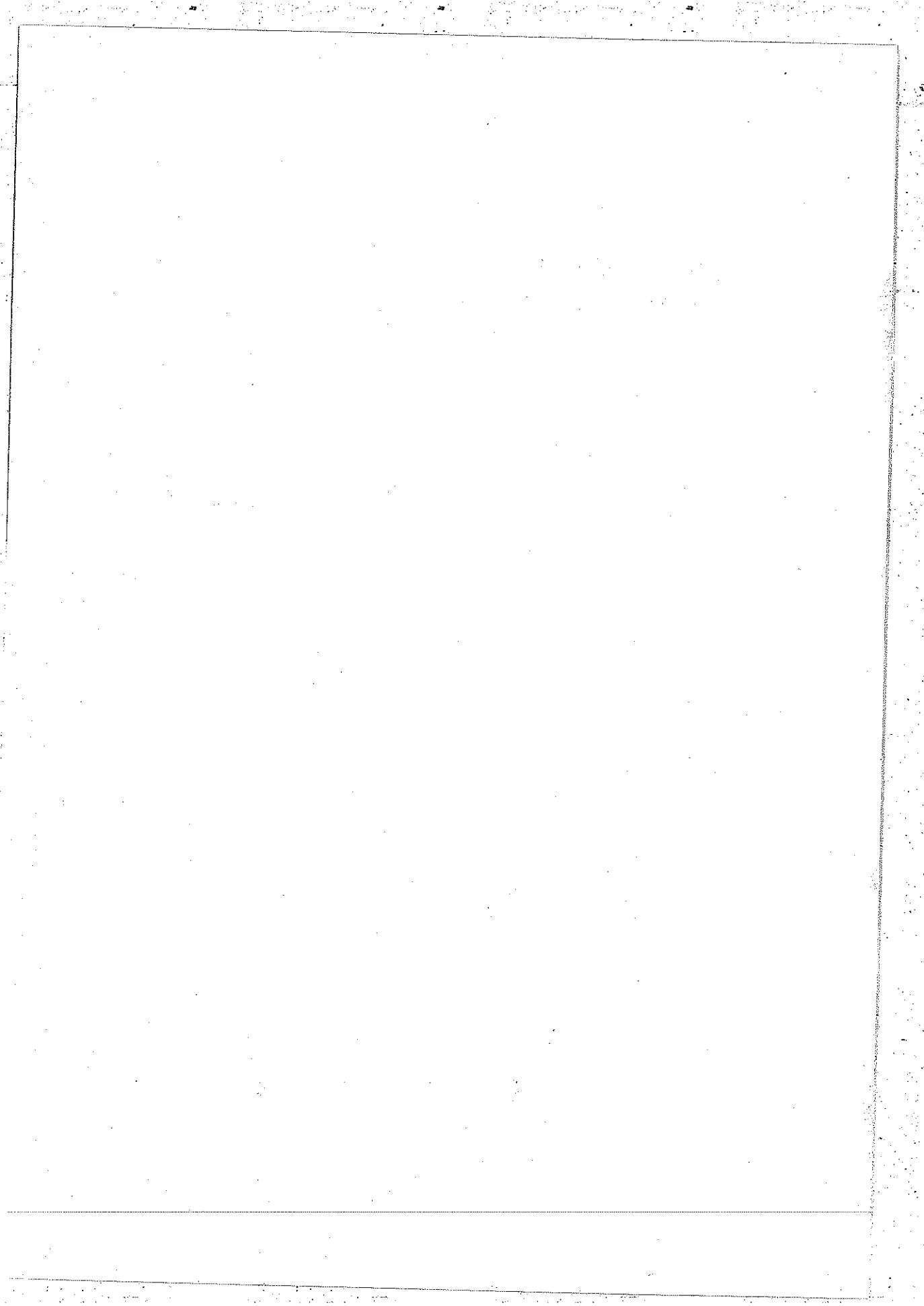


昭和50年6月16日開会
昭和50年6月18日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和50年6月16日(月曜日)

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	3頁
○ 開会宣言 (午前10時20分)	4頁
○ 会議録署名議員指名(竹内修一君、田中幸一君、木下甲子三君)	5頁
○ 市長の開会挨拶	5頁
○ 会期の決定 (6月16日～6月20日)	5頁
○ 一般質問	
1番に 2番 木下甲子三君	6頁
2番に 25番 藤原 要馬君	9頁
3番に 20番 寺田 茂君	17頁
4番に 17番 山田 清二君	30頁
5番に 18番 直村 静二君	43頁
○ 散会宣言 (午後4時40分)	46頁

昭和50年6月17日(火曜日)

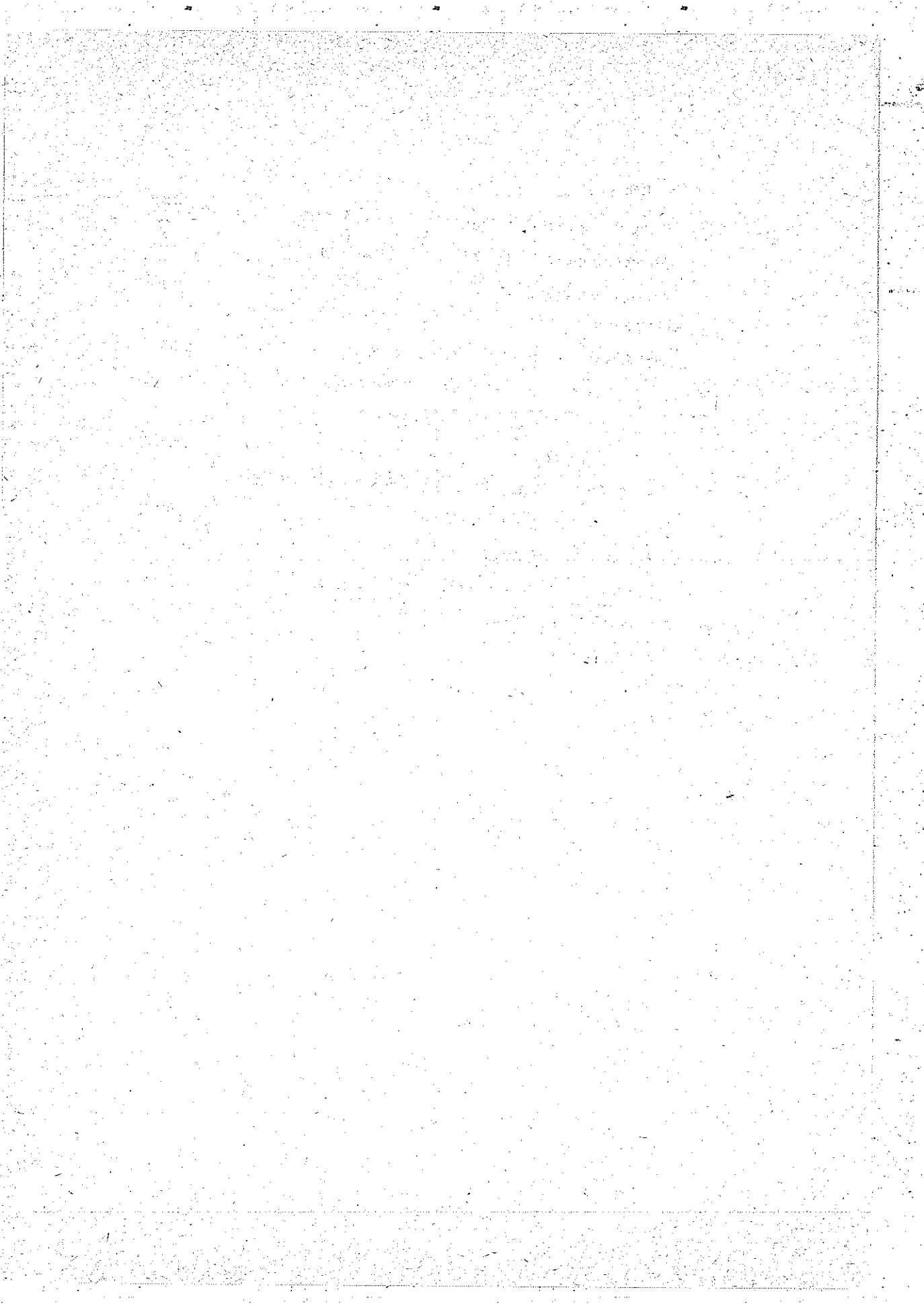
○ 出席議員、欠席議員	47頁
○ 議事説明員その他	50頁
○ 開会宣言 (午前11時5分)	50頁
○ 一般質問	
1番に 18番 直村 静二君	50頁
2番に 8番 吉川伊与一君	61頁
3番に 16番 横田憲治郎君	65頁
4番に 27番 成田 秀益君	77頁
○ 散会宣言 (午後4時32分)	

昭和50年6月18日(水曜日)

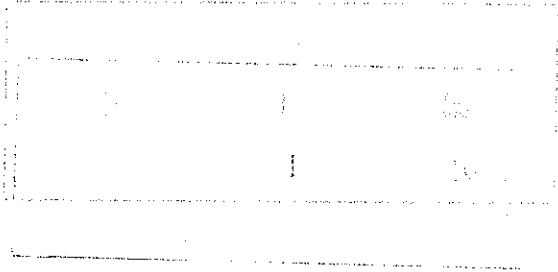
○ 出席議員、欠席議員		83頁
○ 議事説明員、その他		85頁
○ 議事日程		86頁
○ 開会宣告(午前10時20分)		87頁
○ 日程第1 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和50年2月分)		} 一括上程 87頁
○ 日程第2 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和50年2月分)		
○ 日程第3 例月出納検査の結果報告について(市立病院企業出納員扱昭和50年2月分)		
○ 日程第4 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和50年3月分)		
○ 日程第5 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和50年3月分)		
○ 日程第6 専決処分の承認を求めることについて(昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号))	} 一括上程	136頁
○ 日程第7 専決処分の承認を求めることについて(寄附受納について)		176頁
○ 一括上程		
○ 日程第8 昭和49年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について	} 一括上程	176頁
○ 日程第9 昭和49年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について		182頁
○ 日程第10 昭和49年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について		183頁
○ 日程第11 昭和49年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について		184頁
○ 日程第12 昭和49年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について		187頁
○ 日程第13 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)		190頁
○ 日程第14 専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))		194頁
○ 日程第15 専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))		198頁
○ 日程第16 昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号))		203頁
○ 日程第17 昭和50年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について		217頁
○ 日程第18 工事請負契約締結について(市立幸小学校増改築工事)		226頁

一括上程

○ 日程第 19	市道の路線認定について（小田牛神北1号線外6路線）	228頁
○ 日程第 20	市道の路線認定について（歳ヶ丘1号線外35路線）	239頁
○ 日程第 21	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	239頁
○ 日程第 22	和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議 に関する条例の一部を改正する条例制定について	245頁
○ 日程第 23	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	252頁
○ 日程第 24	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例制定について	257頁
○ 日程第 25	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例制定について	264頁
○ 日程第 26	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて	267頁
○ 日程第 27	泉大津市・和泉市基地組合議会議員選挙について	269頁
○ 日程第 28	「母性保障法」の立法化を要請する決議	271頁
○	閉会宣言（午後4時10分）	
○	市長閉会挨拶	
○	議長閉会挨拶	



第 1 日



昭和50年6月16日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第1日 出席議員(24名)

1番 田中幸一君	16番 横田憲治郎君
2番 木下甲子三君	17番 山田清二君
5番 竹下義章君	18番 直村静二君
6番 柏音三郎君	19番 松尾千代一君
7番 田中包治君	20番 寺田茂君
8番 吉川伊与一君	21番 柳瀬美樹君
9番 出原武司君	22番 関戸正一君
10番 池辺秀夫君	23番 貝淵博治君
11番 三井正光君	25番 藤原要馬君
12番 中塚辰之助君	27番 成田秀益君
13番 藤原利一君	28番 坂上国治君
15番 上代卯之松君	29番 竹内修一君

欠席議員(1名)

3番 金沢勝君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市	長	藤	木 秀 夫	重要施策推進室解放セン		高	三 一 行
収	入	役	橋 本 炳	タ一推進担当		坂	口 礼之助
重要施策推進室解放セン				総務部長兼		西	川 喜 久
タ一推進担当				重要施策推進室担当		門	林 六 男
重要施策推進室解放セン				総務部理事			
タ一推進担当				総務部次長兼人事課長			
重要施策推進室				秘書課長		杉	本 弘 文
調査推進担当							

職	名	氏	名	職	名	氏	名
広報公聴課長	竹	田	明郎	農林課参事	佐	藤	貞夫
企画課長	大	塚	孝之	農林課参事 (畜産担当)	青	木	太郎
財政課長	麻	生	和義	交通公害課長	梶	木	岑雄
管財課長	中	尾	宏	環境整備課長	吉	田	利秀
資産税課長	中	川	鉄也	環境整備課参事	山	村	昇
市民税課長	吉	田	種義	予防衛生課長	神	藤	恒治
納税課長	吉	田	日出男	予防衛生課参事 (診療所担当)	農	端	小一
同和对策部長	佐	原	行雄	建設部長	中	塚	白
同和对策部次長 兼総合調整課長	生	田	稔	建設部理事	林		徳次
連絡指導課長	向	井	洋	建設部次長 兼土木課長	森		保
隣保館長	萩	本	啓介	建設部次長 兼区画整理課長	中	西	淳富
市民部長	内	田	繁	管理課長	西	岡	正志
市民部次長兼福祉事務部長 兼社会課長兼事務取扱	高	橋	新平	計画課長	山	崎	琢磨
保育課長	田	中	二三夫	建築課長	中	上	好美
保育課参事	藤	野	健蔵	区画整理課参事	山	本	夔
福祉課長	橋	本	博也	開発課長	前	田	守正
市民課長	明	坂	貞士	下水道課長	大	浦	行男
住民情報室長	明	坂	文嘉	地区改良事務所長 兼改良総務課長	逢	野	一郎
保険年金課長	逢	野	博之	工事課長	笠	木	恒忠
福祉課参事 (老人福祉センター所長)	香	味	年寛	会計課長	北	野	敦雄
産業衛生部長	宇	沢	清	選挙管理委員会事務局長	青	木	孝之
産業衛生部次長	山	本	俊兼	監査委員	堀	田	徳治
商工課長	岩	井	益一	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	山	本	亮夫
農林課長	角	谷	泰夫	農業委員会事務局長	杉	本	忠彦

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 育 委 員 長	堀 内 由 延	浄 水 課 長	岸 本 孝 二
教 育 長	葛 城 宗 一	病 院 長 代 行	岩 見 洋
教 育 次 長	阪 東 重 信	病 院 専 務 局 長	平 野 誠 藏
指 導 部 長	乾 武 俊	庶 務 課 長	藤 原 光 夫
管 理 部 次 長	広 岡 史 郎	業 務 課 長	大 宅 清 臣
総 務 課 長	松 村 吉 晃	経 理 課 長	守 田 勇
学 校 教 育 課 長	本 木 伴 則	消 防 長	和 田 増 義
同 和 指 導 室 長	未 田 英 一 郎	消 防 次 長、消 防 団 専 務 課 長 兼 消 防 署 長	南 口 主 雄
指 導 課 長	高 橋 貞 良	用 地 担 当 理 事 長 兼 土 地 開 発 公 社 専 務 局 長	西 川 武 雄
社 会 教 育 課 長	坂 口 雄 一	用 地 担 当 参 事 長 兼 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫
水 道 部 長	田 中 稔	総 務 課 長	藤 原 永 一
水 道 部 次 長 兼 工 務 課 長	福 本 喬 久	用 地 一 課 長	岸 田 秀 仁
総 務 課 長	中 辻 寿 夫	用 地 二 課 長	宮 本 禎 秀
営 業 課 長	原 美 助		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 丈 夫
次 長	吉 岡 昭 夫
議 事 ・ 調 査 係 長	西 垣 宏 高
調 査 係	浅 井 義 一
議 事 係	山 本 雅 俊

(午前10時20分開議)

- 議長（池辺秀夫君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところご出席くださいまして、まことにありがとうございます。これより昭和50年第2回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、4月9日づけで前市議会事務局長 山本武雄氏の後任の北野丈夫局長よりごあいさつを申し上げたいという申し出がありましたので、これを許します。

（市会事務局長あいさつ）

- 市会事務局長（北野丈夫君） 貴重なお時間をお許しいただきまして、まことにありがとうございます。私、局長を拝命以来初めての議会でございますので、一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

皆様すでにご承知のとおり、4月9日づけで前山本局長の後任として拝命を受けました。これもひとえに正副議長さんをはじめ、議員皆様方の温かきご指導とご支援の賜と厚く御礼申し上げます。しかしながら、浅学非才の身でこの大役を果たし得るかどうか、まことに心もとないのでございますが、受けました以上、誠心誠意職務に努力してまいりたいと思っております。どうぞ前任者同様、温かきご指導、ご支援のほどを重ねてお願い申し上げます。はなはだ簡単粗疎で意を尽くし得ませんが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） それでは本日の出席議員数及び欠席員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（北野丈夫君） ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは17名でございます。遅刻届け出の議員さんは柳瀬議員さんです。その他の方につきましてははほどなくお見えになるものと思っております。現在、17名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（池辺秀夫君） 会議録の署名議員を 2 番竹内修一君、1 番田中幸一君、2 番木下甲子三君にお願いいたします。

この際、市長のまいさつを許します。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 本日、ここに本年第 2 回定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には農繁期を控え何かとお忙しいところご出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます議案は、条例の一部改正等 10 件、専決処分等による報告案件 10 件、人権擁護委員候補者推薦につき意見を求める諮問案件でございます。

それぞれ提案理由につきましては、後刻、詳細にご説明申し上げますが、よろしく慎重ご審議を賜りましてご可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、私も昭和 46 年 1 2 月和泉市政をお預かりいたしまして、微力ながら精魂をこめて邁進いたしてまいりましたが、早くも任期満了を迎え、余日も半年余と相なりました。今日、都市行政の問題はますます複雑多岐をきわめ、重要かつ緊急を要する問題が山積いたしておりますが、また一方、ご通知のように地方財政は非常に窮迫した事態と相なっております。しかしながら、残された期間は万難を排して邁進いたしてまいる所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より 20 日までの 5 日間と決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日より 20 日までの 5 日間と決定いたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名は印刷配布したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） それでは、ただいまより一般質問に入ります。質問される方は 8 名でございます。いつものことではありますが、質問される議員さん、答弁される理事者は、お互いにご得た発言をお願いいたします。特に理事者は質問の要点をはっきりととらえ、簡単明瞭かつき

た的確にお答え願いたいと存じます。議事進行にご協力のほどを特にお願い申し上げます。

それでは、最初に 2 番、木下甲子三君。

○ 2 番（木下甲子三君） 通告のとおり、保育所の建設計画について。また、市民病院増設計画についての 2 点を質問申し上げます。

私は本議会に提案されている議案を見まして大変落胆いたしました。それは保育所の増設は零、市民病院の増設問題も零、いま、市民の切実な要望と最大の期待をかけて見守っているこれら 2 点について、理事者の考え方としては、何らこういうことに関心を持っておらないということがはっきりした。今日、私は市民を代表して市長にこれでよいのか、こう聞かざるを得ません。

初めに保育所問題について質問申し上げます。いま、市民は物価高騰と悪性インフレの最中、極度な生活苦の中で何としても入園させてほしいという要望が強いとき、本年 4 月の不採用の児童数は 529 名と聞いております。これは約 5 園に相当するものと考えられます。また、来年度のことを思えば本当に一体、これはどうなるのか、心配でなりません。市長はこの保育所の問題をどう考えているのか、この点について 3 点、お伺いいたします。

第 1、保育園の問題は、このままでよいと考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

2 つ目、何とかたとえ 1 園でも 2 園でもやっけていきたいというお考えであるならば、この次の議会に施設予算を出そうとしているのかどうか。

3 番目に、特に黒取小学校、和氣小学校校区内にはございません。また、阪和線以西の池上地区等にも当然建設すべきではないか、このように考えております。

以上、3 点について保育園の項を終わらせていただきます。

次に、病院増設の問題でございますが、これは約 8 年前、泉大津と分離してから本市としての懸案であります。昨年 12 月、設計委託料は議決されましたが、その後、一体どうなってるのか、病院の特別委員会でも、この規模、内容について何ら聞かされておられません。市長は毎議会ごとに病院の充実による 12 万市民の健康保持を約束しながら、今議会にも建設費は出されておられません。用地買収も進んでいるように聞いておりますが、予算措置をとらないのは、市長は市民の健康について本当に無関心であると言わざるを得ないと思います。

ここで 3 点についてお伺いいたします。病院の増設は、市長在任中にやらないのかどうか。また、やるとするならば、その規模と内容について説明をお願いいたします。

以上、3 点ずつ簡単に申し上げましたけれども、明確なご答弁をお願いいたします。

以上で終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市民部長（内田 繁君） お答えいたします。

保育所の建設計画について3点ほど問題提起していただいたわけですが、ご指摘については痛み入るわけですが、まず、第1点目のこれでよいのかどうかという問題ですが、むしろ、私の方もこういう現在の社会情勢の変遷というか、いわゆる保育所需要が非常に増加の一途をたどってることは承知しておるわけですが、私の方といたしましては、やはり年次的な保育所の建設計画も現在、立案中でございます。毎回、議会等で保育所建設についての基本的な考え方等について申し述べてまいったわけですが、何分、市の財政事情を踏まえながらこれらの建設をも進めていきたいということで進めてまいっておるわけですが、ひとつご了承賜りたいと思います。

それから、何とか一園でも次回に予算化してはどうかというお説でございますが、私の方もやはり財政事情も踏まえながら、できるだけ一園でもこの需要に対処していく気持でおりますが、先ほど申し上げましたように、やはり財政事情というものが先立ちますので、これらの予算化には努力してまいりたいと考えておるわけですが、

3点目の和気あるいは黒鳥、それから富秋地域の建設につきましても、一応、年次計画の中でやっていきたいと計画いたしておるわけですが、2点目の問題の中で申しましたとおり、やはり財政的な事情を踏まえてこれらの建設、整備を図ってまいりたい、かように考えておりますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 病院事務局長（平野誠威君） お答え申し上げます。

まず、第1点の市長在任中に病院増設事業を行うかどうかというご質問でございますが、市長の意思として指示を受けておりますのは、在任中にできるだけのケリをつけるということでございます。若干、停滞しておりました原因を申し上げますと、国並びに大阪府は、和泉市の病院増設事業に対しては、すでに原則的な承認を行って来ております。ただ、増設に必要な資金調達の問題等が、昭和49年度の場合、政府資金が15億円が限度でございました。国といたしましては、和泉市の事業を承認され、15億1杯を貸そうということは49年11月に決定されたわけですが、昨今の病院建設の一般的な通例から申し上げますと、一床当たり大体1千万円は必要でございます。200床で建設費が20億内外は必要になるわけですが、せっかくの政府の融資15億に対しても、またかなり開きがあったわけですが、

ところが50年度に入り、政府の起債の要綱が一部変更され、25億円まで起債の限度が拡大

されたわけでございます。早速、本年の5月に入り、21億円の起債融資の申請を実は行っているわけでございます。この起債は積算上、十分な根拠を持っておりますので早ければこの夏、遅くとも秋ごろに確定するものと期待しておるわけでございます。したがって、これらの確定の見通しを見極めまして適時に予算化をいただきたいという存念でございます。

もちろん、内容等についてもそういったわけで、病院委員会等には不都合を重ねてきたわけでございますが、昨年、ご議決いただきました設計料に基づき、現在基本設計、すなわち主な骨組のレイアウトをおおむね着詰めを完了しております。したがって、資金の見通しの確定等と相まって病院委員会に内容のご提示をできる時期になってまいりましたので、早急に鈍意、病院委員会に対しまして、内容のご審議を積極的にお願ひしていく所存でございます。

現在、持ち合わせておる構想といたしましては、規模が約9,500㎡、地下1階、地上7階の新館1棟を現地の裏側に増設する計画で進んでおります。爾後、現在病舎も一部改造いたしまして、新築後に改造に着手する計画で取り組んでいるわけでございます。いずれにしても、今後早期に内容のご審議をお願ひし、適時に予算化を図る市長の意思でございます。

なお、その他の条件といたしましては、これまた、病院の敷地内に一部100坪程度の民有地がございまして、開発公社にお願ひして鋭意買取交渉を進めてまいりましたのでございますが、このほどようやく借家人の立ち退き問題、それから地主との買取交渉の問題等がほとんど整備が終わりつつある状況に至りましたので、今後、これらの状況等も合わせまして積極的なご審議をお願ひしていくよう考えてるわけでございます。

○ 2番(木下甲子三君) 保育所の3点についてお伺いしたわけでございますが、実は、市長からご答弁を願ひたい、このように私が申し上げましたけれども、部長のほうから答弁をされました。市民の要望についてはなかなか財政的な面ということで、3点とも計画はできておりますけれどもなかなか実現がむずかしい、何とかしたいという考えだけが内田部長の方から言われました。市長は、これらの問題について、ただ財政難という一言だけで片づけようとしておるそのあなたの考え方が問題だと思います。事業によってはいろいろと政治的に活動され、財源確保に努めておられるが、事保育所に対しては、財源難、資金難であるというだけで前向きに検討しようとしな。市長の任期はもうあとわずか、だから、何としてでもあなたは第二次藤木市政を目指しておられるかどうかわかりませんが、いずれにしても、本年中に市長の選挙がござい。あなたは、この11月までにこれらの問題を一つも二つでも片づけて市民の要望にこたえられようとしな。重ねて市長のご見解をお伺いいたします。

○ 市長(藤木秀夫君) 木下議員さんのご質問にお答え申し上げます。

無論、私といたしましても、ご質問の3点の保育所について予算なり、計画を立てなければならぬことはよくわかっておりますが、財政上非常にむずかしい点がございまして、見通しのつきます点という、いまのようなお叱りを受ける以外には何もございせんが、実は、保育所の面につきましては、わが和泉市はかなり他市よりも進んでるように考えております。その点をいさかご辛抱願ひまして、今後、ただいま担当の方から詳しく申し上げましたとおり、できるだけ努力はしてまいりたい所存でございまして、よろしく願ひいたします。

- 2番(木下甲子三君) 市長も同じようなご答弁であります。先ほど申し上げましたように、非常に物価も高くなっており、各家庭、特に主婦の方は可愛い子供さんを自分の手元においときたい気持は十分あります。しかし、生活のことを考えれば、子供さんを預けて自分も働かなければ生活がやっていけない現状の中で、ただ、あなたは財源、財源、それだけでいいのかどうか、政治家としてそれでいいのかどうか。もっと前向きで、もうこれより生がないという姿を見せなければいけないときと違うのかどうか、私はこのように思います。この問題につきましては、おそらくあなたは財源問題についてどうだこうだということで向こうへ進まんとしますので、なお一層、任期一杯この問題について頑張っていたきたい、よろしく願ひいたします。

次に病院の件ですが、いま、事務局長からご答弁をいただきました。謬案には出ておりませんが、ただいまのお返事によりますと、ほほ秋ごろには全貌が明るみに出て予算ができるのではないかと、こういうふうに承りました。この点について、市長に重ねてお伺ひいたします。次の議会にこれらの諸問題について、的確に予算化するという約束をしていただきたいと思ひますが、お答えを願ひいたします。

- 市長(藤木秀夫君) 病院についてのご答弁を申し上げます。

この病院施策は1日もゆるがせにできない社会福祉の問題でございまして、私といたしましては、もっともっと早くこれを実現しなければならぬという気持でございました。しかしながら、そこに非常に土地の獲得難等、また、先ほど説明のありました起債の面につきましても非常にむずかしさがございまして、今日まで延引したわけでございまして、甲地につきましてはようやく明るい見通しとなり、もう追っつけ最終段階に相なると思ひますので、9月市会には必ず予算化したい、かように思っておるものでございまして、よろしく願ひいたします。

- 2番(木下甲子三君) 願ひしておきます。

- 議長(池辺秀夫君) 次に25番、藤原要馬君)

- 25番(藤原要馬君) それでは、お許しを得まして一般質問をいたします。私も簡単にやり

ますから、理事者の方も簡単明瞭に、明確にご答弁を願いたいと思います。

現在の病院の業績は、非常に市民に迷惑と不便、多大なる損害を与えているが、和泉病院と泉大津病院とに分割したときに、泉大津病院はほとんど充実をしておりましたが、わが和泉病院は、当時は分院としての機能しかなかった。それがために市民さんには非常にご迷惑をおかけしていると思うんですが、その分離分割のときに市長が病院議会の議長であり、そのときの条件は、泉大津病院並みの総合的な病院にする。そして、和泉市民の皆さんにはご迷惑をおかけしないということで議会にも話し合いがあり、これに基づいて議会も承認した。たまたま、市長は議長から病院議長、市長にいられたんですが、あなただけ分割した当時のことを忘れて、もうすでに8年有余になるにもかかわらず、何も病院の姿は変わっておらないということは非常に怠慢であり、市民に対して欺瞞であるということです。あなたは市長の名誉を担うためにだけ市長として出てきたのか、それとも、市民のために十分に尽力するということを出てきたのか疑わしいのであります。だから、現在の病院は市民病院としての機能を発揮できないのだから、あんたがやろうと言うてますが、到底あなたの任期中には無理、架空なものだ。水泡に帰することは目に見えております。できませんだろう。だから、あんたがその責任上のことをひとつ十分にご説明願いたいと思います。

それと、市長はいつも800床に増設するんだ、そして、この間の委員会で土地の確保もできているので建設にかかれるんだと言っておりましたが、市長のそのときの話では、病院特別委員会はいろいろ建設について発言もし、協力もしておりますが、協力発言したなれば、何かわれわれの議会の方が行き過ぎのようなことで、余り議会の意見を聞くことはどうも害になるというような発言があったと思うんです。私と特別委員でありますので、一般質問をするというのは本当に不本意です。しかし、その場では解決がつかないので公の場で発言させていただきましょう。だから、今度は一般質問させていただきますということを特別委員会の中で申し上げたのであります。市長は、特別委員会においては、われわれを特別委員として認めておらないというような発言をせられたと思うのでございますが、それについて、各議員さんにも十分納得のいくような説明をしてもらいたい。

そして、あなたは現在地においてこれを建設すると言っておりますけれども、この病院としての衛生面、騒音等のすべてについて適切な土地であるかどうかお考えになっておるのかどうか。裏には20mの道路が付く、表には粉河線がある。それではこりとかも相当出ると思う。それに対して衛生的なことをどう処理し、考えておるのか、それをひとつお聞かせ願いたい。

それから、病院の財政についてでございますけれども、昨年決算を見ると、一日に100万

円になんなんとする赤字が出てるんですが、何のために一日100万円の赤字が出るのか、この点全議員にわかるように明確にご説明願わなければいけないと思うんです。だから、病院の拡張について現在のような財政の中でやられた場合、起債の返済と一日の欠損とによってどうして経営できるのか、われわれは楽じておりますので、その点について十分ご説明願わんと納得しかねますので、よろしく願いしておきます。

それから人事についてですが、市長はたびたび300床になっても人件費は変わりはないんだということを各議員に答弁せられておりますけれども、だから、300床にしても人件費に変わりはないのかどうかをお聞きしたいと思います。それに、現在の病院の先生、看護婦、それに労務者、栄養士等について何人おるのか、ひとつ明確にご答弁願いたいと思います。

私はこれで病院の一般質問を終わりますが、市長さん並びに部課長のご答弁ははっきりしないと再質問させていただきますから、よろしく願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご指摘に対しまして、お答え申し上げます。

泉大津との組合立病院が分離してから何ら進展がないというお叱りでございますが、無論、分院と本院とのことでございましたし、向こうさんは全科そろってございました。しかし、当時何が故にそうだったか、議長を私がいたしておりましたけれども、発展的解消を原則といたしまして前市長がやられたことでございまして、その議員は11名ございまして、私の一丁見でやったものではございませんで、皆合意のうえで発展的解消ということで分離したわけでございます。

47年3月31日に分かれたものでございます。

いままで何もできてないことは事実でございますが、なかなか病院施設については、計画、設計は完全にしとかないかんことは、他の病院の視察に行ったときに教わってまいりまして、いまその途上にあるわけでございます。先ほど事務局長から申し上げましたように、計画が大方でき上がり大体の見通しがついております。50年着工、51年に竣工と先ほど申し上げたわけでございますので、それに向かって努力しておるわけでございますので、その点よろしくご理解賜りたいと思います。また、この福祉について市民にご迷惑をかけてることは申すまでもないことでございますが、この病院施設につきましては、そう一朝一夕に短時日にいきませんことをご理解賜りたいと思います。

それから、この人件費でございますが、300床になってもいまの人員でいけるということを明言したことはないのでありますが、非常に人間が多すぎる、大体、300床にしたならば、一発運営のしやすい病院になるという診断を得たのでございまして、それでいまの300床を目標

にしたものでございます。その点どうかよろしくご理解賜りたいと思います。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） それでは、議員さんからの具体的なご質問につきまして、病院事務局長の方からお答え申し上げます。

まず、現在地が果たして交通事情、騒音等で病院適地であるかどうか。それから、防音、騒音対策等をどう考えてるのかというご質問でございます。この問題につきましては、過去の定例会等でたびたびご論議がございまして、一時は、現在は退職しております辻助役等も新築等のお話、たとえば前の方の住宅供給公社の予定地の一部を譲り受けて、その面での検討もしてみたいというふうに申し上げたこともございます。

しかしながらその後、大阪府、国等と市長並びに前財政担当理事、総務部長、私等も含め、再三、この基本的な折衝を持ったわけでございますが、その段階で、まず問題として指摘されましたのは、和泉市の財政能力から見た場合、果たして用地等を新たに求めて新築し得るだけの能力がありや否やという、まず、財政的な観点の基本論が一点でございます。

それから、現在地の病院が昭和38年60床並びに昭和42年60床の2期にわたり、いずれも政府から起債を借り受け、建設したものでございますが、現在、まだその起債の償還が完全に終わってございけませんので、若干残ってございます。これをいかに有効適切に他の公共施設に転用するか。

それから、ご承知のようにほとんどが借地でございまして、これを病院外のものにする場合、果たして現在、お貸しいただいておる地主さん方に円満な同意が得られるかどうか。

主なところ、この辺をめぐるいろんな論議がございましたが、結論どいたしましては、確かに入院環境といたしましては、閑静な騒音に悩まされない、ほこりのないところが適地であることにつきましては、私どもも何ら否定はしないのでございますが、いま申し上げましたような当面の現実的な諸問題をすべて解決するだけの条件がどうしても成立しないという判断に立ちまして、最終的に理事者側としては、現在地で増設する、しかも、敷地につきましては、議員さん等のご努力もございまして、旧病院時代に起債で用地も取得済みでございますので、理想は、確かに病院を何から何まで新築する。中途半端を解消するのがいいということは結構な話と理解しておりますが、現実的な姿としては、この際は市民のご要望に早くおこたえするためには現在地で増築しかないという結論が出、49年5月2日の病院委員会にもその間の事情をお話申し上げ、病院委員会でも現状やむを得ないというご判断をいただき、現地増設でご確認をいただきましたことを契機にして、以後、起債の申請、設計等を進めてまいった次第でございます。

お説の趣旨につきましては必ずしもご否定を申し上げないのでございますが、そういった現実

的な条件の制約を見ますと、新築するには余りにも問題が多過ぎますので、この際は早期に増築という線に踏み切った次第でございます。

それから、49年度の決算の見通しでございますが、2億200万円程度の赤字決損となる見込みでございます。お説のように一般会計の補助金が入っておりますので、これを差し引きましたと、一日に100万円近い赤字を出してる現状でございます。まことに遺憾に申しわけなく存じますが、その原因と申しますのは、市長が申し述べましたように、一口に申しますと、やはり規模の不適正と申しましょうか、必要人員を最低抱えておりながら、入院120強、外来で1日平均270強という小規模でございます。経費の割に収益が上らないというところ辺にほとんど致命的な原因がございます。

たとえば収入を100といたしますと、そのうち85ないし90までは人件費が占めておりまして、人件費過重という一種の経営体質でございます。われわれのもくろみでは、増床時点におきましては確かに人員は増加いたします。特に医師、看護婦、それから医療技術員については、100を300にしたからといって3倍の人員が必要とは申し上げませんが、特に看護婦等は、ある程度ベッド数を増加するに比例して増員が必要でございます。たとえば300床にした場合の人員を試算いたしますと、230名から240名程度の人員が必要になるかと思えます。そういうわけで、極力人員の増加要素よりも、収入の増加要素を多くするというところ辺に収支のバランスの改善策を期待してるわけでございます。われわれといたしましては、府下の各病院の現況がすべて規模の大小にかかわらず赤字を出しておる中で、和泉市の市立病院が規模を大きくして果たして黒字が出るかという問題は、大変率直に申し上げてむずかしい問題でございます。しかしながら、むずかしくてもこの際、どうしても一度試みてやってみるという意気込みで取り組んでいるわけでございます。

それから、現在の職種別の人員でございますが、医師16名、看護婦が準看護婦、看護婦と合わせて59名、それから医療技術員、これは薬剤師、検査技師、X線技師、栄養士、これらを含めて23名でございます。われわれ事務局の職員が18名、その他各科の補助員とか労務員、給食の調理員、こういったものが25名、現在はやや看護婦を多くとっておりますので、合計141名でございます。

○ 25番（藤原要馬君） まず市長の答弁の中から再質問させていただきます。

市長は分離のときに、前の市長がやったと言われるが、確かに前の市長当時にやったのでございまいしょうけれども、そのときにあんたが議長として、また再度、病院議員選任当時においても各議員さんにご承知だと思いますが、何か古い議員がせよ、遠慮せよというたうなことを言われ

たと思うんです。これは皆知ってると思う。そんな形でやられたと思う。だから私が責任を追及するというのは、そこにある。長くなって皆さんに申しわけありませんが、41年の和泉病院、議会の構成は、管理者は大津、議長は大津、建設委員長は大津、総務委員長は大津、事務局長は大津、全部大津だった。その中で役員の選挙が行われたのですが、そのときの選考委員が私と、あなたと、現在の池辺議長だった。向こうは井上、吉田、橋本の3人だったと思う。そのときから大津にしてやられたと思う。だから、私は現在の議員構成では選考する必要はないんじゃないかと言うたわけです。だから、現在においては和泉町時代と違って、和泉市は分家か母家になっているので、現在においても旧態依然としてやってるのはおかしい。お前らのやってることになってない。橋本はお前だっぴかんと言うたことがある。そこで休憩を宣して下へ降りて相談してきて、いままでのことは悪かったと、だから、和泉市がまず議長を半年交代にして先に取ってくれということで、議長を池治にした。そのときの議会において本院の増築があった。その審議に入ったときに、分院に何もなかったから、これではだめだ。本院と同等に分院も増築しなければわれわれは承認できんということで議会を50日間持った。そして、この分院の方の設計ができるとともに、両者協議のうえで決断しようということでやったのでございます。われわれは和泉市民の代表者ですから、和泉市民の利益になるようにやらなければいけないと思う。あなたは発展的解消と言いますが、何を以て発展と言うのか。本院と分院が同等の施設、業務がすべてでき得るときに分かれていてこそ発展性がある。現在の状況から見て大津は215床、それをそのまま置いてこちらに帰ってきたんでしょ。それが発展になるんですか、利益になるんですか。市長。和泉市の議員は、和泉市民の利益になるような形にするのが当然じゃないですか。分かれてすんだことやからやむを得ない、じゃ、そのときに総合的なものをやらなければいけない、本院並みにしなければならぬということは条件にあるんです。それも、あんたも市長になったんだからやるべきじゃないでしょうか。やっておりませんな。だから、市長はやれなかったというのは、起債や土地やとか言うてますが、やろうとしたら、そんなもん解決するはずですよ。積極性をもってやるなればね。病院の特別委員というのはわしは知らなんだ。あっても、なくてもええんだという感覚を持ってからだめなんです。あんたは議長もし、病院の特別委員の目的は何かということです。発展的解消とあなたは発言してるんでしょ。じゃ、発展的解消とは、建設、増築をしなければならぬということです。増築をすること等については、常任委員会是非常に一般の業務でお忙しいし、できんだろう、だから、特別委員会をもって一日も早く建設していこうという目的をもって特別委員を作ったんでしょ。だから、建設ができて十分に機能を発揮できるようになったなれば、特別委員は直ちに解消、目的を達したら特別委員は自発解消に

なる。そういうことを考えずにあんたが特別委員を軽視するから、いま事務局長が言ったように、昨年9月の特別委員会で決定したと言うが、次にわれわれが就任して山田委員長の中で開催したときには何もなかった。病院特別委員会には諮ってなかった。諮ってあったならば、われわれがそれに対する発言を求め、いろいろしたときに、前期はこうなってるんだということはあるはずですが、その引き継ぎもなかった。あんた、病院特別委員会に話したというのほうですよ、やっておりませんよ。市長、もう一遍はっきり答弁しなさい。あとまた引き続いてやります。

- 市長（藤木秀夫君） 前回の委員会のときにお諮りいたしまして、先ほど事務局長から申し上げましたように、一挙に他へ持っていけという方もあり、それはできないということで今回の増築ということに決定したわけでございます。とてもこの財政難のときに、別個にすぼつとなると、借地に建てておる120床に問題点がございまして、あそこに増築してもらうことに決定していただいたということが前回の結果でございます。

その後、現在の特別委員会の方々にご相談申し上げてないというのは非常に私の失策ですが、その点どうか悪しからず、この発展的解消ということでやってまいりましたことは遅ればせながらご理解賜りまして、りっぱなものにしたい、かように存ずるわけでございます。

- 25番（藤原要馬君） あんた、うそ言うたらあかんよ。委員会にかけてないからわ。この設計費の5,000何100万円という金、それをあんた方がかってに決められ、設計士と契約された。その金額が高いとって、病院委員の中から異議が出て、そして公室で話をして500万円か何%か下げさせたということですね。委員会に案件を出して協議願ったものなれば、何でそういうことを個人でやるのかどうか。かけてないから、そういうことが出る、かけてあつたら出ないでしょう、皆どうですか。かけたるものならば、そんな病院委員が1人で交渉して500万円下げたというのはどういうわけか。設計費も病院委員会に契約するまでにかけておれば、委員会からそういう苦情や疑義が出ないでしょう。そんなもの、あんたがかけたと言っても表面的なもので、根本的な精神をもって委員会に諮るべきですよ。まなたはやっておらんじやないですか。余り欺瞞するものほどがある。もうあんたは任期は半年、のうのうとしてますが、また、あんたにしてもらおうとも思っていない。できないんだから、できることないでしょう。土地問題だってそうでしょう。あんた、この病院特別委員会では、土地の確保もできました、これから建設に向かっていると言った。しかし、できてない。いま、やりつつある、できつつあるという時点でしよう。それでは、このできつつあるという内容を一遍教えてくれますか。市長、内容を教えてください。市長は知ってるはずや、あんた、決着するんやから。

答弁できなければ言うたげましよう。この百何坪かの土地には5軒の家が建ってる。それを市

から言うて家主、地主に3軒まで出してる。その権利金も何も皆地主が出してある。そして、この価格なんです、これは向こうの言いなりに買うと非常に困ることがある。よるしいか、その困る中で、すでに市から入居者を出してある。それでは、市から命令した以上は、これの損失と、土地の買い上げも向こうの言うように買わざるを得ないんじゃないですか。先にこつちから条件を付けて出してるんじゃないですか、違うんですか。そして、向こうの言いなりに買うと、今度は中央線の買収に残ったところに大きな影響力を持つわけなんです。市長はそこまで考えて議員の皆さんに話して答弁してるんですか。私だけやないですよ、議員の皆さんに答弁しなければいけないのだから、そうでしょう、どうですか。一遍、それについてはつきり言うてください。

答弁できない市長に言うても生がない。これはできない。土地ができなければ病院も建ちません。そういう意欲的なことを言うてるだけで、実質的に己が勤めて土地などについて確保しようとしんない。ただ、担当者に任せておいて、その報告も満足に受けておらないということで、和泉市の首長、市長として勤まるのかどうか。非常に市民に申しわけないんじゃないですか。あとのことを言うたって市長は答弁できない。こういう市長に質問する必要がないだろうと思います。だから、ここで部長、課長はひとつ考えてもらわなければいけないということは、市長は任期あと半年、それがために自分の名誉だけ担ってのるのろと出ていこう、何の意欲もなく市民のために勤こうとしんない。だから、あんた方が全力を尽くして市民に尽くさなければいけないと思う。おわかりですね、皆さん。こんなことでは困るんじゃないですか。市長さんらのやってることはなっておらない。

発展的解消とか言っても、分離分割のときもそうだ。私は前の市長にここで質問した。借地権85%認められてるが、人の財産ですよ。それに、地主に何にも言うてやらんで85%の借地権を取るんだ。資産とみなされてるんだということです。事務長が言うたように、地主さんがほかを使うのをいやだと言っても当然ですよ。そんなもん、親切で貸してくれてる市民に対して、それだけ損出、不利益を与えてるのはあんたらじゃないですか、違うんですか。だからこれからは恐れて市に土地は貸してくれませんか。市に貸したら、直ちに公然と85%の借地権を取られる。

事務長、あんたに申し上げますが、市長は答弁できない。あんたはどうして進めていこうとするか。議会をつんば機軸に置いてこの市長でやるとどうということになるか。各常任委員会は1カ月に1回やる。特別委員会もその必要があればたびたびやる。しかし、病院委員会はほとんどやらない。それがために設計費の問題においてもそういう隠れた行動をするから、非難を受けたら下げなければいけないということが出てくる。あんたら、議会議を冒とくするからそういうことが出てくる。議会で話し合いをしたらスムーズに進んでいくんじゃないですか。あんたら、ヤミ取

り引きをしてる、違いますか。私はそれはおかしいと思います。

それで議長お、これではとてもできないと思う。人員についても非常に大津と比較して多い。大津に比べて病床が70も80も少ないのに、人員においては変わらない。お医者さんで4名違うだけです。そのかわりに向こうは眼科も皮膚科も産婦人科もある。それで4人しか医者の数が違わない。

また、事務届にしても非常に多い。その原因は何か、あんたは病院の人件費はそれでいけると言わんということですが、議事録に載ってる。今日、徹底的にやっていくのなら調べるが、その必要はないから調べるが、あんたはこの病院が分離した当初、期間は半年か、いつか知りませんが、臨時職員にしる、すべてを市の一般職員として採用したじやないですか。病院の事務職員として採用したことをどう考えてるんですか。市民の利益のためになると考えてるんですか。本庁ではしない、囑託とかいうだけで一般職員にはしない、これはどういうわけですか。あんたらのやってることは、ただそのときの行き当たりばったりで市長としての機能を発揮していない。もう半年やから、ひとつ部課長さんをお願いしておきます。これでは市長は何もできませんから、あんたの方がいままで以上に全力を尽くしてもらいたい。いままでもやってくれてますが、そのうえまだやってもらわんと和泉市民に非常に迷惑をかけることになり、すべてがおくれます。起債にしても、補助にしてもだんだんおくらせていきます。先がけていかなければ不利になるにもかかわらず、あと走りあと走りするから、和泉市はすべての事業等にもおくらせてきていると思いますので、部課長さんによるしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 一言、各理事者に申し上げますが、私は冒頭から質問者には的確に、明確に申し上げるようにと言ったはずです。実際、こういう質問に対して市長が答弁できないということは、やはり質問の要点を事前にあなた方は打ち合わせもしてやっておれば、こういうことはなかろうと思います。その点は非常にきずいと思います。今後、今日午後からずっと一般質問に入るわけなんです、この点はよく順守せられ、万遺憾なきようやってもらいたい。それだけお願いしておきます。

次に20番、寺田 茂君

-
- 20番（寺田 茂君） 通告にありますように、第1点から第4点まで簡単に質問申し上げ、再度お聞かせ願いたいと思います。

第1条目に開発と文化財保護という問題を提起しておりますが、主たる目的は、文化財の保護

と開発との関係との関係ということになりますので、まらかじめそういうふうに申し上げておきたいということです。

まず、今日の特に開発による国土の荒廃とか、開発政策の乱暴さが相当進んでることが、現在の開発の結果を招いてるわけですが、特に地方自治体はいまの政府、自民党の出先機関化され、大企業奉仕。また、地域開発の役割を果たされているのが現状と思われま。特に和泉市では自衛隊の拡張問題、鶴山台団地の造成とか、第二阪和国道を軸とする道路交通網の建設もあり、大規模な開発が進んでいくわけですが、極端にその中で緑が失われていく、人口過密地帯が広がっていく、このような中で、市民の健全な生活が送れないような状態が日を追って進んでくるわけです。

このような中で、地方政治においてもよい環境、住みよい都市、また農村づくり仕事は、福祉政策と並んで特に重要かと思われま。また、今年3月の市長の施政方針の中にもいま言ったことが在々にして述べられていたかと思われまので、こういう点からも申し上げたい。

その中で特に開発と関係ある文化財保護の問題でございま。ご存知のように、文化財は人類共有の貴重な財産である。文化財保護などの開発との調和によって、行政が果たしてどういう基盤を引いて文化財保護と開発を進めていくのか、この点について若干お聞きしたい。

文化財保護につきましては、たくさんの要求なり、要望が出ていることもご存知のとおりでございま。こういう点から2、3の問題を取り上げまして、文化財保護と地域開発という面でご答弁願いたい。一つは池上遺跡なんです。これは48年度の議会で承認され、予算化もされてきました。現在、変わった形で進んでるように思われまので、その後どうなり、どうしてこうとしているのか、これが第一点目なんです。

特にここで参考資料として申し上げますと、今年の5月27日、文化財保護法改正案が衆議院で可決されましたが、この点も含めて和泉市の姿勢なりをお聞かせいただきたいということです。

次に、池上遺跡の隣りに今回、解放会館用地の問題がございま。この土地を調査しておるところに非常に貴重な遺跡が発掘され、どうされようとしているかわかりませんが、問題化されておりますが、この点について、教育委員会なり、その関係のところはどう進めようとしているのか。今回、衆議院で全会一致で改正案が可決されておりますが、この改正案に沿って和泉市としてやっていくのかどうか、この点も大いに今後の文化財保護の問題と合わせてはっきりした態度を示してほしいということです。

2番目に、大掃除と不燃物処理ということを挙げておりますが、これは産衛委員会でも若干問題が出されましたので、簡単に申し上げます。産衛委員会では、今年の大掃除を廃止したいとい

うふうに報告があったのですが、大掃除については、何も義務づけられたものでもないと思いますが、恒例として、市民は大掃除は年に一度あるものだと思っておるのではないかと、そういう観点から、今回の大掃除廃止については若干、要点も言われてましたが、余り市民の中で大掃除してるところはないのではないか……。また、不燃物処理地が和泉市はなくなったとか、こういうままだ廃止の要素はあると思うんですが、そう私は聞きましたので、そういうことなのかどうか。また、この不燃物を処理するところがないとなると、和泉市としては、ここ1年や2年のことではないんだから抜本的な政策が必要ではないか。今年1年やめたら、不燃物の処理が十分緩和されるというものではない。だから、当面の分だけをとって大掃除をやるとか、やらないとかの問題に結び付けるのはどうかと思う。

それと一つ申し上げておきますが、先ほど市民的にどうかというわけですが、大事なことは、この不燃物の処理地がないという半面、公害課の方から提案された問題なんです。52年度から10年間にかけて、中山製鋼が松尾の谷に汚染物質をほかしたい、10年間の契約だということです。大体、1日に大型トラック10台から12台、それが10年間続く。確かに和泉市の土地でもないんだからとも思いますが、市民的に和泉市の処理する土地がなく、中山製鋼が10年間ごみをほかす。どういうルートで許可されたか、市民的に大きな問題を持ってるとはいかと思えます。この点ちょっと公害の方に入って申しわけないんですが、処理地という意味での関係がございまして、市民にどう申し開きをするか、この点をお聞かせ願いたい。答弁の要旨をここで言うときますと、そういうことなんです。

それと、特に最後に大掃除の問題で市が単独で廃止するように思われますが、これが果たして市がただピラを一枚流すだけでよいものかどうか、この点も重要なことだと思う。廃止するなら、せめて町内会とか隣組関係とか、そういうところまで話がいつてるのかどうか。ただ、市の委員会の中で廃止しますということだけですむのかどうか、若干気になるということです。大掃除と不燃物についてはそういうことです。

3番目に、自衛隊官舎の増設による異常なテレビ電波障害が再三再四起こってくる。今回で自衛隊官舎建設は6年間で3回目なんです。これは特に黒鳥の住宅、それから、第5町会、第8町会をはさみ、その都度いろんな悩みを出してきている。これだけではなく、自衛隊問題では演習問題、またヘリコプターの騒音問題、これらによって市民は相当悩まされていることは、この3月の議会でも取り上げました。しかし、直接テレビ被害が新たに大きな範囲で出てきておりますので、これを市としては、今回はどう受けとめてやるのか。この前の第1回目のときには、

住民と自衛隊がかけ合って話をしてくれということだった。もちろん、国との問題で、市としてはそういう立場になったのか知りませんが、いかにも無責任じゃないか。住民と自衛隊がどうして話ができるか。この辺が市の怠慢であり、今後、改める意味でもこの際、はっきりとした態度を市としてどう持つべきか、どうやっていくかをお聞きしたいと思います。この点につきましては、私が一般質問の通告を出した直前に、課長からあらかじめこういうことになってますということも聞きました。だから、その点は省きますので、基本的な姿勢だけお聞きしたいと思います。

4番目に、芦部保育園増改築問題を出しておりますが、朝から他の議員さんからも、保育所問題については財政問題、また、年次計画の中でやっていくという一般的な答えが出ておりましたが、この芦部保育園の増改築あるいは新改築につきましては、私は3月議会でいきの老朽化した芦部保育園をどうするのか、120人の定員で1人畳半畳ぐらいの保育園で市はどう考えてるのかと提起した。もう実情調査した結果ははっきり出てるし、大変なことだ、何とかせないかんということを考えてますという答弁をいただきました。果たしてそれから以後、この老朽化した、つぶれかけた、危険を伴う芦部保育園を市としてどう取り組んでるか、その結果と決まった点、また、年次計画でとっているのならその計画をお願いしたい。

以上、簡単に申し上げまして終わりますが、再質問についてはお聞きしたいということをお願いして終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 時間の都合で理事者の答弁を午後に戻すことにいたしまして、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午後1時休憩）

（午後1時40分再開）

- 議長（池辺秀夫君） 大変長らくお待たせいたしました。午前に引き続き会議を開きます。午前中の寺田議員の質問に対し、理事者答弁を願います。

-
- 管理部次長（広岡史郎君） 午前にご質問のございました寺田議員さんの文化財保護の問題についてお答え申し上げます。

ご指摘のように、急激な近代化や国土の開発は、各種文化財に多大の影響を与えております。なかでも大きな影響を受けておるのは史跡として、埋蔵文化財の包蔵地でございます。本市は、ご承知のように弥生時代前期の池上大集落、住居跡の遺跡、また中期には府中遺跡、後期の観音

寺山荘の遺跡等がございます。また古墳、では、古墳時代前期の黄金塚古墳、丸笠古墳、貝吹山古墳、中期から後期にかけての信太千塚、聖神社古墳群等がありまして、和泉市は埋蔵文化財の宝庫とされているわけでございます。

ご指摘の埋蔵文化財の包蔵地については、今後、保存、保護していく上においていろんな問題がございますけれども、歴史上または学術上、価値の高いものについては、国または地方公共団体が史跡として指定し、一定の行為の規制や制限を加えているわけでございます。

そこでご質問の第一の今後、池上遺跡にどう取り組んでいくのかということでございますけれども、池上遺跡は、先ほど申し上げましたように全国的に知られている、歴史上、学術上価値の高い史跡でありまして、遺跡内の大溝の範囲内と申します重要な遺跡の59,492㎡については公有化を図っていくということで、本年5月15日、文化庁あてに史跡指定とあわせて、公有化用地先行取得事業の確認申請を出しております。この遺跡の保存法について、国の重要な史跡指定と相まって土地の買い上げについての内示を待たれているものでございます。

次に、解放センター建設用地における遺跡との関連についてでございます。過般来、当該地に遺跡の有無についての確認を目的とする調査を実施しました。発掘は、試し掘りと申しまして最小限にとどめましたけれども、全面的に遺構が発見され、多くの遺物が試掘をされております。なお、遺構は遺物、包含層すべて弥生時代後期の、また、中世の二期にわたるものでして、弥生時代の遺構としてはほぼ全面的に広がっているというように解釈されております。

この地点は、弥生時代の大集落である池上遺跡と弥生時代中期の府中遺跡とのほぼ中間に位置しておりまして、今後、周辺の遺跡との関連をみる上で重要な意義を持つものではないかと判断されております。試し掘りの結果を参考にいたしまして府教委に報告をし、文化財保護課と協議してまいりまして、全面発掘調査を実施し、記録保存の措置をとるということで決定されております。今後、この土地の所有者である公社と、市の重要施策推進室とも協議を行い、全面発掘調査についてのいろんな手順を進めてまいりたい、かように思っておるわけでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 環境整備課長（吉田利秀君） 大掃除と不燃物処理についてお答え申し上げます。

今年の大掃除については、市の人口増大と都市化の進展に従い、交通事情の悪化及び大量の不燃物を一時に集中して置く場所がない等、非常に困難になってまいりましたので、昨年どおりの大掃除ができなくなった関係上、大掃除を廃止するのではなく、その方式の変更をさしていただいた次第でございます。

すなわち、各家庭の大掃除の燃えるごみについては、現在、週2回行っているごみ委託業者の収集日に合わせていただき、燃えないごみについては、市の不燃物収集に合わせて収集したい考

えてございます。これまで夏季の大掃除としては、7月、8月の日曜日4日間を大掃除と定めて実施し、各校区ごとに町会長さんにごみ集積所を決めていただき、燃えるごみ、燃えないごみを区分して、燃えるごみについてはその地区担当のごみ収集車で収集処分をし、燃えないごみについては市の職員で収集運搬処理をしまいましたが、燃えないごみについては、大掃除の際に一日に二トン車で約80台となり、大量の不燃物を一時に置く場所がないという状況から方式を変えさしていただいた次第でございます。

なお現在、市では不燃物について、一般市民持ち込みの土砂、瓦れき等については、環境整備課で許可証を発行しまして、これを黒石処理地に置いていただき、また市の収集する燃えないごみについては箕形処理場で処理しているという現状でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君） 自衛隊官舎の電波公害についてお答えいたします。

今度、自衛隊の官舎が二棟増築と申しますか、新築と申しますか、されるわけでございますが、この建物が付近住家のテレビに与えます影響の問題について、今後の折衝に際して、防衛庁と住民とのトラブルがあるのではないかと申すふうにとらえて、市はこれに関与しないのか、というのがご質問の要旨と考えられるわけでございますが、市としては、全く関与しないという考えは毛頭持っておりません。前回の問題を踏まえまして、今回についても深く関心を寄せておる次第でございます。

去る4月には、自衛隊の実施する事前調査にも市は立ち会っておりますし、また、この二棟は10月末ぐらいに完工する予定でございますので、事後調査にも立ち会いをしていきたい。その結果によって共同アンテナの設置については、市民の生活環境を守るという立場から自衛隊と十分に協議をすると同時に、共同アンテナの設置後についても、その維持管理等の問題について、市と同様の方式をとるよう強く要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部次長（高橋新平君） 私の方で所管いたします芦部保育園の増改築について、その後の経過なり、計画等を示せということでございますので、お答えいたしたいと思っております。

芦部保育園の増改築については、その後、待機児童数の調査なり、要保育児童数等の調査を進めておったわけですが、ご存じのとおり、当保育園は非常に狭益で、現在の敷地内での増改築は不可能でないかということが出てまいりました。増改築に当たっては無論財源の確保が第一でございますが、補助制度もございませんので、増改築はいたしにくい。

そこで一つの方法として、こういう地域には新設をしてはどうかということで、新設をすべく

現在、付近の用地を物色中でございます。しかし、新築をするにしても、ご存じのとおり超過負担と申しますか、市の財政事情もございまして、予定どおり進んでおられないというのが現状かと思っております。今後、財政事情を踏まえながら整備を図ってまいりたいと考えております。

計画としましては、120名から150名の定員をもって、ゼロ歳児から保育していきたい。用地については、約2,500㎡の敷地を確保したい。こういう計画でもって進めておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

- 20番(寺田 茂君) 4点について大体ご答弁をいただきましたが、再度お聞きしたい点もございまして……。

まず、池上遺跡の問題ですが、市として、また教育委員会として、特に池上遺跡は重要であるとはっきり申されておりますが、48年度の当初予算に計上されてから自然消滅で、自後の問題に持ち越されているように思うんですね。いま、特に必要化されている部分があるわけですね。

池上遺跡の場合、10億円ぐらいの先行取得があったらいいんじゃないかと聞いております。政府の50年度予算の中でも、地方債、公社等による先行取得にかかるもの50億というものが予算化されておる。また、文化財については、特に大阪が大きなウエイトを占めているということで、国も大阪に相当な力を入れていると聞いておるんですが、国の50億と和泉がやろうとする約10億、まあ余るとは思うんですが、この計画と見通しはどうか、ということが一点。

第二点目に解放会館の問題。いまの答弁の、文化庁に申請してその方向で進めたいというのは当然のことだし、そうあるべきだと思うんですが、今回、衆議院の本会議では、特にこの問題は大事ですよということで、5月27日に全会一致で可決された改正案がありますね。この改正案はいままでとかなり変わっていて、国などの調査機関においては、相当な調査期間とか、準備段階での問題が提起されているわけです。だから、そういう線上に乗って進めていくのかどうか、その辺の見解を……。

- 管理部長(広岡史郎君) 池上遺跡の史跡等の土地先行取得、いわゆる公有化の問題でございますが、先ほど申しましたように、5月15日に文化庁へ私参りまして、記念物課長と協議し、50年度には10億円、52年度に10億円、54年度に11億1,739万7,000円という年次計画で、5万9,000余㎡の用地を公有化するという計画書を提示したわけでございます。

ご承知のように、昭和50年度では、国では50億円の予算措置をされております。また直買いと申しまして、一般会計等歳入歳出を見ての予算計上の形に持って行く直買いの分は、35億の予算が計上されております。従前、こういう形で用地の公有化を図るべく債務負担行為等の手

続をしてまいりましたが、新しく50年度に債券発行の手法ができましたので、それに乗っかって今後10何カ年の間、総額46億41024,000円の用地を買い上げていくというのがその計画でございます。

それから第2点目の、お説のとおり、衆議院で文化財保護法の一部改正が全会一致でもって可決され、ただいま参議院の文教厚生委員会で審議されております。その内容も十分に研究もいたしておりますが、土地の公有化を図るについての地方自治体の権限の大幅な強化と、史跡指定をされた場合の一定の行為の制限、制約についての規制強化という形で、遺跡の保存、保護に努めるという内容のものでして、今後、この法に基づいて運用していきたいと考えております。

- 20番(寺田 茂君) 池上遺跡の問題については、積極的に進めていてもらいたいと思うんですが、買い上げについて何回か交渉しているんだけど、二転三転しているというところがあるそうです。これも結局、こちらの権えによってそういうふうにもなるんでね、はっきりとした態度で交渉をやってもらいたい。待てば値が上がるというふうな交渉の仕方では、どこに力点があるのか、ちょっとぼやけてきますので、その点よろしくお願ひしたい。

それから、積算単価は52,400円で、いまでもそうですか。部分によって変わるんですか。

- 管理部次長(広岡史郎君) 公回、国に出しましたのは、お説のとおりでございます。過去数年来取り組んでまいりましたが、年々単価は上がっております。鑑定価格なり周辺の土地の売買実例に基づいて算定されております。
- 20番(寺田 茂君) 積算単価については、そのつど若干変わることもあり得るわけですが、はい、わかりました。

第2点目の解放会館の今後の調査ですが、教育長、この問題は教育の立場から出ているんですが、今度の改正法 — 衆議院を通過して、いま改正されようとしているわけですが、ぼくが指摘したのは、解放会館だけという意味ではなくて、今後の発掘調査なり、機関というものを前提に和泉市として取り組む基本姿勢が要るように思うんです。今後の見通しと基本政策、これに対処していこうという教育委員会の姿勢をひとつ。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

文化財の保護についてはいろいろご見解をいただいております。貴重な遺産としてその保存に努めなければならないのは当然の責務でございます。今回、国でも審議されている保護法の一部改正案の内容は、保護基準の強化ということが主軸になっております。

急激な進展に対応して、史跡等の保存対策を今後さらに積極的にやらなきやいかんと思っております。このたびの建設予定地の取り組みについては、試掘調査で全面調査を行い、記録を保存

することが望ましいという府の指示もございまして、全面調査を積極的に行うということで対処していく考えでございます。

以上、お答えいたします。

- 20番(寺田 茂君) 現在は、文化庁の指示待ちということになるんだろうと思うんですが、ただ、今度の改正案の中でこういうことがうたわれております。開発を進めていくなかで悪徳なやり方というか、許可なしに業者が掘って、後でそこにあることがわかったというふうなことがあってはいけないので、こういうときは、最長9カ月の現状変更の停止命令権を発動することができる、とうたっているわけです。

だから、国なり、府なり、市が、機関としてやる場合は、業者がさえこれぐらいの発令をしているんですから、市としては、これを十分見ながらやっていかないと大変なことになる。業者にはきつくして、市はどうでもいいんだということではなしに、十分にその点を頭に入れてやってほしいと思うんです。これはこれで結構です。

それから、大掃除については、廃止ではない、週2回取りのごみに便乗してもいいしということなんですが、市民が8月の何日と何日は大掃除だと受けとめているやつをどうするんだと聞いているんです。そして、不燃物処理については、長期計画の中でこの問題をどうするのかと。和泉市では処理場がなかなか見つからない。しかし、先ほど申しましたように、中山製鋼が1日12台のトラックで10年間ほかせるところの4万㎡の土地 - 52年度からやろうとしているんですが、そのことを市民的にどうひらくのかということを知っているんです。

大掃除については、確かに見ている範囲では、現在、軒並みに掃除をするということではないということはわかります。しかし、従来大掃除のときには特定の集積場を設けて、町会長さんなりに指示をしていた。だから、町会長さんは毎年ここに置くんだということが頭の中に入っている。今年はそれをやらないのだとしたら、そのことを町会長単位に言っているのかどうか、また、廃止の方向に今後向かうのかどうかということなんです。過達してないとすれば、日曜日にはまた去年と同じところにほる可能性があります。その問題をお聞きしたいわけなんです。

- 交通公害課長(梶木岑雄君) お答えいたします。

方式の変更については、各町会長さん、自治会長さん、婦人会の会長さん、衛生率仕婦人会の会長さん方に十分連絡しております。なお、近く出される6月の広報にも詳しく説明を入れたと思います。

それから、不燃物収集の日割りにについても、いままで40日に1回であったのを、7月、8月の夏季については、30日に1回ということをやっていきたい、このように思っている次第で

ございます。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 第2点の中山製鋼の長期ビジョンに立った10年計画、いわゆる中山製鋼から排出される鋼渣等の埋め立て処分地確保と関連して、和泉市が長期展望に立つのかどうかという趣旨のご質問だろうと思うんですけども、この点については、当初予算において5億3,150万円でございましたか、不燃焼物の処理地計画ということで交付公債の予算議決をいただいたわけでございます。

本件については現在、事務段階で買収交渉を進めておりまして、近くその具体案が出ますので、所属の委員会等にもお諮り申し上げ、十分検討をしていただきたい、かように思っております。今年中には、長期ビジョンに立った和泉市の不燃焼物の捨て場ができる可能性はございます。

- 20番（寺田 茂君） 私の言うのは、町会長さんなりに対する通達やなしに、意見を聞いたのかどうか。当然そうですよ。意見を聞かずにやったら大変なことになるんでね。意見を聞いてやったかという意味なんで、その点ご理解願います。

それと、宇沢部長の言われた和泉市の長期ビジョンの問題なんですけど、私の聞いたのは、中山製鋼の問題と大掃除廃止の問題を仮に並べて市民が聞いたときにどうですかということだったんですけど、今年度中に処理場ができる、そのことを確認してよろしいですか、和泉市の長期計画。それでよろしいですか。はい、結構です。

- 交通公害課長（梶木岑雄君） 非常に申しわけないんですけどございますが、前回の役員総会には一応、これの提案をしまして意見を聞いておりますが、町会長さんなり、自治会長さんなりには、直接意見は聞いておりません。
- 20番（寺田 茂君） 今年の当初予算として102万ですか、出ておるんですけど、これとの関連で、確かじんあい処理云々というふうに出ているんですけど、これはどうですか。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） 燃えるごみについては、去年は委託で処理をして支出したわけでございますが、今年については、先ほど私がご説明を申し上げ、また議員さんもおっしゃられたように、習慣上その他で、どうしても自衛に掃除をされる方もあると思います。そのなかで市としても、燃えないごみについては、業者に委託をして処理をせないかんと考えまして、その費用に充当いたしたい、このように考えている次第でございます。

- 20番（寺田 茂君） 結構です。

第三点目に、公害課長からテレビ公害の問題でお答えをもらったんですけど、6年前からいまの官舎が第三期工事に入っているわけですし、そのつど問題があって、住民から要求なり、なんなりが出ている。一番最初のときには、町会と陸上自衛隊と直接話をしてくれということだった関

係で、そういうふうに進んだことも事実です。

そのなかで、橋渡しとして市が一応出てきたんですが、交渉の過程では、後の維持管理とか、器具の破損とかいうものについては、市民が負担するという若干ありがたくないことになった。これは取り決めのときに、市が囁んでいなかったことが一番の原因だったと思うんです。

その辺で心配点が残ると、今度の第三期工事で二棟建って五棟になる。大体、四階建なんです。これで黒鳥の第五、第六町会がほとんどふきがれる。いま建っているところは若干高いんです。普通の家の屋根ぐらいから建ってきて全部かぶさってしまう、というのが今回のテレビ公害の大きな問題なんです。

この間、事前調査に来た段階では、三本建つとかいうふうなことを聞きました。窓枠もなにもやってない、コンクリートで柱ができていくという状態のなかで、三本建てたらいけるとかいう話も聞きましたが、その辺の確認と、市は、完成時に住民とともに調査をするということを実行してほしい。テレビ塔が五つ要るのか、六つ要るのか知りませんが、そのなかで初めて計画を出してやらないと、いまの段階ではアンバランスになるんじゃないか。

アンテナ一本でいま、30軒から40軒が対象に入っているようですが、非常に悪いです。器具も大体3年目には必ず悪くなる。しかも、一つかえるのに相当な金額がかかるわけですが、それが個人負担になっておる。その辺のこともあわせて市は自衛隊と交渉できるのかどうか。これができないとすれば、官舎は後から建ったんやからのいてくれと住民が言うのも当然だと思ふ。市としては、その辺の配慮をしていかないかん。

最後にもう一つ、官舎はさくの中にあるから一体、いつ建つのかわからん。それを市としては、先に感知できないのかどうか。建てば相当な公害が発生することはわかっているわけですから、自衛隊とその辺の協議はできるのか、できないのか、これは一課長のならぬでは無理だと思うんで、市長どうですか。無計画に建てゆく官舎のなを市は後で整備するのか、それとも、事前に参画するのか、その点だけ、市長からご答弁をいただきたい。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君） 現在のところ、事前調査を終わったばかりで、その結果の資料を送るといふ約束は取りつけておりますが、資料は現在ついておりません。ですから、三カ所建てるとか、四カ所建てるとかいうことについては、私、まだ耳に入れておりませんので、はっきり申し上げられません。

なお、事後処理については、住民参画も必要だと考えております。当然、自衛隊と協議すると同時に、事前に住民とも十分に意見を交わしたいというふうにも考えております。

最後の問題については、私としてはちょっとなにでございまして……。

○ 建設部理事（林 徳次君） 後段のご質問に対して、建設部からお答え申し上げます。

建物の大小にかかわらず、たとえ自衛隊であろうと、なんであろうと、開発課の建築指導係のところへ建築確認申請という形で出てまいります。ご指摘の建物につきましても、関係課と必ず歩みをいたして処理をいたします。今後ともその方針で臨みます。

以上です。

○ 20番（寺田 茂君） いま、公害課長から言われましたが、今後、大きな範囲の中で調査していただくことを要望しておきたいと思います。というのは、現在すでにありますんでね。ただ合い間、合い間のところが抜けているわけです。完全に家ができて、いろんな物が横に出てきたりしたらシャットアウトになったという家がある。その辺の心配があるんで、今後、調査していただいたら……。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君） その点についてもご要望どおり、自衛隊と協議いたしまして、何らかの形の検討をいたしたいと考えております。

○ 20番（寺田 茂君） 林理事から答弁をもらいましたが、二棟建つということは事前にこちらにわかるわけですか。

○ 建設部理事（林 徳次君） はい。

○ 20番（寺田 茂君） そうすると、あの場所ではテレビ障害が出ることはまず判断できるのではないかと。改良住宅がありますけど、あの裏側も全部そういう対象に入ったんですが、このときは公害課でなくて、土木の方で問題を処理したと承っています。今度の自衛隊の問題も、土木の方でやったら発見度も早いのではないかとと思うんですが、その点はどうですか。

○ 建設部理事（林 徳次君） いま、比較になっております建築物は、市営の建物でございますので、改良事務所、主管課であらかじめ予想できます公害に対処すべく、たとえばHKKの技術者を導入して調査し、必要経費を計上して直管で対策を立てるわけですけれども、ご指摘の分は、国の機関の執行する建物でございますので、市として予算化することができません。事前に公害課と協議して対策を進める以外に、基本的には処置のしようがないわけでございます。

ただ実例として、この二棟のときには、これは記憶ですので正確さは保証いたしかねますが、南側にある黒鳥住宅、これへのテレビ障害が起こるであろうということから、建築課長と対策を考え処置をいたしたように思っております。ただ最近、予想外にその範囲が広がって、ご指摘のような問題が起こっておるわけですが、引き続き対策については、公害課を通じてやっていきたい。今後ともそのような考えで臨みます。

○ 20番（寺田 茂君） この問題については、公害課とあわせて自衛隊に向けて進めていただ

くことを要望しておきます。

最後に、芦部保育園の問題ですが、これは定員何人ですか。

○ 保育課長（田中二三夫君） お答えいたします。

現在、定員は60人でございます。

○ 20番（寺田 茂君） 現在、何人入園されてますか。

○ 保育課長（田中二三夫君） 50年4月現在で112名でございます。

○ 20番（寺田 茂君） さっと見て定員の倍ですね。これどないしますの。三月のときにも、49年度の定員60名に対して112名と、100名をオーバーしている、この状態をどうしますかを私どもは言ったんです、新築の方向に向かいたいということと言われましたけれども、用地なんかは確保できるんですか。

○ 市民部次長（高橋新平君） ちょっと補足説明いたしたいと思いますが、定員60名というのは、もともとありました園舎の法定の定員でして、その後、小学校の一教室をお借りして需要にこたえていきたいということで、現在、百余りの定数の規模で保育しているわけでございます。

この保育園については、老朽も激しく、要保育児童がこの地域は非常に多いということから、増改築をやらないかんとということで進めてまいったわけですが、先ほど申し上げましたとおり、敷地もございませんし、増改築も不可能である。新設せざるを得ないということで、現在、新設に向けて用地を物色中でございます。

○ 20番（寺田 茂君） 先の答弁では定員60名で、後では小学校を改造したりなんかで100名定員だと。条例ではどちらが本当ですか。

○ 市民部次長（高橋新平君） 条例では60名です。

○ 20番（寺田 茂君） 条例で60名なら、100名の定員ということはないでしょう。

○ 市民部次長（高橋新平君） だから、いま申しましたように、法定の定員は60名なんです、それでは地域の需要にこたえられないので、小学校の一教室をお借りしてそこで保育しているわけです。その規模でいきますと、約100名程度の保育ができるということでございます。

○ 20番（寺田 茂君） 100名規模の場所があるということですね。100人を対象にして、1人当たりどれぐらいになるのか、計算は出てますか。

○ 市民部次長（高橋新平君） これも法的に最低基準が設けられていまして、園舎については1人当たり1・5㎡、用地については4・5㎡となっております。したがって、基準には全く合っておりませんけれども、これは国が定めた最低基準でございますので、その点ひとつご了解を願いたいと思います。

○ 20番(寺田 茂君) 国の基準では、60人のところを小学校を借りて100名定員にしておることなんです、芦部保育園100名に対してその基準はどのくらいになっているのか、こういう計算は出してないわけですか。

○ 市民部次長(高橋新平君) 1人当たり約8㎡が必要かと思えます。

○ 20番(寺田 茂君) とても8㎡ないでしょう。預かってほしいという要望は確かにたくさんありますけど、増改築をやるんかなと思てると、今度は新築をしたいという。だからだんだん遅れるんです。そして用地はどうかというと、ないということでしょう。どうも市としては誠意がないように思うんです。

芦部保育園についてはこれはこれでよろしい。ただ新築するならするで、具体的に用地の問題がここまで進んでいるんだというものがなかったら、市民に発表できませんわね。発表したら笑われますわ。市民から120人ゆっくり入れるように増改築してくれという要望が出ますよ。そういうことのないようにははっきりした形をとってもらわんといけない。これは福祉向上の問題だと思いますので、次の議会くらいまでに積極的に取り組んでもらうということを要望して終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に17番山田清二君。

○ 17番(山田清二君) 最初に、時間にある程度の制限がされておりますので、答弁はできるだけ簡潔にお願いしたい。回りくどい答弁のために時間がいってしまうというのがいままでの状態でございますので、そういうことのないようにお願いしておいて、質問を申し上げます。

まず、今年の施政方針で市長は、任期最終の年度でございますということを断わりながら、多くの約束をしております。その任期もあと数カ月のところへきていますが、市長はその施政方針をどう実行し、どのように具現化していこうとするのか、ほとんどその努力が感じられない。その意味で少し確認しておきたいことがございますので、通告の第一の「市長の施政方針」について幾つかの質問をいたしたいと思えます。

創意と工夫をこらし、今日叫ばれている地方財政の危機を乗り切るべく決意を新たにいたしている次第でございます、というふうに言っているわけですが、どのように決意を新たにされたのか、ということについて答弁が出ておりません。それから3カ月たっているわけですが、決意を新たにされた結果どういう措置をしたのか、具体的に説明をしていただきたい。

次に、職員給与と費についても分析検討を加え、給与水準の適正化に格段の努力を傾注すると言われておりますが、分析検討の結果を発表していただきたい。また、適正化について努力をされ

た結果はどうなっているのか。

それから、解放会館については、審議の過程で市長の答弁がいろいろ出ているわけですが、施政方針では国及び地方公共団体の責務であると言われております。したがって、それによって予算化もし、計画も立ててあるんだらうとは思いますが、建設の見通しはついておるのかどうか、また、審議の過程で出てきた地元町内会との了解はついたのかどうか、もし、ついておらないとすれば、そのための努力をどのようにしたのか、市長の責任において地元町内会の了解をとって必ず建設いたしますと市長は答弁をしておる。のろのろしていたら市長の任期中には間に合いませんから、この点ははっきりと答弁をしていただきたい。

4番目は、事務配分の適正化、税財源の再配分、超過負担の完全解消の三つをうたわれ、積極的に行動すると言われていたんですが、積極的行動の結果どうなったかを発表していただきたい。

5番目は、救急業務は市民生活に欠くことのできない役割りを果たしている、その体制の整備充実の必要性云々と言われていたんですが、どのように整備し、どのように充実したか、発表していただきたい。

6番目は、社会的公正を実現するため、身体障害者等多くのハンデキャップを持った人に対して社会保障の充実を図ると言われておりますが、今年度これだけが充実できたという具体例を示していただきたい。これが第一点。

第2点は、交通災害共済制度の問題です。年間540円掛ける保険ですが、設立の当初から市が運営するようにすべきだという意見を申し上げてきました。しかし、海のものとも山のものともわからないということで、保険会社に委託するという形で来たわけですが、それから年数も相当たっております。年費の途中は無理としても、来年度あたりから市独自でやるようにできないものかどうか、また、その意思があるかどうか返事をしていただきたい。同時に、ことしの加入者数と、それが和泉市の人口の何%にあたるのかも教えていただきたい。

もう一つは、去年とおとどしの加入者数及び人口比、保険料の総額、給付者数及びその金額、市全体の事故数と保険加入者の事故数並びに人数、これも発表していただきたい。

それともう一つは保険請求の手続でございます。最初審議の過程で、事故があったら即日支給するというのが前提であれば、土曜日の午後はどうなるんだ、日曜日の場合はどうなるんだということまで質問が出て笑われたんですけども、土曜日の午後とか日曜日はいたし方ないとして、ほかの日に事故があった場合にはその日に払えるようにしたいということでやってきたわけですが、現在、果たしてそのようになっておるのかどうか、担当者から返事をしていただきたい。

それから、いまにも少し関連しますが、これがどのように支払われるのかすら知らない担当

者がおるということです。事故でけがをした人が、きれいに治ってからでないと金を出ません、というような答弁をしておる担当者がおる。そういう事実と、当初、設立するときの審議の過程とを一遍比べていただきたい。

次は自動車賠償責任保険ですが、これは強制ですから相当数の市民が入っているわけですが、加害者が請求する場合ならいざ知らず、被害者請求というのが相当あるわけです。被害者はけがをさせられよ上、保険の手続であっちへ行ったりこっちへ行ったりして、十何とりの書類をつくらなければならないということで、大勢の市民が困っているという状態です。市としてはこれを代行するか、親切に教えてあげるとかいうふうな形がとれないものかどうか。市が請求手続の代行をすることができないものかどうか。

もう一つは、府でやっているつなぎ資金でございますが、この制度を知らない人が多い。つなぎ資金の場合は、府が肩がわりで請求することになっているんですから、府でできることを市ができない道理はない。市が代行できるはずだと思うんですが、この点の解釈をはっきりしていただきたい。

同時に、交通公害課の職員は請求の方法、手続、会社の所在地ぐらいははっきり知っておいていただきたい。損保会社は何百もあるわけじゃありません。恐らく、和泉市の人が入っている保険会社は10以内に限定させているのではないかと思います。和泉市にどこどこの出張所があるのか、一番近い出張所はどこにあるかぐらいのことは知っておいていただきたい。聞いても、大阪ですよというふうな返事をしておる職員がおる。大阪にあることは決まっていますよ。

あわせて市内在籍の自動車数と、去年一年でもいいですが事故数、その事故の中で自賠償の保険で解決したのが何件あったか、それを調査して発表していただきたい。

4つ目に、和泉府中駅前タクシーの問題ですけれども、再三にわたって和泉出身の議員、タクシー業者、交通公害課、そして警察も含めて協議をしておりますが、実情は何ら変わっていない。どのように協議し、どのようにしていこうとするのか、市の態度をはっきりしていただきたい。

同時に、同じ和泉府中駅前ですが、あの周辺の自転車道をどのように処理しようとするのか。多くの人たちが自転車で通勤していますが、置き場がないので駅前周辺にずらっと並べてある。当然、盗難も起るし、交通の妨害にもなっている。これを市は個人のことでだからと見過ごしていこうとするのか、それとも何らかの対策を立てる意思があるのか。もし、その意思があるとするならば、どのようにしていこうとするのか、この点をはっきりしていただきたい。また、北信太駅前及びその周辺も同じ状態ですので、この点もあわせて返事をしていただきたい。

もう一つは、鶴山台の取りつけ口といいますが、三差路ですが、こちらから行けば左側ですけども、多分市だと思いますが、買収して、バスが回転するためのなにとしてつくった場所がございませう。ここはいま、バスが回転しないために駐車場になっているわけです。これは市営の駐車場なのか、あるいは不法駐車なのか、あるいは市は黙認して駐車場として使っているのか、そのいずれであるのかをはっきり返事をさせていただきたい。

通告の五番目の水道の問題については一応結論が出ておりましたので、一般質問からは省略いたします。

以上。

- 議長（池辺 秀夫君） ここで暫時、休憩いたします。

（午後 2 時 5 5 分休憩）

（午後 3 時 2 1 分再開）

- 副議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山田議員の質問に対し、理事者は職名、氏名をはっきり述べて的確な答弁を願いたいと思いません。では理事者答弁。

- 市長（藤木秀夫君） 山田議員のご質問に対してお答え申し上げます。

ご質問の創意と工夫をこらし、その決意によってということでございますが、三月市会において施政方針を申し述べ、以来二カ月を経過いたしておりますが、この間、各部長を通じまして、事務事業の執行にあたっては最小の経費でもって最大の効果を上げるよう、合理的方法でもって当たるよう指示してまいっております。各部課長ともその決意でもって事務執行に当たっていただいております。

次に、事務配分の適正化と税財源の再配分、超過負担の完全解消に向けての行動の結果がどうかのご質問でございますが、これについては、常々、私が陳情しておりましたギャンブル収入のある市と、ない市とで大差がある、ギャンブル収入のある市を減額し、その分をない市に回していただくということで、昨年の交付税においても千万の増額をみた次第でございます。

それから、解放センターの方でございますが、何回とならずお願いに行っておるわけでございますが、この点は所管の方をお願いすることにいたしまして、以上でご理解賜りたいと存じます。

- 重要施策推進室解放センター推進担当（小林一三君） 山田議員さんから、解放センターは国及び地方公共団体の責務であるということで三つの質問があったと思えます。

まず、建設の見通しがついたかどうか、それから、地元町会の了解が果たしたかどうか、そして今後、それに対しどのような努力をしていくのか、ということかと思えます。

第一点の事務的な面でございますけれども、ご承知のとおり今回計画しております解放センターについては、隣保館機能と、青少年センター機能と、社会教育センター機能の三つの機能から構成されてございます。うち隣保館機能については、国庫補助事業でございますので、府と第一回の……。

○ 17号(山田清二君) ちよっと議事進行のことで、質問は、解放会館の性格を聞いているのではなしに、建設の見通しが果たしたのかということなんです。国の補助がどうかというの、すでに予算のときに充れているんですから、その位置に建てられるのかどうか、それだけ答えてもらえば結構です。

○ 重要施策推進室解放センター推進担当(小林一三君) それでは事務的な面は省略いたしまして、建設の見通しということでございますが、地元町会のご協力をいただく点については、市長以下、再三にわたってお願いに上がっておりますけれども、現在のところ、まだ完全とはいえないわけでございます。今後とも、引き続きましてご協力をお願いに参りますとともに、当然国、府との協議の時期を勘案しまして、地元議員さんはもちろんのこと、特別委員会等にもご報告申し上げましてご協力を賜り、実施を図りたい所存でございます。したがって、事務的な面と、ご協力を得るためのなにとの両面から並行して行っておるというのが実情でございます。

○ 副議長(竹下義孝君) 次。

○ 総務部次長(門林六男君) 職員の給与の問題でございますけれども、皆さん方も新聞紙上でご承知のとおり、大阪府下衛星都市につきましては、ほとんど国家公務員よりは上回っておるのが現状でございます。自治省が発表されているこの問題については、一般行政職のみで、専門職が含まれていないという点で多少の問題はございますけれども、和泉市においても、高校卒初任給につきましては、国を100とした場合、133となっております。本年4月現在におきまして、大阪府下が給与の実態調査をやっておるわけでございますが、これらの実態も勘案しながら、最近の社会、経済情勢に応じて検討せざるを得ないというふうに承知いたしております。

この問題については、本年度民間企業においては約14%の賃上げが行われまして、これに伴い人事院におきましても、今後、国家公務員に勧告が出されるものと思えます。この勧告が出た時点におきまして、職員組合とも話し合いながら適正化に努めてまいりたいと考えております。

参考までに申し上げますと、和泉市の職員については、平均年齢が32.8歳、勤続年数は10年11ヵ月、平均給料は124,100円というのが現状でございます。

○ 副議長（竹下義章君） 次。

○ 市民部長（内田 繁君） 私の方の所管いたします中の老人、身体障害者等、多くのハンデキャップを持った人々に対して社会保障の充実を極力図る、その具体例を述べようということですが、いまから申し上げます具体例は、この9月までに実施するという予定で進めているものでして、まず第一は、身体障害者あるいは身体障害児に対する給付制度の充実でございます。すなわち一般の者については、現在6,000円を給付しておりますが、これを8,000円にしました。それから、児については12,000円を15,000円にいたしました。また、二級については、者の方は5,000円を7,000円に、児の方は10,000円を12,000円にそれぞれ増額給付することになりました。

それから、重度障害者あるいは児に対する家庭奉仕員の派遣回数を増加しました。一週間に一度派遣しておりましたのを二回にするというふうに、回数をふやしたわけでございます。

次に、老人対策についてでございますが、まず、敬老の日までに支給するようにしております敬老祝い金、これは現在、5,000円で年齢は80歳までということでしたが、77歳に下げて実施いたすようにしております。

それから向老期ですけれども、今年度新たに取り入れまして、市独自で向老期に向けての健康診断を行う。これも9月に向けて準備を進めております。65歳までは、一般健康診断でもってやっておりますので、向老期としては、60歳から64歳までということでございます。

それから、寝たきり老人に対する友愛訪問でございますが、現在、老人クラブに委託しまして地域的に実施いたしております。寝たきり老人に対しますご相談、その他奉任的な活動もしていただいているということでございます。

それから老人憩いの場、いわゆる老人集会所でございますが、本年も二地域が決定しておりますので、老人クラブ等とも連絡調整をして設置すべく実施に取り組んでおるということでございます。

以上です。

○ 副議長（竹下義章君） 続いて答弁

○ 消防長（和田増義君） 救急の施設についてどうなっているかというご質問でございますが、消防関係の搬送の面だけについてお答え申し上げます。

現在、年間約2,000名の搬送をしておりますところでして、これに対し救急車2台をもって運営いたしておりますが、そのうちの1台が非常に古くなりましたので、今年の当初予算に組みましていただいたわけでございます。国、府の補助もお願いしておりますので、おっつけご内示をいた

できるものと思います。ご内示があり次第買いかえたいと思っております。

以上でございます。

○ 副議長（竹下義章君） 次。

○ 教育次長（阪東重信君） 市民部長からお答え申し上げました福祉対策に加えて、教育予算に計上の身体障害児対策としての養護学校への足の確保につきましては、予算に計上の計画どおり、対策を講じておることをご報告申し上げたいと思います。

○ 副議長（竹下義章君） 次。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君） 交通共済制度についてご答弁をさせていただきます。

まず、第一点の市単独経営に移行する時期ではないかと。全くそのとおりだと私も考えております。しかし、48年度末現在の過去3年間のロスレシオといいますが、損害率が54%強であるという実情からいって、なお十分な検討の要があると考えられますので、いましばらく時日をかしていただきたいというふうに考えます。

第二点目の今年度加入者数及び人口比につきましては、50年5月末現在の加入者数は7,931人、同月末の人口は119,409人でございまして、その加入率と申しますか、人口比は6.6%となります。

次に、49年度の加入者数ですが、これは7,531人、そのときの人口が11万9,400人で、人口比は6.3%でございます。それから、保険料総額は3,583,405人。給付者数及びその金額は、50年3月31日までの受け付け分で27人、金額は87万円でございます。ちなみに48年度の内容を申し上げますと、加入者数は6,552人、そのときの人口108,235人、人口比は6.1%。保険料総額は3,301,020円でございます。50年3月31日受け付け分までを含めると、給付者数は46人で、その金額は1,857,000円でございます。

それから、市全体の事故数、加入者数等についてでございますが、まず、市全体の事故数は、これは年末で資料を出しておりますので、49年12月末現在で申し上げますと、人身事故のみが449件、死傷者を合わせますと563人。それから48年12月末現在では、人身事故についてのみが504件、死傷者合わせて638人でございます。

それから、交通傷害保険加入者と件数との比較でございますが、比較することが少し困難な点もありますので、先ほど申し上げた48年46人、この内訳で市内と市外の事故発生数を申しますと、49年では27人のうち20人が市内、あとの7人は市外で事故を起こしております。死亡者は1名でございます。これは市内事故発生場所での一人として上がっております。48年度では、46人のうち市内発生は26人で、市外発生が20人。26人のうち死亡が1名含まれて

おります。

それから、3点目の請求手続の簡素化につきましては、発足当初からいまだに内容等は変わっておりませんが、治療期間が二カ月未満のものについては、請求書が提出されたら即日審査をし、即日支払いをいたしたいということで、現在も行っております。ただ、二カ月以上長期にわたる治療期間を要するもの、あるいは死亡等の手続につきましては、当協会の査定を待たざるを得ないという現状でございます。

なお、手続の簡素化につきましては、ご趣旨に沿って今後、可能な限り簡素化していきたいと考えております。

次に、自賠責の問題で、請求手続を市で代行できないかということでございますが、残念ながら、代行はできないということしか申し上げざるを得ないわけなんです。しかしながら、手続についてご相談を受けた場合には、これに対応できるひとつの知識といいますか、そうしたものを身につけて、懇切丁寧に相談に応じていくというふうな配慮はしていきたいと考えております。

生活のつなぎ資金等の申込手続につきましても、これは大阪府の貸付制度でございますので、大阪府民センターあるいは大阪府交通対策課等と連絡を密にしまして、そういった方々の代行ではなしに、代書的なといいますか、記入方法等についてはできる限り行っていきたいと考えております。

それから、課の職員はこれらの制度、手続等について熟知するようということでございますが、ご指摘のとおりでございます。今後、課内研修を充実し、相談に応じていただけるような知識の涵養に努めたいと考えております。

それから、市内及び至近の取扱場所を発表しろということでございますが、まことに申しわけないのですが、現在、市内の保険会社は同和火災の支店が一カ所あるのみでございます。堺、岸和田等に損保協会に加盟の保険会社が22社ほどでございますが、それらの場所等については、照会をして資料を取集中でございます。後日、また発表ということであれば、発表していきたいと思いますが、とりあえず照会をしまして、課の職員がわかるよう一覧表を作成しまして、今後、さようなことのないよう対応をしていきたいと考えております。

それから、市内在籍の自動車数と事故数、自賠責保険が適用されたかどうかという問題でございますが、まず、市内在籍の自動車数は、軽四を含めて約2万7千台と把握いたしております。それから、事故数は、警察等の資料によって申し上げますと、49年末現在で119件でございますが、車対人との関係の事故数については、警察資料にもちよっと載っておりませんので、お答えいたしかねる次第でございます。まことにござんではございますが、ご了承願いたい

と思います。それから、自賠責保険を適用されたかどうかの件数についても、まことに申しわけございませんが、把握いたしておりません。

それから、4番目の駅前交通及びその周辺の事情等についてでございますが、一点目の和泉府中駅前タクシーの問題については町関係、警察と再三協議を行った結果、去る4日に市の態度、進め方、考え方などが一応まとまり、これをタクシー業界並びにタクシー近代化センターへ申し入れを行っております。ご指摘のように現状、旧態依然でございますが、できるだけ早い機会に市及び警察の示した内容に基づきまして、業界が自粛することの實現を図っていきたいと考えております。

和泉府中駅前周辺並びに北信太駅前周辺の自転車の問題については、卒直に申し上げまして、私どもも苦慮いたしておる次第でございます。市関係課、警察等といろいろ協議もいたしておりますが、まだ結論に達しておりません。今後とも、この問題については協議を行って、市民の歩行、交通の妨害あるいはごみ・屎尿車の妨害にならないよう、また、緊急消防車、緊急自動車の交通妨害にならないよう何らかの方法を考えていきたいと思っております。

それから、最後の問題については私の方からは申し上げられませんが、関係課の方からお願いたしたいと思っております。

- 副議長（竹下義章君） 次。
- 甲地担当理事（西川武雄君） 北信太駅前線のバス回転広場の駐車につきましては、これは全くの不法駐車でございます。
- 副議長（竹下義章君） 以上で理事者答弁終わりました。
- 17番（山田清二君） 施政方針に関する問題をきょう聞いた真意は、市長が議会に発表し、市民に約束したことをどのような姿勢で取り組んでいるかということを知りたかったわけなんです。それぞれ担当の方から返事をしていただきましたけれども、一部を除いては、通常やっていることを言うているわけで、決意を新たにしたとかどうかというようなにはなかつたと思えます。

特に解放会館の問題については、この三月議会でも市長ははっきり約束したはずで、私の責任で地元の詳細をとりますと云った。そのとき、いまからでも行って了解をとるようにせいと言ったんですが、その後、地元には長い間何にも話がなくて、突如として地元の議員、主婦は来いと、行ったら、市は一体どんな考え方でおるんだということを聞かれた。

市長はどのような形で、どんな話をしてきたのか知りませんが、任期中にこれ、全部できると思っているの。了解とれると思っているの。こんなものは人に任ずんやなしに自分で行ってや

ってこなあきません。そのように議会で約束したんやから。全然行かなかったわけじゃない、行ったこともあるかもわからんし、また、行けば向こうは何にも言わへんねやということかも知りませんが、何にも言わんということはよろしいということじゃないんです。そういう面も含めて、もっと積極的に了解を得ていかないかん。そうでなかったら地元の了解なんて得られませんよ。

話がつかなきや建てんということなだから、地元の人ばむしろ話がつかん方がええわけなんだ。なぜ地元の人が文句を言うているのか。あそこへ解放会館を建てること自身に文句を言うているんじゃない、地元へ何の相談もなしに勝手に決めて建てるといふから怒っているんです。そういう面ももう少し考えて積極的に取り組んで行ってほしい。

それから事務配分の適正化、税財源の再配分、超過負担の完全解消でギャンブルの配当をよけもらうようにしたんだと言うけれども、事務配分の適正化とそれとどんな関係があるの。適正というのは正しく適しているということですよ。

こどしは職員の新規採用はなかった。しかし、未曾有とまではいわんが、大異動を行った。いま、答弁をそれぞれもらったけれども、質問の意味がどんなことやらわからんような答弁をする課長さんもある。たらい回しというんか、なんか知らんけど、ぐるぐるぐるぐる回している。これは市長直接ではなかったけれども、去年の年末に助役を通じて、新規採用をしないのなら異動は最小限度にとどめておくべきだという申し入れをしてあった。助役なんかはその時分、やめるつもりであったのかどうか知らんけれども、何の考慮もなしに大異動を行った。せうかくいろいろの仕事覚え、これから本腰を入れてやっていこうとすると、ぼっとかえられてしまう。だから何がなんやらさっぱりわからん。これは一体どうなっているやと聞いて、実はこうこうですと、こっちが説明せなんだらいかんというような状態が出てくる。

それで事務配分の適正化であったかどうかは知りませんが、ぼくらは、これが事務配分の適正化であったとはどう考えても思われない。市長はどんどん細分化し、一人が専門のことだけやっていければいいようにすることが事務配分の適正化であると考えているのかもしれない。それでも結構です。しかし、担当者をしよっちゆうかえる限りは、事務の細分化をしない方が適正なんです。専門屋さんをようけつくって、毎年かえていったら何にもでけへん。だから、いま一つのことを聞こうとしたって、市長に全部聞かないかんという状態なんだ。それで担当の方から答えさせますなんてしやあしやあとしてる。

そんなことやったら、施政方針を書き直してもらわないかん。最高責任者である市長が施政方針で、私はこのようにやっていきますと内外に声明したんですから、その点さらに心を入れかえてやっていってほしい。もう半年もせん間にやめるんだと思ってそれをやらんというのなら、

やらんで結構ですから、そのことをはっきり言うて、その代行するものをつくっていただきたい。そのことを申し上げておきます。

一応のご返事はしていただきましたが、くつの上から足をかくという話がありますけれども、そこまでも届かないような答弁でしかなかった。時間の関係もありますのでこれ以上は言いませんが、これは機会あるごとに今後聞いていきますから、その点心して準備をしておいていただきたい。

それから、交通共済制度の問題で、二カ月以内については即日審査をして即日支払いますと言われましたが、即日もらった人、あんた課長になってから何人あるか言うてください。警察から事故証明をもらうのに、少なくとも最低一週間はかかるんです。それから届けてその日にもらったとしても、治療もなにも全部済んでからになるわけです。だからこそ、この前行ったときに、職員さんのこれは全部終わらなげや受け付けられませんという答えが出てきたんです。

三カ月間の診断書を添えていったのに、治療が済んで退院するまでは受け付けできませんよということだった。そんなばかなことないいうて保険会社へ電話で聞き合わざした。にもかかわらず、そうですと言う。それじゃ約束が違うじやないか、いつから、制度がそのように変わったんか、もう一遍聞くけど。そこまでいって、初めて途中でも出るんだということが職員さんにわかった。

当初の条件は、事故があつたら即日出るということだったんです。そうでなげやね、半月なら半月かかって、しかも、3,000円や5,000円の金が出る程度なら、なにも市がやる必要おまへんおん。どっかの保険会社に個人で入つた方がよっぽどええ。個人で入つておれば、こういう事故があつたいうて向こうから来てくれるんです。それが市が扱っているからこそ、一々足を運ばないかんおん。だからそれをやらんかと言うているんです。

それで市が代行できませんというのは、制度の上でできないのか、人員の関係でできないのか、どちらです。

- 交通公害課長（梶木岑雄君） この問題につきましては、自賠償の関係について、日弁連の方からそういう通達が流れておるわけですし、いわゆる制度上できないというふうに解釈しております。
- 17番（山田清二君） つなぎ資金があるでしょう。つなぎ資金をもらうのにひとおりの書類が要るわけです。府から十万円まで出してくれる。そして府は個人に肩がわりして保険会社へ請求すると。これは府からするんでしょう。つなぎ資金の分だけお返ししますいうて府へ持つていくんと違うでしょう。

- 交通公害課長（梶木岑雄君） 生活つなぎ資金というのは、大阪府の純然たる貸付制度でございます。保険は関係ございません。
- 17番（山田清二君） そんなことない。自賠責の保険証から、番号から、事故証明から全部つけていくようになってる。だから、制度を熟知してくれと言っているんです。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） 議員さんのおっしゃっておりますのは生活資金貸付の方だというふうに思いますが、それでも。
- 17番（山田清二君） 自賠責の金が出るのは査定じゃないから期間が相当かかる。その間、生活が困窮するということで、10万円に限ってつなぎ資金として出しますという制度が大阪府にあるでしょう。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） はい、ございます。
- 17番（山田清二君） それの分や。こういう事故があったから貸しておくんははれと言っていくのと違くて、保険請求の委任状をつけていかないかんわけや。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） そのとおりです。
- 17番（山田清二君） ということは、府が代行して保険を請求することや、府ができるんやったら市だってできるでしょうと言ってるんや。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） その点につきましては、ちょっと関連がないように私は考えておるわけですが、
- 17番（山田清二君） そんなら市が貸付制度をつくられたらできるんや。府単独の貸付制度やから代行できるんやったら、市がその貸付制度をつくれればできるのと違うか。この点もう少し研究しておいてほしい。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） わかりました。
- 17番（山田清二君） 制度上できないということはないはずですが、制度上できないのやったら、もし、死亡のときに被害者があった場合、一体、被害者請求をだれがするんです。保険に代行ができないような制度というものはないはずですが、そのために車の台数を聞いたんですが、27,000という和泉市の世帯数とはほぼ匹敵するぐらいの台数です。いま29,000何ぼでしょう。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） 33,000です。
- 17番（山田清二君） 市の事業でこれだけ広範囲で、これだけ高率で適用される制度というのはあまりないはずですが。たとえばくみ取りの問題にしても、これぐらいの件数なのか、それ以下であるかはわからない。そういうなかで、市はこういう問題については関心を持って、取り扱

い方なんかも親切丁寧に教えますと言うけれども、実際は一々聞きに来ないかん。

この間も、こういう会社の出張所、支店が近くにないかと言ったら、さあそんなん知りまへん、大阪におまっしやろというような答えをしてくれた、おたくの職員さんが、大阪にあるぐらいは知ってますよ。もう少ししたら、日本にあるでしようと言うかもわかりませんが、それで親切丁寧とは決していえません。本当に親切丁寧にやってもらいたい。そのために人員が足らんのなら足らんいうて、市長から出てもうたらよろしい。

市民交通共済制度、これの取扱の保険会社おまっしやろ。そこには事務に堪能なやつがおるはずなんだ。そういうのに三日に一遍など、一週間に二回など来てもうてアドバイスしてもらったらどうか。向こうにそう言いなはれ。それができんのやったら市単独に切りかえるぞと言うたらええ。市単独に切りかえができる、できんにかかわらず、これはぜひやっていただきたい。

そのために加入率を聞いたんですが、49年からことしになって減っているんですよ。少なくとも、これが10%以内にとどまっているのは、ほとんどの人がそういう制度を知らないということと、一遍この制度を利用してあまりにも複雑なために、こんなやったら入らん方がましやという人と、二とおりあるんだということなんです。事実、こんだけゆるさいのならない方がましやと思いますよ。警察へ証明をもらいに行らだて、よっしゃ言うてくれると違う。この間なんか、教えてくださいと頼んだらええと言われて、頼んで書いてもうたのがおる。それですぐ出るんかと思たら、一週間待たされた。診断書だて、ただで書いてくれしまへんおん。

ここで一つだけお聞きしますが、当初は、自転車に乗ってすべて転んだけがでも、支払いますということだった。その場合の事故証明は一体どこで出るんかといったら、別に警察の証明なんぞは要りません、だれか目撃者があって、その人が間違いないと言うたら結構ですということであつたはずですよ。もし、違うというのならその当時の謄事録見てください。だれもおらん夜中やったらどうするんだ、それは状況判断でわかりますと。ところが、相手が自動車であつたりなんであつたり、とにかく相手のあるやつは警察の事故証明がなきゃどうにもならないという。これがどうも合点がいかんのです。そういう面もあわせて、簡単にすぐ出るようにしていただきたい。

もし、交通事故で死んだ場合に、証明書を持って行かないかんわ、なんやせないかんわいうたら、ものの10日ぐらいの間に出る道理がない。本当は、その係なり、市長が、お通夜の晩に金をお届けできるんだというのがキャッチフレーズやった。だからこそ、土曜の晩やったらどうするんや、日曜やったらどうするんや、お通夜に持って行くんかということまで論議したんです。ところが、それが10日も2週間もかかるというのでは……。しかも手続はややこしいし、保険

会社の言うままになっておる。市長どう思います。それでよろしいか。

- 市長（藤木秀夫君） 非常に不便と 생각합니다。
- 17番（山田精二君） もう少し便利のいいようにしてください。市長が交通事故で死んだとなったら香典もそれ大変やろけど、そうようけおまへんねん、1年に1人しかないんやから。それぐらいはやってもええですよ。
- 副議長（竹下義章君） 山田議員、時間の都合がありますからまとめに入ってください。
- 17番（山田精二君） だから、一切を通じて市役所本位の行政じやなしに、市民本位の行政をやっていたきたいということです。

解放会館にしても、市の土地に市が建てるんやから文句言うことあるかいというような態度じやなしに……。市民に何の相談もなしに勝手に決めてしまったから問題が出ているんでお。市民の意見、市民の立場をもう少し尊重してやっていたら、いまごろ解放会館をどこへ建てようかなんてわいわい言わんでも済んだんです。後のカラスは先にならんとかいう言葉がありますが、やることが全部後手後手に回っている。傷害保険にしても、来年は断固として市が直接やるということで行っていただきたい。ここで確約せいと言うと、これだけの事業を一議員で決めたということになりますから、少なくとも、12月議会ごろには議案として出すようにしていただきたい。

その他のことについても、市長が施政方針で言ったことは市民に対する公約であり、しかも内外に発表してあるんですから、忠実に実行していただきたい。それだけ言うておわります。

- 副議長（竹下義章君） 次に18番直村静二君にお願いいたします。
- 18番（直村静二君） 一般質問の通告順序に従って質問いたしますが、明快なお答えを願っておきます。

さて、きょうの定例会の昌頭に藤木市長は、万難を排して任期を全うするという意味のことをおっしゃいましたが、少なくとも、3年半以上も経過しておりますので、一定の藤木市政の評価というものが必要かと思ひます。この点は、後の市政運営という中で明らかにしたいと思っておりますので、市長はお答えを用意しておいてほしいと思ひます。

最初に教育行政について、端的に言ひまして国府小学校の増改築ですが、2年ぐらい前から運動場を広く使ひたい、講堂は木造で体育館としての機能を十分に発揮できない、だから、木造の校舎を取り除き、新しく鉄筋か、またはその横に体育館をつくりたいという陳情が出ておるそうですけれども、これをいかように扱ひ、今後、どのような日程で増改築をするのか、明快にお答え願ひたい。答弁によっては、具体的に追及していきたいと思っております。

次は、50年度予算の執行について。これは抽象的な文句でございますので、49年度の決算見込みをお願いしたい。5月30日に出納閉鎖をして、各市はそれなりに発表しておりますが、和泉市の49年度決算では黒字があるのか、何ぼになるのかを推定として発表してもらいたいと思います。

2番目は、当初予算編成のなかで財政担当理事が昨年9月にやめた。和泉市の財政は4月には破滅状態だと発表したその人がやめて、また、本年に入って助役がやめた。こういうことで修正意見もかなりございましたが、それは通らなかった。最近、大阪府でも事業費を20%削減せないかんということが報道されております。いずれ具体的になってくるだろうと思いますが、和泉市の50年度予算が果たして修正なしに、減額なしにいけるのか。国、府の補助関係で減少するのではないかと、おそれを私は抱いておりますので、もし、そういう動きがあるならば、具体的にどうなるのかをお答え願いたい。

さらに、中学校の新設でございますが、これの起債がかなり大きいのですが、これも一定の影響を受けるのではないかと、校区の編成なども含めて問題になるのではないかと気がいたしますので、予算の関係で明快にお答え願いたい。

3番目の問題は、(仮称)解放センターでございます。現状についてということでお聞きしたかったわけですが、寺田議員の質問に対する答えて、埋蔵文化財が試掘の結果非常に重要な物だということで、府教委と再度協議し発掘するということですので、人員、調査の日程がわかればお答え願いたいと思います。

それから、解放センターは確か9千㎡だと承っておりますが、あの用地の周辺で公社が1万8千㎡を所有している。だから、4000㎡についても何らかの施設、その他張りつけをせないかんことになってくるのではないかと、その点でいかなる計画があるのか。

それから13号線沿いでございますが、いろんな面からいって道路の新設 — 通称西上平街道から入ってくるというようなことも聞いておりますが、いかほどの面積で、どういう道路にするかということの話があるのか、また、要求があるのか、あれば知らしてほしいし、それにどう対処するかということも聞かしてほしいと思います。

それから、解放会館の補助財減、これは国の補助が3,321万円、同和対策措置法の分で国が3分の2を持つんだというような情報もございますが、今後、どのくらい取ってくるつもりなのか、3分の2を取ってくるのか、その点についてお答え願いたい。解放センターについては以上です。

次は、同和事業の基本について。「広報いずみ特集号」から抜粋。いままで同和問題で書類を

出せ、資料を出せと言ってきましたが、なかなか出なかった。今度、この特集号が出ましたので、この際、改めてお聞きします。

この特集号でこういうことが書いてます。3ページに、「事業の遅れを取り戻し1日も早く計画の実現を。」そして、4ページでは、「部落の解放を遅らせる政府の消極的な姿勢」、こういう見出しがございます。事業の遅れを取り戻し1日も早く計画の実現を、538億はどうかと。この計画についても再度、数字の発表をお願いしたい。

次の、部落解放を遅らせる政府の消極的な姿勢という、この文章についてはわかりますが、計画の遅れと政府の消極的な姿勢との間における和泉市の同和事業の実態ですね、昭和46年度から決算で何億金額を出したのか、そのうち国の補助が幾らで、市の負担は幾らなのか。事業の遅れを取り戻し、部落解放を遅らせる政府の消極的な姿勢だけではわれわれは判断できませんので、その間の数字を明快に発表できやいなや、それをお答え願いたい。

第二点、「広報いずみ」の中に、「恩恵ではなくて近代的市民権の確立を目指す」とあって「唯一の運動団体である部落解放同盟との緊密な連携のもとに同盟に参加する住民からの切実な要求を基礎に」、とありますが、それでは同盟に参加していない住民の声はどうなるのか。

一つの例として、今度、新しく電話帳が各家庭に回ってきました。和泉市の電話番号の官公署、ページ43の地方自治体のところに「解同和泉支部町づくり建設事業部43-3191代表池上」とあるわけです。これは支部から申し込んで電話局がつけたんか知りませんが、ここは官公署の扱いなんです。

地方自治法第二条で、「地方公共団体は法人とする」とあります。部落解放同盟和泉支部は民間団体であって、法人ではないと私は心得ております。官公署の中に入れておけるのを市は関知しているのかどうか、しておるならばこれをどう扱うのか。窓口一本とここに書いてあることからいって、果たしてこれでいいのかどうか、明快なお答えをいただきたい。

それからもう一つ、市の行政がなきなきやならんことは何かという結論はおのずから明らかです。同和地域の利益と地域外の利益とを対立的にとらえ、同和対策事業の足を引っ張ることではなく、一だれが足を引っ張っているかどうかです。そしてまた、そこにはおたみ、差別もごさいます。私はその点で同和事業の基本について、公正で民主的な、住民が納得するような、そして、和泉市の財政、規模を十分考えてやってくれと、最初から申し上げています。社会的公正の立場から見て、同和事業の水準を上げていく。これは同対審の答申に出ています。一般との格差是正に重点を置いて水準を上げていくんだと。しかし、おたみ、差別なんていう言葉が出てくるといことは、それは市政が公正に、民主的に、住民の納得できるような形でやられていないとい

うことではないのか。これは基本でございますので、十分用意したお答えを願いたい。

もう一つは、代替用地の問題でございますが、国分第二保育園の横に1.9区画が出てまいりました。これは前にも質問し、お答えをいただいておりますが、一般と、さらに同和地区の住民に対しても窓を広げていくと、そこでお尋ねしたいのは、国分第二保育園横を市が1.8万円で売り渡していますが、基本的にこれは買った人の所有権になりますが、この地域は同和減免の3分の2の減免を行うのかどうか、また、そこに住まわれる方に2分の1の減免をするのかどうか、その点明快にお答え願いたい。

最後に、市政運営の基本でございますが、藤木市政ができてから乱脈で不公正な市政運営が続いておる。しかも、地方財政の進化している中で、同和行政においても私物化の窓口一本をやっている。やめなさいと言うてきましたが、一向に改まっております。任期はあと5カ月足らずです。その点で先ほど質問しました予算執行の問題、また、公正で民主的な同和行政の推進、さらには計画その他について、どれとどれとを任期中にやり、どれとどれとは省くんかということを確認にしていきたいと思います。

そこで端的にお聞きます。この前の質問で、同和事業を含む今度の計画の中であと何坪用地が要るんだと。2.20億と聞きました。これを藤木市長は任期中に買うのか、買わないのが、明快にお答え願いたい。

以上、明快に質問し、お答えを願う点も言いましたので、お答えの方は、なるべく市長並びに幹部からの的確なるお答えを望む次第でございます。

以上です。

○ 副議長（竹下義章君） 本日は時間の都合もありますので、直村議員の質問のみで散会し、理事者答弁は明日をお願いいたしまして、本日はこれにて散会をいたします。

明日は午前10時にご参集をお願いいたします。長時間ありがとうございました。

（午後4時40分散会）

第 2 日

第 一 卷

第 二 卷

第 三 卷

昭和50年6月17日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(名)

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	総務部長兼 重要施策推進室担当	坂口礼之助
収入役		橋本炳	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室解放 センター推進担当		小林一三	総務部次長 兼 人事課長	門林六男
重要施策推進室解放 センター推進担当		富田宏之	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室調査 担当		松林保	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放 センター推進担当		高三一行	企画課長	大塚孝之

財政課長	麻生和義	産業衛生部長	宇沢清
管財課長	中尾宏	産業衛生部次長	山本俊兼
資産税課長	中川鉄也	商工課長	岩井益一
市民税課長	吉田種義	農林課長	角谷泰夫
納税課長	吉田日出男	農林課参事	佐藤貞夫
同和対策部長	佐原行雄	農林課参事 (畜産担当)	青木太郎
同和対策部次長 兼総合調整課長	生田稔	交通公害課長	梶本岑雄
連絡指導課長	向井洋	環境整備課長	吉田利秀
隣保館長	萩本啓介	環境整備課参事	山村昇
市民部長	内田繁	予防衛生課長	神藤恒治
市民部次長兼福祉課長 兼社会課長事務取扱	高橋新平	予防衛生課参事 (診療所担当)	農端小一
保育課長	田中二三夫	建設部長	中塚白
保育課参事	藤野健蔵	建設部理事	林徳次
福祉課長	橋本博也	建設部次長 兼土木課長	森保
市民課長	明坂貞士	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
住民情報室長	明坂文嘉	管理課長	西岡正志
保険年金課長	逢野博之	計画課長	山崎琢磨
福祉課参事 (老人解放センター所長)	香味年寛	建築課長	中上好美

区画整理課 参事	山本 襄	指導課 長	高橋 貞良
開発課 長	前田 守正	社会教育課 長	坂口 雄一
下水道課 長	大浦 行男	水道部 長	田中 稔
地区改良事務所 長 兼改良総務課 長	逢野 一郎	水道部次長兼工務課 長	福本 喬久
工事課 長	笠木 恒忠	総務課 長	中辻 寿夫
会計課 長	北野 敏雄	営業課 長	原 美助
選挙管理委員会 長 兼事務局長	青木 孝之	浄水課 長	岸本 孝二
監査委員	堀田 徳治	病院長 代行	岩見 洋
公平委員会事務局 長 兼監査事務局 長	山本 亮夫	病院事務局 長	平野 誠蔵
農業委員会事務局 長	杉本 忠彦	庶務課 長	藤原 光夫
教育委員 長	堀内 由延	業務課 長	大宅 清臣
教 育 長	葛城 宗一	経理課 長	守田 勇
教育次 長	阪東 重信	消 防 長	和田 増義
指導部 長	乾 武俊	消防長・消防事務課 長 兼消防署 長	南口 主雄
管理部 次長	広岡 史郎	用地担当理事 兼土地開発公社事務 長	西川 武雄
総務課 長	松村 吉堯	用地担当参事 兼事務局 次長	橋本 昭夫
学校教育課 長	本木 伴則	総務課 長	藤原 永一
同和指導室 長	末田 英一郎	用地一課 長	岸田 秀仁
		用地二課 長	宮本 福秀

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	吉岡昭男
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

○

(午前11時5分開議)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、大変お待たせいたしました。議員の皆さんには昨日に引き続きまことにご苦労さんでございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは17名でございます。欠席、遅刻届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

○

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。昨日の直村議員の質問に対し、理事者の簡明瞭にして的確な答弁を願います。理事者答弁。

○

- 教育次長(坂東重信君) 教育委員会関係の問題についてお答え申し上げたいと思います。

第1点の国府小学校の増改築事業でございますが、ご質問の趣旨におこたえたいのは本意でございますが、現木造舎の老朽認定を受けてこそ、義務教育施設国府負担事業への取り組みが可能でございます。現行制度では、校舎面積はむしろ保有オーバーの現状でございます、今後の日程と申しますか、取り組みにつきましては、本年度中に何とか老朽認定を受けたく、

財源確保への足がかりをつくるべく鋭意努力いたしたいと存じております。

第2点目の50年度予算に関係いたします新しい中学校の期待の中での予算関係についての説明ということでございますが、(仮称)第2中学の建設事業での取り組みで最も大きい財源措置については、当初予算でご審議いただいております41億9,000余万円のうち、用地買収費の26億余万円でございます。これについては、財政担当課を中心に全額起債措置等について、その建設理由等内容を説明しながら、関係官庁での取り組みをいたしておる現状でございますが、義務教育施設として、本年度特に優先配分を得たいと鋭意努力しております。

用地費のうち、具体的内訳にある児童生徒の急増市町村を対象とした現行補助制度の活用、この部分と、義務教育施設の国府負担整備事業としての建設費に対する国庫補助申請は、当然、教育委員会事務局で担当しております。さらに、事業費から補助対象事業費を差し引き、一般市の施行事業費については、同和対策事業として、府の単独制度による貸付制度の活用をこれに充てたいと作業を進めている現状でございます。和泉中学校から、荘中学校を分離した経験の上に立ちまして、今回の(仮称)第2中学校は、和泉中学校と信太中学校を母体校として資格面積を国・府補助対象事業として申請しておりますが、資格面積不足の分は、同和対策事業としての府の貸付制度を活用し、なお不足する財源は、一般財源を充当する形をとりたいと存じております。

第3点の解放センター用地内の文化財調査の日程でございますが、遺跡の保護、確認を目的とする調査の結果は昨日、答弁したとおりでございます。今後の調査日程につきましては、建設予定地の909.0平方メートル余を対象に調査員30名、調査日数は約3カ月を予定して進めたいと存じております。

以上、3点についてお答えいたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 続いて答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) それでは、財政関係についてお答えいたします。

まず、49年度の決算見込みでございますが、ご承知のとおり、本市の財政運営につきましては、非常に多事多難な状況に立ち至っておるわけでございますけれども、49年度の現時点における決算見込みにつきましては、おかげさまで収支のバランスを保つことができる見込みを持っております。このことにつきましては、議員各位の皆様方にもいろいろご高配を賜り、ご協力をいただいてこのような決算を結べる見込みのついたことにつきましては、ありがたく感謝申し上げる次第でございます。

それから、全額的ににつきましては、一般会計の収支の状況は、約2004・500万円の黒子になる見込みでございます。その他の普通会計を総トータルしても、千数百万円の黒字とい

う見込みでございます。細かい計数につきましては、現在、関係部局で整理をいたしておりますので、いずれ最終的な確定数字をご報告できる時期が到来すると存じております。

それから、50年度予算の執行見込みの点でございますが、仰せのとおり、大阪府におきましても、事業費、貸付金等を主体として、予算現額の20%の節減会が出ていることをお聞きしております。現在、府の各部局ではその指示に従いまして、中身、内容等については精査しつつ、最終的な節減方策が打ち出されるということを聞き及んでおります。

これに伴う本市の現計予算に対する影響等もあるのではないかとご指摘でございますが、現在、大阪府で行われている作業状況の中身はまだ十分把握できない現状でございます。どのような直接的な影響をもたらすかは、現時点でははっきり申し上げることはできません。しかしながら、少なくとも、大阪府の補助金にかなりの大きなウェイトを持つ特殊財源を見込んで関係もございますので、その大阪府の節減の中身いかんによりましては、当然、本市の財政にも影響があることは避けられないものと存じております。

そういう諸情勢を踏まえながら、本市の50年度の予算執行に当たりましては、一応、基本的には2つの点を考えておるわけなんです。まず1つは、事業関係の予算でございますが、これは総予算の大半を占める大きな規模になるわけなんですけれども、本市の事業予算につきましてはご承知のとおり、かなり多くの特定財源に依存してございまして、国、府の補助金、それに伴う起債あるいは府の貸付金等の特定財源に依存いたしております。そうした財源見通しの確実についたものから順次、事業の実施、着工をしていくという基本姿勢を堅持してまいりたいと存じております。

それから、一般的な消費的経費につきましては、具体的には、当初予算編成の段階でかなりな節減予算を組んでまいっております。現在、49年度の一般会計決算内容について細かく分析させておりますので、その分析の結果を待ちまして一定の基準額を算定し、さらに節減を行っていくという方向で取り組んでまいりたいと存じておる次第でございます。

以上、簡単でございますけれども、財政関係についてのお答えといたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 重要施策推進室解放センター推進担当（小林一三君） それでは、第8点の解放センターにつきまして、2点ほどお答えさせていただきます。

まず、進入路の件でございますが、これにつきましては必要性を確認いたしまして、現在、一定の案を策定し、庁内各セクションと協議中でございます。近く結論を得たいというつもりでございます。

それから、次の国、府の財源獲得が今後、どれだけいけるのかということでございますが、

当初予算に計上してございます金額につきましては48年度補助基準でございまして、過日もお話し申し上げたとおり、現在、国との協議に入っております。49年度で約700万円の金額増ということになってございます。加えて、従来は用地に対する国、府補助はなかったわけですが、隣保館関係につきましては、50年度から新設制度として、用地取得費として補助率2分の1ということですが、まだ具体的に、それに対する規模ないし基準単価等についての通知は別途するというので、現在、詳しい通達等については入っておりません。現状では、そういうことでございます。

- 部長（池辺秀夫君） 続いて答弁。
- 同和対策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

4点目の同和事業の基本でございまして、詳細につきましては各担当課よりお答え願うとして、私の方から総括してお答えしたいと思います。

非常におこがましい話ですが、今回の同和広報特集号を出した基本でございまして、まことに僭越でございまして、概略申し上げますと、1つは、にんげん回復のまちづくり、それから差別の実態、行政施策、それから市民的課題、市民性の確立等を主眼にして今回、特集号を出したものでございます。特に本件につきましては、総務部、同和部、教育委員会三者のプロジェクトチームの中でこの原稿をつくり上げ、そして、庁議にかけて発行させていただいたものでございます。

特に内容的にご指摘がございましたので、この点について概略申し上げますと、1つは、事業のおくれ云々の話が出ておりますが、これは3ページに出ております。これは特に事業のおくれを取り戻す云々で、われわれは過去に特別委員会も含めていろいろと計画を発表させていただいたわけでございます。現在、この事業は、現実的にはおくれたわけでございます。そのために依然としてこういった差別の実態がそのままに残っているということを踏まえ、これらは少なくとも、1日も早く実現することは全市民の立場の中で、いわゆる措置法に基づく国民的課題としてこれをとらまえていきたいということで申し上げておるわけでございます。

ただ、その中で特に指摘がございましたそのページの「思慮でなく近代的市民権確立をめざし」という中で「唯一の運動団体…」のご指摘がございまして、少なくとも、われわれはこれについては従来の方針と変わっておりませんし、現在、府においてもその方向でわれわれとしては指導を受け、対応しておるわけでございます。少なくとも、部落の完全解放のためにその唯一の運動団体ということは、和泉市の場合には、この形で同和行政の推進を図っていく方針は変わっておりません。

なお、公正、民主的な面を十分考えてやってくれということが出ております中で、特に部落

解放をおくらせる政府の消極的な姿勢のご指摘がございましたが、これにつきましては、8月議会でも申し上げましたように、対象差、単価差、面積差あるいは用地費の補助関係が非常に少ないという点を指摘し、今後も政府に対して積極的な要求、要望をしていこうということでございます。

以上、基本的な見地に立っての総括的な回答でございます。

○ 18番(直村静二君) 議長、ちょっと待ってください。いまのような答弁だったら時間が足りませんよ。いまのような答弁を求めてません。中身を発表するのかどうか、昨日の質問の要点をよく聞いて答えてくださいよ。

○ 議長(池辺秀夫君) 再質問してください。続いて答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) 市政運営の基本についてというお尋ねでございます。私は任期あと5カ月余でございまして、同和行政の推進に当たっては、いわゆる窓口1本の方針は堅持していくつもりでございますし、その中でお尋ねの二百二十億という数字的なお尋ねがあったんです。これは必要に応じて買うでまいりたいと思ひます。今後の方針については、あくまでも窓口1本を堅持するということをはっきり申し上げたいと思ひます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 資産税課長(中川鉄也君) 答弁があとになりましたが、国府第2保育園地のついでに国定資産税の同和減免を適用するのかどうかというご質問に対して答弁いたします。

固定資産税の同和減免については、属人主義の立場をとっておりますので、本件についても、申請があれば減免の対象となります。

以上でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 市民部長(内田繁君) いま、税務当局からお答えがございましたが、いわゆる国府第2保育の近地の住民は国保の減免対象になるのかということでございますが、これも税務当局と同様、私の方も属人主義をとっておりますので、申請があれば対象といたす考えでございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 隣保館長(萩本啓介君) 電話帳の官公署の中に、いわゆる解同和泉支部の町づくり建設事業部が載っていることを知ってるかということでございますが、これは存じております。どう扱うかという問題でございますが、この施設そのものは、47年度に都市計画に基づきまして、総合事業の推進や、地域内業者の育成ということで設置した施設でございまして、その中に運動の担当者も参加していただくということで出発したわけでございます。

たまたま、電話の業者の中には運動体のウェートの高い名称表示になっておりますので、今

後、十分協議をいたしまして、誤解の生じないような適切な名前に改めていきたいと思ひます。

それから、窓口1本の中でこういうことでのいいのかというご指摘でございますが、窓口1本につきましては、同和行政を実施する基本原則というか、方針に關することでございますので、若干、電話の表示の問題とはいささか内容が違ふのではないかと考へます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 第3点目の（仮称）解放センター建設予定地の周辺地の閉地の計画でございますが、現在、公社事務局の考へ方といたしましては、あの閉地周辺については、宅地造成をいたしまして個人分譲いたしたいという計画を立てております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 4点目でちよつと私の方で総括的に抜けてる分で答弁させていただきます。

数字の発表でございますが、この質問の中には数字の発表と、これは総合計画に關する分だと思ひます。それともう1つは、昭和46年以降のいわゆる同和対策事業を行った数字的な発表の2つがございます。

第1点につきましては、昨年来、ずっと特別委員会も含めまして、総括的な数字は、ビジョンも含めまして発表しております。これは庁内の關係課に非常に広くまたがる關係もございまして、それらについては現在、集約中でございます。まだ、その発表の時期でないのは事實でございますが、今後、特別委員会も含めまして、その点は委員長ともご相談させていただき、そのタイミングを見て、計画の全容ができました段階で発表していきたい、かように思ふわけでございます。

なお、46年以降の数字でございますが、これは現在、財政当局でそれらを精査しております。まだすぐに数字を発表できる段階ではないということでございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○ 18番（直村静二君） 一とおり答弁を得たので、問題点について再質問させていただきます。

教育關係での阪東次長のお答で、この木造校舎の危険の認定をしてもらわなくてはできないということでしたが、それはいつもらえるんか。本年度中に何とか目鼻ということですが、これはそう期待して本年度中にいけるということを確認できるかどうか。そうしないと、相当な危険がある。というのは、いままでの例で、木造で十分使えるやつを危険校舎に認定してやったところがありますからね。そういう手もあなた方は使うてる。その点も含めてもう一遍はつきりめどをお答え願ひたい。

○ 教育次長（阪東重信君） 先ほど申し上げておりますように、いわゆる補助対象として取り組むためには、どうしても財源確保への足がかりは、現在の老朽校舎の認定を受けなければならない。これに対して本年度申請したいということにつきまして、その確約について今後、われわれとしては努力したいと思います。

○ 18番（直村静二君） 要望いたします。

当然、住宅供給公社が市立病院の裏へくるんだということでは、単なる危険校舎でなく、社会増もあり得るということを加味してやっていただきたい。皆何とかしたいという希望が強いので、その点要望しておきます。

新中の財源についても私は修正の中で挙げたことですので、いまだにもたもたしてる。こうなってくると、財源問題として考えてみても、建てていくうちに何とか補助をもらおうということで、少なかったら市の負担が大きいのという兼ね合いですわな、そうなりますわな。あなたの答弁ではね。だから努力はわかる。しかし、一定の市の財源負担は、これ以上はだめだという歯どめ、その金額は、41億9,000万円のうちで教育委員会は持ってるんかどうか、再度お尋ねしたい。

○ 教育次長（阪東重信君） お答え申し上げますように、特に用地関係につきましては、現行の補助制度、それから起債認定、それから校舎につきましては、いわゆる社会増としての和泉中学校と信太中学校を母体校として、社会増の中では山手中学校の関係は抜きにして、そして、同和对策事業として、府の特別施策の中で財源を求めていくという関係で、現在、財政の方と折衝中でございまして、府の全体の枠の中で、和泉市の措置した事業の財源内訳としての計画について努力してやるということも申し上げておりますので、われわれも今後努力したいと考えております。

○ 18番（直村静二君） 次は、解放会館の遺跡の調査ですが、あそこは張り付けも含めて1万8,000平方メートルあるが、これも当然、場合によっては広げてすべきではないか。ところが、市長都局の方の答弁では、あとの張り付けについては宅地分譲するとか、9,000平方メートル以外の分はね。それやったら、調査せんでもええのんと違つかという考えが腹の底にあると思う。そうやなく、遺跡なんてのは、試掘して、そこが大事だという場合、更地のところはしやすい。将来、そこに何か作ってもう一遍やり直すという可能性があるんで、この際、9,000平方メートル以上にやる意思があるんか、はっきりしてください。

○ 教委管理部次長（広岡史郎君） 昨日もお答え申し上げましたように、解放センターの予定地については、全面積を調査したいわけですが、敷地外面積については、ご指摘のようにございます。いずれ調査すべき時期がくるとは思いますが、これらの調査については、事業を起こす事

業主体者からの依頼を受けて、経費の負担区分が明らかになった上で実施する、かように思っております。

○ 18番(直村静二君) それは開発公社の方ですか、それとも市ですか。宅地造成をして分譲するんでしょう。これは公社の方でやるわけでしょう、違いますか。その辺のところから要請がなかったらいかんということですか。

○ 教委管理部長(広岡史郎君) ただいま局長が申し上げておりましたように、その計画がある段階でございます、明らかに調査申し入れはいただいておりますので、その段階でとやかく言われたいということですか。

○ 18番(直村静二君) 先ほど答弁があったように、宅地造成して分譲する場合、申請するのが、しないのか、お聞きしたい。私はむだを省くために言うてる。9,000平方メートルだけでなく、1万3,000平方メートルやりなさいと。同じ市の行政でしょう。要望があったらやるというが、その意思があるのかどうか。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 先ほどお答えいたしましたように、現在はあくまでも計画中でございます。だから、実施段階において、必要に応じ教育委員会と十分協議して、実施しなくてはならないものについては実施していきたいと考えております。

○ 18番(直村静二君) これは余りにも和泉市の文化財について軽卒な考えを持っているとしか言えませんので、改めて追及していきます。

それから、49年度の決算についての総務部長のお答えでは黒だということですが、私は正直言って、黒字だと聞いてよけいびっくりしてまんね。本当は赤だが、決算は黒や、こういうことになる理由は、昨年4月の庄司理事の発表なりで、年々借金が残ってきてるんですからね。借金も財産であるということで計算すれば黒ですよ。その点では決算書があがってませんので、あえて私は突っ込みませんが、安易に黒や言うてもそれはおかしい。借金も財産のうちということですから、これは警告を発しておきます。実際に出でこないと言えないからね。

それから、総務部長のお答えの大阪府の20%節減問題については、今後、協議に入っていくことははっきりしてる。しかしその場合、あなたのお答えでは、補助等の認定のついたものからやっていく、そのお答えはそれでいいが、すでにこれは緊急だ、これはあと回しでいいという、積極的に市倒として、この分は残してほしいというものを明快にしてほしいということを私の質問は含んでる。減るんですから、和泉市は何%の影響を受ける、絶対受けるんですから、どれを受けるといふ名前をちゃんとしていただきたい。修正意見を出した分についてはきっちりしてほしいと要望しておきます。

○ 次の同和問題につきましては、佐原部長、あなたは前々から同和の資料については出しな

いと言ってるのに、なかなか出さない。今度も時期、タイミング、昨日言ったように、こまめに事業がおくれている。これは政府がおくらせた。あなたの従来の答弁では、国、府合わせて80%前後、あとの20%みてもらおうと大方いけると言うてきた。これは泣き事ですよ。泣き事としか聞これん。計画のおくれ、政府の消極的な姿勢を審けるんなら、この真中の中身、和泉市がやってきた同和对策事業は何ぼが補助で何ぼが国の負担、超過負担がはっきりこれこれと出しなさいと言ってる。タイミングやとか、こんなもん信用できまへんぜ。その点について多分あるはずですよ。これは総務部長に聞きたい。計画がおくれているというのはわかる。こんなに泣き事を書いてます。政府の施策、補助対象とか、具体的に計算してもこれが出てくるんじゃないですか。広報の最高責任者として総務部長、ちょっとお答え願いたい。

- 総務部長（坂口礼之助君） いまご指摘の点は、いわゆる政府の消極的な姿勢に対する和泉市としては非常に不満であるという中身のものを広報に記載したわけなんです。具体的にすでに議員さんご承知のとおり、政府が示しております同和事業に対する特別措置法の中身等につきましては、表面上では、はっきりと同和事業に要する経費については、国は3分の2の割合で補助または負担金を負担するという項目を明らかにうたっておるわけなんです。しかしながら、現実的には、それは予算の範囲内であるという1つの枠をはめてしまい、実質上の事業費に見合う3分の2の補助なり、負担金を交付していただくということは事実上ないわけです。たとえば解放センターの問題の中でもご指摘がございましたように、総事業費に対する国府補助金は非常に低率でございます。いわゆるこれは隣保館事業に対する国の補助金として、隣保館の総事業費の枠を一定の枠内に決めてしまって、そのうちの3分の2に該当する金額の補助金しか出さないという事実がございまして、そうしたものに對しまして、これは余りにも政府は消極的な姿勢ではないかということやうたったのが、いまここにございまして政府の消極的な姿勢は部落解放をおくらせることにつながってるんじゃないかと訴えたわけなんです。
- 18番（直村静二君） だから、わからへんというんです。市民に配ってるんでしょ。たとえば解放センターは何ぼで、用地は2.8億円、このうち3.821万円、これでは困難ですと書かへんのかというんです。いままでもあさひ保育園はどうやとか出てるが、いままでのことはいいから、この中身を公表するかということですよ。
- 総務部長（坂口礼之助君） すでに議会を通じて、財源内訳についてはすべて発表しております。
- 18番（直村静二君） こういう特集号のようなやつが出てますから、あとの問題について中身を公表するんかということですよ。
- 総務部長（坂口礼之助君） 今後とも同和広報につきましては、順次、回を重ねていろいろ

市民に公表していく、発表していくというか、了解を深める措置はとっていくという考え方を
持っておりますので、その過程の中で措置した財源等についても明らかにする時期があると思
います。

○ 18番(直村静二君) 昨日も質問のときに言うたが、同和地域ばかり事業や制度を実施す
るのは不公平という逆差別の声を聞くを書いてる。こんな施設で、こんな補助金で市民参加の
同和行政をしなければならないと訴えてる。はっきり言って、それがすぼっと抜けてきている。
出すんやったら真中のやつも出せというんです。そうせんと生きてきまへんわな。これから運
動して補助金を取る、先に計画せないかん。いま出てるのはなんでやるんや、ねたみの声が出
てる。窓口1本はよろしいわ。ねたみや差別の声を聞くことがあると認定してる。何でねたみ
の声が出るような行政をやってるんですか。そうでないならきっちり書きなさい。僕は同対部
長にも総務部長にも言うてる。タイミングとか、いずれはとか、こういうねたみの声が市の行
政の中から出るということはあきまへんわな。何が解放になるんですか、中身を言わないから
でしょう。市長、あなたの市政運営の窓口1本はよろしいわな。しかし、こんな声が上がって
くるようではあきまへん。一方で、住民参加の同和行政の推進と書いてますわな。私は市政
運営の基本は、あんたが窓口1本という答えをするから引っかかる。窓口1本やったら全住民
が参加できませんわな。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 借越でございますが、私の先ほどの説明に補足させていただ
きたいと思います。

1つは、質問の趣旨が、本議会でご質問される場合、過去の形態がいろいろ経過がございま
したので、いささか抽象的なことになったと思います。特に同和広報についての特集号は、い
まのところ、年3回ないし、4回出していこうという一定の方向を見ております。いままで広
報につきましては、非常に観念的な説明が多うございまして住民のご理解が得られない。国民
的課題という言葉とはうらはらに、非常に説明の不十分さは常に考えておりました。今回、思
い切って特集号を出したゆえんは、前段で申し上げました認識の上に立って、今後はやはり財
政的な面で十分に住民に納得していただく、その意味合における数字につきましては、議会を
借越するわけにはいきませんが、少なくとも、その範囲内で発表していきたいと思ひます。

○ 18番(直村静二君) 条件をつけます。発表の段階で国の補助何ぼ、超過負担何ぼとい
うやつを含めて出してほしい。解放センターも身障会館も、その点はひとつ早いことやってい
だきたいということです。

もう1つは、あなたは思恵でなくと言ったが、窓口1本と近代的市民権の確立は矛盾します。
あんたも勉強してもらいたいということを強く要望しておきます。

電話の件は、どなたか訂正するんですか。今後、協議して適当な名前を考えときますということですが、結局訂正するんですね。

- 隣保館長（萩本啓介君） 訂正したいと思います。
- 18番（直村静二君） そうすると、いま出てる電話帳はそのまま、新しく書き直すということ。
- 隣保館長（萩本啓介君） 現在発行されております電話帳は、たまたま、6月1日発行の分でございます。電話帳は年に1回やりかえることになっておりますので、すでに発行されたものにつきましては何もいたし方ないのですが、次回発行分については、新しい名称を設定したもので、電話帳を発行していただくというぐあいに電話局と話をするということです。
- 18番（直村静二君） 確認しておきましょう。これは間違っておったということですか。こういうやり方は、そうですね。
- 隣保館長（萩本啓介君） 間違ってたというよりも、適切な表現ではなかったと思っております。
- 18番（直村静二君） 僕は正しい答えを聞いてない。僕が質問したのは、地方自治法の第2条に「地方公共団体は、法人とする」となっておりますので、そこにそういう任意の団体が入ってるのはどうかと言ったが、そのお答えとして、あなたは不適切と言ったが、その点からの答弁はない。それについて、もう1回はっきり私の質問にお答え願いたい。
- 同和対策部長（佐原行雄君） たまたま、この件につきましては会館が所管しておりますので、会館の方からお答え願っておりますが、同和部長から基本のご説明申し上げます。
前段で館長も申し上げましたように、この施策を行う認識も含め、また位置づけも含めて申し上げますが、それは47年度から発足しておりますので…。
- 18番（直村静二君） 時間がないので、端的に言いましょう。その「まちづくり」のところへ電話したらだれか出ますか。そこには建設業者はおりますか、おったら言うてください。
- 隣保館長（萩本啓介君） 電話していただきますと、運動のサイドの中で業者育成の関係をされてる方が出ます。
- 18番（直村静二君） 建設会社の人ですか。
- 隣保館長（萩本啓介君） 個人の建設業者という意味じゃなく、運動の中で業者指導をされておられますから、それを兼ねておられるので、そういう立場の人が出られます。
- 18番（直村静二君） 会社の名を言うてえな。それをはっきりしとかんと、私は地方自治法の第2条の点を聞いてるんだからそこが現在どうなってるんか、だれか出るのかということ。適切でないということですから、名前を言うてください。業者が入ってると思うから

聞いている。入ってなかったら入ってないと答弁してください。これは逃げられませんよ。私は個人の建設業者も入ってるのと違うかなと思って聞いている。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 名前を言えということですが、少なくとも、これはご認識願わなければいけませんのは、確かに建設業者もおります。部落内業者の育成という面の分野で活用していただくもので、たまたま、そういう2面性を持ってやる関係もございますので、その点はひとつご理解願いたいと思います。

なお、名前云々につきましては、相数の人間がそこにおりますので、だれだれということにはなりませんので、その点だけご了解願いたいと思います。

- 18番（直村静二君） おかしいな、一言、意見だけ。その他にも老人解放センターとかいろいろありますが、それは全部公共団体としてはっきりしている。たまたま、その一カ所だけがなってるから、恐らく業者がおるんと違うんかなと思った。あなたの方の間違いですな。それだけ確認しておきたい。

- 同和対策部長（佐原行雄君） われわれとしては、その趣旨を十分踏まえて現在までやっております。ただ、名前につきましては不適切であることはわれわれも感じましたので、少なくとも、その今については協議して決定していきたいということでございます。間違いという解釈はいたしておりません。

- 18番（直村静二君） 時間も迫っておりますので、いろいろ聞きたいが、一巡に答えが出来ますからね。

まあ、以上の答弁を通じて非常に不誠実な答弁が多い。特に同和関係については、市民的に市自身が認めますので、計画のおくれ、ねたみ、差別の声も出てること、中身については今後発表するとか、これは私ども認められませんので、今後とも追及していきたいと思っておりますので、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上でお昼のため、1時まで休憩いたします。

（午後12時2分休憩）

（午後1時10分再開）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

理事者に一言申し上げます。答弁するときは、部課長職名をはっきりと言って答弁するよう願います。

それでは、次に8番、吉川伊与一君。

- 8番(吉川伊与一君) 和泉市の現在の状況について、老人医療無料と診療費支出関係についての2点について質問いたします。

和泉市の財政状況については、予算書を見るに、一般会計の地方債だけでも50年度末、留景計7.5億有るの膨大なる借金ができる。最近の新聞紙上を見るに、他市でも一定の赤字が出れば再建整備団体に転落するというので、経費節減がやかましく掲載されているときであります。わが和泉市は、50年度の一般会計1,93億8,800万円が計上されておりますが、市の税収は年間35億程度の現状から見て、真に寒心にたえない次第である。そういう現状にもかかわりませず、理事者は世間並みの歳出しに踏み切っておるが、市長は純真なる一般市民に申しわけないと思わないのか。われわれ平凡な議員から見て、再建団体に転落は猶予がないと心配しております。それにつきまして、これに対する市長の誠意ある回答を願いたい。

次に、老人医療無料と診療費関係についてお聞きしたいのは、現在は結構なる福祉国家であって、最近、内科、外科、眼科、耳鼻科、その他どの病院へ行っても患者が満員の状態である。そこへたくさんの薬剤をくれるが、こういう経費は全部国府負担で支払っておるのか、また、一部市が負担してるのか、その点もお聞かせ願いたい。

この2点について質問申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。
○ 総務部長(坂口礼之助君) それでは、第1点の和泉市の財政状況についてご答弁申し上げます。

いろいろご心配をいただきまして、本当に恐縮に存じております。確かにご指摘いただいておりますいわゆる地方債、市の借入金でございますけれども、近年、かなりの率でございます。今回の定例議会に提案しております補正予算の最終の50年度の超債見込み額が71億余に予定いたしてございます。49年度並びにそれ以前のものとの総計が1,58億余になるという見込みでございます。しかしながら、吉川議員さんのご指摘にもございましたように、本市の財政事情はいわゆる自主財源が非常に乏しゅうございまして、市税収入は年間35億程度しかございません。これらの財源をもって一般的諸事業を行っていく上においては、ほとんど事業らしいものはできないのが事実でございます。したがって、いわゆる長期にわたって返済していく超債を借りて事業を行っていくという財政運営をせざるを得ないという現状でございます。

しかしながら、過去にもそうございましたように、今後、市の財政面においてもご心配いただいております赤字再建団体への転落につきましては全力をあげて避けるべく、われわれ財政担当の者は終初努力してまいってるわけなんでございまして、議員さん各位もこの点につきましては、日夜、いろんな角度でご協力を賜っておりまして、現在、49年度の本市の

一般会計の収支についてもバランスを確保できたわけなんです。

現在の財政規模から赤字再建転落ということになりますし、8億数千円円の赤字が出た場合に再建団体に入らざるを得ないことになるわけでございます。現状本市の場合、そのような危険はございまして、われわれは平素から常にいわゆる公債比率と申しまして、標準財政規模に占める公債費の償還金額の比率が20%を起えないようにということで努力をいたしてまいっているわけでございます。やはり償還金額が標準財政規模の20%を起えるようなこととなりますと、自然に、と申せば何ですが、現在の財政法では、越債の制限ということになります。したがって、放漫な財政運営をしない限り、そのような赤字転落への危険は防止していけるんじゃないかと考えております。今後、50年度の予算執行に当たりますとも、それらの面を十分勘案し、いわゆる緊縮財政、節減を心得ながら予算執行に当たっていきたい、このように存じておるわけでございます。よろしくひとつご理解、ご了承を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。

○ 市民部次長（高橋新平君） 2番目の老人医療無料と診療費の支出関係についてご回答申し上げます。

老人医療の受給資格者が関係医療機関で治療を受けた場合、診療の明細がいわゆる審査機関でございます国保連合会等に送られ、専門の権威ある医師により、それが正当であるかどうかについて審査されるわけでございます。

したがって、この審査の段階を通りますと、その治療にかかった費用は正当なものだと判定され、これに基づいて市の方から治療費相当分を老人医療費として支出されるわけでございます。そのためには当該治療費が高いか安い、あるいは不適當かどうかの判定につきましては、市の作業としては直接チェックし、判断を下すことができないという現状でございます。現行制度上やむを得ないものとするわけでございます。あくまでも、審査機関において治療費の内容が判定されますので、この点ひとつご了解賜りたいと思います。

なお、負担率につきましては、70歳以上の国の制度につきましては、国が6分の4、府が6分の1、市が6分の1の割合でございます。65歳以上の府の先行制度の分につきましては、府が5分の4、市が5分の1の割合で負担してございます。いずれも健康保険による治療費のうちの本人負担分を公費負担として支払っているわけでございます。

以上でございます。

○ 8番（吉川伊与一君） 第1点の財政の問題について、われわれ平凡な議員としてちょっとわかりにくい点がある。ということは、起債が70億余あり、それを返済していく。ところが、年に電気ガス税とかタバコ税等も含めてかろうじて35億、そんな貧弱な収収で70何億とい

う大きな起債を返していけるのか、ちょっと理解に苦しむ。そないいうて、毎年、現在の世の中だからいろんな事業費がどんどん要ってくる。その上それだけの借金を返していくことは実際できるものか。

それともう1つ、私が心配しているのは、これは事実かどうか知りませんが、大体、市が毎日約5,000万円の利子が必要であるというが、それが何ぼの金額に対する利子か、そういうことをひとつ聞かせてほしいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

なるほど、いろいろと危惧をいただいているという点につきましてありがたく存ずる次第でございますが、先ほど申し上げましたように、49年度末で本市の起債の総額が7,5億7,300万円ほどございます。これは年々、借り入れては返していくのを差し引きした残高でございます。50年度の現計予算の中では、約7.1億の起債を見てございまして、確かに50年度における事業費に振り当てる起債見込み額は飛躍的に大きい、このことは当初予算を上程いたしました段階でも十分ご説明申し上げたところでございます。

いま、ご指摘いただいております1日の返済の関係でございますけれども、現在、50年度で市が一般会計で返済してまいる公債費の総額は1億5,597万円、当初予算にも記載いたしてございます。そのうち元金が2億4,000万円、利子が9億300余万円でございます。この9億300余万円の中には、いわゆる7.5億の市の借金に対する利息と、それから一時借入金として、金繰りをつけるための一時借入れをする金額に対する利息も含めたもので、年間約9億の利息を支払っているのは事実でございます。

しかしご承知のとおり、いわゆる一般財源としては、直接市民からいただきます市の税収だけではございません。地方交付税と申しまして、国から交付される地方交付税もいわゆる一般財源でございまして、これが約25億余あるわけでございます。したがって、それらの財源をもちまして、長期債の償還には十分耐えていけるわけでございます。ご承知のとおり、長期債の償還期限は20～30年という長期にわたっての返済ということになってございますので、ご心配いただいているような状況は現時点ではございません。

○ 8番（吉川伊与一君） いま、賢明な総務部長のはっきりした答弁で結構だと思います。市長にも申しておきますけれども、あと百日余、しっかりとひとつ市民のために明るい市政、再建団体に入ったら業者が万歳したのと同じ理屈になりますので血税をかけてる市民に対して申しわけない。その意味からこの質問をしたので、しっかりと財政に取り組んでほしいと思います。

それから、医療費問題ですが、結構な世の中で、私らも老人の1人、始終医者へ行きますが、ちょっと日なかでは診てもらえんぐらい患者がつかえている。それに対して信用ある医者やか

らそんなことはないが、どんどん薬をくれるもらうのは無料、そういう点で質問したので、審査の機関もあるのでその点は心配ないというので、質問はこれで終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に16番、横田憲治郎君。
- 16番（横田憲治郎君） 時間の節約から端的に質問の要旨を項目的に申し上げるにとめたいと思いますので、要領を掌握の上誠意あるご答弁をお願いいたします。

まず、通告順に教育行政から申し上げてまいりたいと思います。教育の場における最大の問題は、やはり教育施設の充実であろうと思います。その教育施設が学校によって格差があるという問題について、過般来、取り上げてまいったわけでございますけれども、本日はごく端的に和泉中学校あるいは厨府小学校、北松尾小学校、声部小学校等々の増築の構想あるいは校舎の鉄筋化、新設計画へのプログラムを昨年10月の定例会で具体的に措置すべきであろうと提唱し、これを教育委員会は了承しているわけでありまして、先ほど来の質問と相まちまして掌握いたしまするに、具体的な図面ができておらないように考えます。この際、これら教育の機会均等、施設のより充実を目指す教育委員会の基本的な態度からいって明確にすべきであろうと思いますので、具体的など答弁を要求いたします。

2点目に教育行政におきましては、縁ヶ丘小学校の施設の不足の件でございます。これも昨年の第3回定例会で請願が地元地域から提出され、現在、厚生文教委員会でも慎重審議を煩わしている次第でございますけれども、その際の一連の縁ヶ丘小学校の施設不足に関する質問の中で答弁によりますと、50年度において付帯設備の充実を期すべく、まずはプール建設を図りたいという答弁を教育委員会からいただいているわけでございますけれども、本年度あるいは来年度に向かって当校の施設充実を目指す具体的な計画いかにお伺いをしておきたいと思えます。

次に、幼稚園の問題でございますが、特に幼稚園におけるところの給食の実態でございます。これは幼児教育が片方で叫ばれながら、現実には何ら行政の中で位置づけがされておらない現実でありまして、この給食1つ取り上げましても、私企業からの給食センターへの搬入による給食が実施されておりますけれども、これらの栄養管理あるいは運営について教育委員会はどの程度把握しているのか、どのような実態であるのか、この点につきましては、ご答弁をいただきまして再度、申し上げてまいりたいと思っております。

さらに、一連の経済的理由によるところの不就学児童をなくすべく、就学援助制度なるものがございまして、これの受給に関してどのような系統を体系化しているのか、この際お伺いをしておきたいと思うのであります。

さらに、教育委員会ともどもにご答弁をいただきたい、公害課の範ちゅうにならうと思えますけれども、光化学スモッグの時期に入ってまいりまして、連日のように注意報、警報等が発せられているわけでありまして、先月号の広報いずみによりまして、これらの影響を受けた際には市の公害課あるいは保健所に報告を、と市民に広く呼びかけているわけでありまして、これら光化学スモッグの被害に見舞われた場合の具体的な措置をどのように対処されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。公害課と教育委員会の両方からお願いいたします。

2点目の市民のための文化教養施設の問題でございますけれども、これも広報いずみのトップに市民体育館構想を発表されております。一連の複合施設を目指した総合会館構想なるものが以前から発表されているわけでありまして、青少年ホームあるいは今回の市民体育館の建設等々の現実を踏まえながら、さらに、従来の複合施設である総合会館構想の全貌を広く市民に公表すべきではないか、もっと郷土愛あるいは郷土文化の高揚意識を図っていくべきではないか、あるいはまた、その側面においては、市民体育の向上を市民体育館の建設構想とともに図っていくべき指標を打ち出すべきではないか、このように考える見地から、市民のための文化教養施設の総合会館構想なるものの具体的な理念とその構想あるいは建設計画等々の発表を促したいと思いますけれども、担当課の見解、教育委員会の所信をもあわせてお伺いをしておきたいと思えます。

続きまして、公衆衛生関係につきまして、何点かお伺いをいたします。まずその第1点は、住民の検診の実態の問題でございます。マンネリ的に、硬直的に、惰性的に行っているように拝しているわけでありまして、年間どの程度の入がこの住民検診を受けているのか、その実態をまず発表を願いたいと思えます。

さらに、市民の健康診断、健康管理という立場から、市行政が主体となって一連の具体策を展開すべき時期がきているのではないか、すでにおそきに失するのではないかと思えますけれども、これら市民の医療を受ける以前の段階における健康診断、健康管理という問題を行政を主体として取り上げる用意はないかどうか、この点もお伺いをしてまいりたいと思えます。

具体的には家庭婦人あるいは働いてるとはいえ、末組の組合のない私企業あるいは自家営業等々、いわゆる健康診断の機会に恵まれない市民や、定期的に、たとえば誕生日前後に保健所あるいは病院、診療所へ行けば健康診断が簡易に受けられるという制度も必要であると思えますけれども、これらの諸点についての担当課、市民部長の見解もお伺いをしておきたいと思えます。

さらに、昨日来のわが党の山田質問にございましたが、救急者の増設を消防当局で図られる

べくお伺いをしておるわけでありませうけれども、連日の救急業務、大変ご苦勞であると存じますし、感謝するわけでありませうけれども、現実的な課題として、搬入先が泉北ブロックという大きな単位で定められてる関係上、休日などのとき、塚の遠離地の病院に入院を余儀なくされる、あるいはまた、近くの開業医に協力を得られるならばもっと迅速に医療を受けられるんじゃないかというような市民の要望と期待がそこにあるわけでありませうけれども、これら一連の開業医、医師会を通じて折衝等の窓口はないのかどうか。いかに救急車がふえても、その搬入先の体制が整っておらなければ、あるいは現在のような広範囲の受け入れ体制であるならば、当初の救急医療という目的が果たせないのではないかと、具体的にそれらの現状と対策の方途をお示し願いたいと思うのでございます。

環境衛生について續いてお伺いをいたします。昨日の寺田議員からの質問にもあったようですが、本市の場合、不燃焼物の集積場所が行き詰り状態にきておるということですが、近い将来、かなり長期にわたるそれら集積場所の用意があるように答弁がせられておったわけでございますけれども、具体的にその目標地あるいは目標場所、使用収容能力等々をお示し願いたいと思うのであります。

予防衛生で抜けましたが、日本脳炎、インフルエンザワクチン等々、全市民あるいは乳幼児を対象とした予防接種が有料で行われてるわけでありませうけれども、堺市を初め泉大津、岸和田等々は、ほとんど半額ないし無料化が促進されておりますけれども、これらの公費負担についても、どのように考えてるのかもあわせて追加してお伺いしておきたいと思ひます。

次に、老人憩の家の建設につきましては、具体的に報告をいただいておりますので、割愛させていただきます。

最後に、生活道路の維持管理について、若干質問申し上げます。市認定道路以外のいわゆる私道の維持管理の基準をどのように設定されているのか。これはいわゆる私の所有地が含まれる中での道路として、なかなか行政の面で、公の立場で管理のし難い幾多の問題があると思ひますが、現実にその道路が公共的に供しているとするならば、所有者等々の了解を取り、協力、努力を経過しながら、いわゆる公の立場で行政的な配慮の中から適切な維持管理ができないのかどうか、その点まずお伺いしておきたいと思ひます。

さらに、約もう10年になりますが、昭和40年から41年にかけて一連の合併の問題の折りに、私たちが通称「生コン舗装」と呼称した私道あるいは農道等々の駆け込み舗装なるような形の舗装がせられました。これが約10年の経過の中で現在、破損あるいは一部損壊等々の現象が出てまいっておるわけでございますけれども、10年前は10年前、現在は現在として取り上げるのかどうか、一連の生コン舗装の修理修復について、行政の立場から何らかの配慮

がせられるべきであろうと思いますが、この際、これらの舗装道路についての対策の方途をお示し願いたいと思います。

さらに、一連の宅建業者の手によるいわゆる乱造成によるところの密集地の地区内道路の舗装の件についてもどのように考えてるのか、3点に分けて生活道路の維持管理についてのご答弁を要求いたします。答弁のいかんによりましては再質問、再答弁を要求いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 教育次長（坂東重信君） 教育行政の5点の問題について私の方からお答え申し上げたいと思います。

和泉中学校あるいは国府小学校、その他の格差是正の問題でございますが、午前中ご答弁申し上げておりますように、学校施設の整備充実については最も意を配するところでございますが、それぞれの学校からの要望も承っておりますが、いずれにしても、財源的な面から申し上げますならば、これを補助対象として取り上げ、老朽認定を受けなければならないという考え方で、これに対して鋭意努力していきたいと思っております。後において、財政事情の許す範囲内で積極的な一般財源の配分を得て事業施行の形をとりますが、常々ご指摘いただきます各学校の格差是正は、今後とも十分に意を配してまいりたいと考えております。

2点目の緑ヶ丘小学校の整備事業計画でございますが、ご承知の青葉台、緑ヶ丘両団地の開発によりまして、本校の新設整備事業として現在、普通教室19、特別教室2、その他管理設備等を第1期工事として完成しておりますが、いろいろとご質問なり、地元の要望に係る施設整備につきましては、今後の入居状況を見たとこの事業計画を立ててまいりたいと考えております。常々ご指摘いただきます特別教室あるいは一般教室の不足の予想される中で、どのように教育委員会が対処するかという内容でございますが、これについては現在、両団地の入居状況もつかんでおり、あるいは現状の不況の中での売れ行き等、子供たちの入居状況でこれに対処してまいりたい、かよう考えております。

現在の過程の中では、現在の学級標準から申しますならば、少々余裕を残した学級認可を得て学校運営をいたしておる情勢でございますが、今後の整備事業は入居状況に応じて対処してまいる考えでございます。体育館、プール等についても早い時期での補助対象に持っていくべく、これも市の財政課はもとより、教育委員会ともども、この取り組みを財源的な面から考えてみたいと思っております。

8点目の幼稚園における給食施設の問題でございますが、現状の施設は非常に不備ござい

まして、用務員等を活用している状況でございます。幼稚園における給食施設の整備に関しては、国、府等の助成措置は全くないのが実態でございます。施設に対しては、ご承知の十分の1の助成がありますが、そうした中で現在、国自身が57年をめぐりに4、5歳児の全員収容、特に公私立の競合を避けて増改築事業に取り組む方針でございます。しかし、これらも財源措置については明確化されておらない実態でございます。今後、国の施策の中で、本市における幼稚園整備計画でご指摘の給食施設問題についても対処せざるを得ない、かよう考えてるのが実態でございます。

4点目の就学援助の問題でございますが、経済的な理由によって就学困難な児童生徒のために明示されておる費目、ご承知と思いますが、学用品とか修学旅行費等の費目について援助費を給付している市町村に対して、国が「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」がございますが、これに基づいて援助を行ってのが実態でございます。これが認定につきましてはご質問にお答えいたしますが、当然、教育委員会が行うものであり、学校長、民生委員の諮問を得て現行制度を実施している状況でございます。

第5点の光化学スモッグの措置でございますが、予防の措置につきましては、警報のある都度、公害課より教育委員会、教育委員会から各学校への連絡網は完成しております。お尋ねの被害の措置につきましては、いち早く校医さんのご協力を得て学校で診察する体制をとっております。無論、教育委員会も当該校には派遣いたしますが、現在、学校保健会の制度の中で、学校、医師会の全面的な協力を得て対策を構ずるよう措置いたしておる現状でございます。

以上、お答えいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 交通公害課長（梶本岑雄君） 光化学スモッグの対策につきまして、ただいま教育委員会の教育次長から学童対策についてご答弁がございましたが、そういった学童も含め、一般の皆さん方の中でそういった被害を訴えられた場合には、保健所なり、交通公害課の方へご連絡いただければ、私ども、現場へ出向いて、ただいま教育次長がおっしゃられたと同じような応急措置を構じていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。

○ 企画課長（大塚孝之君） 2点目の問題についてお答え申し上げます。

総合会館自身の具体的な理念と申しますか、それについて申し上げますと、ご承知のように、和泉市の将来人口を昭和60年時点では大体、20万人程度になるだろうと予側をしておるのでございますが、その時点でのいわゆる都市の評価といいますが、どのような角度から見れ

ば本当に住みやすい町、生活のしやすい町と言えるのかということになりますと、当然、文化水準なり、あるいは生活水準として、その都市自身を評価し、そしてまた、人々が集まって定着をして町あるいは社会を作るんだはないか。つまり、和泉市という都市地域の場におきまして良好な人間関係が形成され、それに伴ういろんな活動が展開されて、人間関係と、その活動に見合った施設空間が実在するときに、初めて共同社会の意識というか、コミュニティの実態が良好な形で形成されるのではないかと考えております。総合会館の構想も、このような考え方に基きまして作られたものでございます。

それからもう一つは、その全体の中身をPRしてはどうかというご意見でございますけれども、率直に申し上げまして、現在の厳しい財政事情の中で、事業のめどを立てていくことは非常に至難でございます。したがって、事業のめど自身が非常に不確定要素が多うございますので、やはりそのようなめどがつき次第、遂一ご報告申し上げていくというふうに考えておるものでございます。

それから、具体的な建設計画でございますが、ご承知のように、昭和49年度において勤労青少年ホームなり消防会館あるいは50年度におきましては市民体育館という形で事業化のめどがついておるものでございますけれども、今後の福祉施設なり、その他の複合施設につきましては、卒直に申し上げまして、事業化のめどが非常につきにくいというふうに思っておるものでございます。

以上、お答え申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。
- 産業衛生部次長（山本俊兼君） 3番、公衆衛生、4番、環境衛生につきまして、お答え申し上げます。

まず、お尋ねの第1点の住民検診の年間の実績について説明せよということでございますが、胃検診につきましては、49年度実績35歳以上を対象として約9,900人ございます。それから、住民の結核検診につきましては、15歳以上約2,500人、さらに、本市の施策ではございませんが、大阪府の施策といたしまして、婦人の子宮ガン検診が約1,100名ほど。

以上が住民検診の49年度の実態でございます。

それから、市民の健康管理、すなわち予防衛生につきまして、その具体策があるかどうかということでございますが、このことにつきましては、常々和泉保健所とも連絡をとり、一応、定期的な行事につきましては万全を期してやっておるのでございますが、議員さんのご趣旨を十分踏まえまして、さらにこの問題に取り組んでいきたいと考えております。

それから、恵まれない市民さんに対する健康管理等につきましても、ご指摘はごもっともと

思います。実は、昨年も零細企業に従事される方々の健康管理につきましては、商工会、和泉保健所あたりのご協力を得、実施いたしておる現況でございますので、この問題についても、今後もっと発展すべくいろいろ検討を加えてまいりたい、かように考えております。

それから、救急病院に関連いたしました、すなわち他市の医療機関に行かなければならない不便さをどうするのかというご質問もあったようでございます。これらについても、実は、休日診療の問題とも兼ね合わせ、現在、医師会におきましても、特別委員会というメンバーをご結成願いましてご協力いただくよう、さらに突っ込んで取り組んでいきたい、かように考えております。

それから、日本脳炎等の無料化に関する問題でございますが、ご意見はごもっともと思えます。今年の計画をご参考に申し上げますが、一応、1歳以上の日本脳炎の予防接種につきましては100円をちようだいたしたい、また、8歳以上の方につきましては200円ということで、50年度の当初予算の計上の中にも計画として入れておりますので、議員さんのご趣旨につきましては、無料化の方向で検討を加えたいと思えますが、ただ、50年度につきましては一応、予算計画を持っておりますので、ご了解をいただきたい。かように考える次第でございます。

それから、4番目の環境衛生問題についての不燃物の集積場所等について、その計画の全貌がわかれば知らせというご質問だろうと思えます。このことにつきましては、現段階では昨日宇沢部長からお答え申し上げましたように、われわれ担当者におきまして、交付公債の予算の範囲内において適当なところがないかどうかと日夜取り組んでおる次第でございますので、この計画が明確になり次第、産衛委員会、議会ともご協賛申し上げこの計画を明らかにしてまいりたい、かように考えますので、よろしく願います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部次長（森保君） 生活道路、私権の問題について、総括してお答え申し上げます。

ご承知のとおり、私道の延長面積は莫大でございます。特に私権のついた道路、40年合併問題当時に実施した生コン舗装の道路等につきましては、いろんな私道、里道の問題等がからんでございます。これらの道路を今後、維持管理の面もやっていく基準があるのかというご質問でございましたが、私権のついた道路の基準は、正直言って持ってございません。ただ、生活道路等、里道の中で特に不特定の人が通行し、必要を認めるといった場合の道路につきましては、現在、うちの方も維持管理等やっております。そして、今後も維持補修等をやっていく計画を持っておりますが、基準は定めておりません。

3番目の道路位置指定内の道路、ですがこれもご存知だと思いますが、ごとも2分の1の私

権を持っております。当然、私権の持つ道路を市がすでに認定し、補修管理となるといふような私権の問題も加わってきて、すぐに補修云々ということはできません。8月31日に和泉の請願も出ており、建設委員会等で十分ご審議願っておるのが現実の姿でございます。

以上、簡単でございますが、本当にまともなお答えになるか、ちょっと疑問ですが、ご勘弁願いたいと思います。

○ 16番（横田憲治郎君） 教育行政の問題から再度、何点かお伺いいたします。

これは市単で施設のすべてが、えまませんから、現実には国の責務で補助金を取らないかんわけですから、こっちの主体的な判断とはいえ、計画は単純にできない。基本的にはよくわかりますけれども、ただ、やはり教育現場を持ってるのは自治体であり、教育委員会です。特に縁ヶ丘小学校の校舎あるいは付帯施設の問題で答弁があった中で、いわゆる児童生徒の増加の実態に即しながら、という考え方が基本的にあるのは否めない事実としながらも、やはり教育現場というものを中心に、児童数が少ないから付帯施設がなくてもいいんだという、極端に言えばそういう考え方でなく、たとえ全き目標数の適正規模には満たなくても、現実の教育施設の充実を目指すならば、やはり施設充実を期さなければならない。人口のふえ方で施設をつくるんだということではなく、教育現場をよりよくするんだという、その水準に達するんだというよな、教育環境の問題を中心に考えていかなければならないと思う。

しかしながら、財政的な問題等々よくわかりますが、一方的なそういう考え方でなく、中央に教育委員会の姿勢がそういうふうに向いていかなければいけないと思います。そういう意味からこれらの具体的な鉄筋化あるいは講堂の新設あるいは小学校の充実な完成を目指し、第2期、第3期というプロセスを教育委員会の責任のもとに描くべきであり、それをもとに中央に対して努力すべきであると思う。その点を強く申し上げて、最後に教育長の見解をお伺いしておきたいと思います。

それから、幼稚園の給食ですが、和泉給食さん、あるいは富士給食さん等々、民間給食センターがあるわけですが、夏、作ったものを何百人分かを運んでくるが、置いとく場所がない。炎天下あるいは吹きさらしのところでごみは入るわ、冷蔵庫の十何度から出してきな牛乳が30数度の炎天へ持ち出され、何時間か経過して子供の口に入るといふ管理の実態なんです。小学校は教育委員会の遂年の努力もあって何とかの形作りができておりますが、教育委員会がみずから認められているように、昭和57年を目標に4、5歳児、就学2年前ですか、幼児教育の完全実施が呼ばれている中、中央の文部省あたりで現下の幼児教育の位置づけがされてないというところに矛盾がある。その矛盾は矛盾としながらも、現実的な課題に最大限度、現場においては最小限度かもしれませんが、やはり努力はすべきであろうと思います。その点でいま

一度、誠意あるご答弁を要求したいと思います。

さらに教育関係の3点目、就学援助は、端的に聞きますと、民生委員が出発点になるのか、それとも、経済的に困窮をきわめている家庭そのものが出発点になるのか、あるいは学校当局、学校長の立場が出発点になるのか、その点を再度お伺いをしたいと思います。

次に光化学スモッグ、校医で診察する、あるいは学校医師会と協力云々、公害課長は現場に向いて応急措置云々と、きわめて誠意のない答弁をいただきましたが、毎日発生していますね。毎日、子供が運動場で遊ばへん。体育ができない。これをどうせ、こうせといたってできるわけではないが、しかし、最小限度、たとい不測の事態が集団的に発生しても対処できる状態は常に万全を期しておくべきだと思う。何十人、何百人という集団で発生したら、校医1人でできまへんのか。あっちの小学校、こっちの中学校となってきたら、毎日それだけの人数を待機させるわけにはいかんかもしれません。しかし、もう一步も二歩も現実に即した措置が考えられないものか。昨日の読売新聞に載ってましたが、光化学スモッグによる角膜はく離、眼病ですが、記事がありました、1人、わが和泉市だけの課題じゃありませんが、もう少し前向きな、もう一步突っ込んだ姿勢をお伺いしたいと思います。

それから市長、総務部長あたりのご答弁をお伺いしたいのですが、予防接種の関係ですけど、日本脳炎あるいはインフルエンザは、和泉市だけです。実費というか、100負担は、一部公費負担あるいは軽度、安価なものについては全額公費負担は、私は50年度途中からでも別にかめへんと思うんです。市民さんが喜んでくれることならばね。これは今年度予算措置してあるさかいに、やるんやったら来年度から、来年度は間違いないようなご答弁でしたが、しからば、50年度補正でも何らかの検討はできないものか。

さらに、住民検診の問題ですけど、胃の検診で昨年は千人足らず、実際、こういうことは市民さんはご存知ないです。町会単位で希望かっていると私も承知したんですけど、これは単に市の広報の一部分じゃなく、健康管理の問題は、具体的にそれだけの特集号を作っていたいただいても結構かと思うんです。こういう医療費高騰の折りから、事前の健康管理という立場で積極的な姿勢を折ち出していただきたいと思います。去年は少なかつたんで、ちょっと方針を変えて今年度はふえそうなのかどうか、その辺あたりでも結構ですから、担当課長から再度お伺いをしておきたいと思います。

それと、最後の生活道路の問題ですけど、これは何らかの基準を検討して持っていたいただいたいと思うんです。現下、どうしょうもないところについては、やはり行政サイドで放っとくわけにはいかないと次長もおっしゃってましたが、半ば公共的にその道路が供せられておるといふ実態にかんがみて、応分の管理措置をしてるのが実態だと思います。であるならば、やはり

公平な行制を期すという意味から、基準、物差しを私は持つべきであろうと思います。それとともに、里道を含む40年度の生コン舗装のあとの問題ですけど、それらの道路を活用して建築確認あるいは一連の建築関係が進行してるところがかなりあります。そのような実態に即して、一遍、生コン舗装した個所を市で掌握する用意がないかどうか。その中からチェックして先の基準に照らし合わせながら、認定道路以外のこれらの道路についても、一応、最小限度の管理の方途を基準の中で目指せないものかどうか、一遍、建設部でご検討をお願いしたいと思いますが、検討に値しないと思われるのかどうか、その辺あたりについてご答弁願いたいと思います。

再質問は以上でございます。

○教育長(葛城宗一君) 基本的には次長からお答え申し上げたとおりでございますが、学校教育施設の設備充実は、学校教育の機能を高めるためにも当然のことございまして、各学校ごとに施設台帳を整備いたしておりまして、おのずから、年次計画は堅持するところでございます。ただご指摘のように、国府助成等のからみ合いから計画どおりいかないということも1つの原因でございます。

ご指摘の緑ヶ丘小学校につきましては18名、すなわち800名規模の普通教室は整備しておりますが、プール、体育館、特別教室等がまだ整備いたしておりません。ご承知かと思いますが、普通教室については、新住宅市街地開発法に基づく社会増については、3年前向きで建設することが補助対象として認められております。しかし、体育館、その他施設等については、前向きの先行がどうしても認められない。したがって、現実の小学校児童数を基本として補助基準面積が定まってくるという事情から、入居の実態と合わせて、できるだけ最終入居を見込んだ施設を完備いたしたい。そういう面から3年次のずれが生じてくるわけでございます。しかし、ご指摘の趣旨を踏まえ、プール、体育館等の整備については鋭意努力して保護者の信託にこたえなければならぬと考えるところでございます。

続いて、幼稚園給食の実態でございますが、ご指摘のとおり、栄養あるいは運用管理面については、全く園の自主性に任せているという実態でございます。折から毎年度、夏期になると食中毒事故等の起こらないようにということで、園長会議を開いてお願い申し上げるところではございますが、それに対する具体的施策、施設についてはまだそこまで至らない実態でございます。保冷庫等の整備についても極力積極的に対処し、事前の対策について取り組んでまいりたい、かよう考えます。

なお、就学援助制度の出発点は、ということでございますが、これは当然、本人さんの申請に基づき、学校長あるいは民生委員等のご意見を徴して義務教育の円滑な実施を目指した奨励

制度でございますので、努めて経済的困窮の理由によって就学困難であるかどうかの実態に照らして適正な運用に対処しているところでございます。

ただ、補助といたしましても、2分の1国府補助で限度額が決められ、緩ワクでも全児童生徒数の7%を限度として配分されているわけでございまして、これらの限度の中で努めて濡れ落ちのないようにその制度の趣旨に沿ってまいりたい、かよう考えます。

なお、光化学スモッグに対する被害発生時の措置についてはきわめて貧弱でございまして、専門医等の設置のご趣旨もよくわかるわけでございますが、現在では医師会と綿密な連繋をとり、緊急時には総動員してその体制に取り組んでいただけるという、学校保健会、医師会での措置をとっているような事情でございます。今後、さらに市全般の医師会とも連絡を密にし、被害に対する措置について具体化の方向を目指して計画を立ててまいりたい、かよう考える次第でございます。

以上、4点についてお答えいたします。

(議長退席、副議長着席)

- 予防衛生課長(神藤恒治君) いま、集団検診の住民啓蒙が徹底してるのかということにつきましてお答え申し上げます。

本年度の集団検診につきましては、広報いずみ3月号で住民に周知徹底しておったところ申し込みが少なかったので、その後、町内会段階として別途パンフレットの形式で再申し込みをされるよう通知いたしました。その結果かどうかは別といたしましても、昨年の受診申込者が9,90名あったものが、50年度には1,870名と約4割の増加が見られ、現在、検診を実施中でございます。

- 産業衛生部長(宇沢清君) お答え申し上げます。

予防接種の日脳、インフルエンザの無料化でございまして、ご指摘のとおり、各市とも無料化の方向に進んでることは事実でございます。本市といたしましても、今年度の予算面だけはひとつご辛抱願いたいというのは、財政事情もございまして、来年度に向けて無料化の方向は考えてるわけでございます。現状、内容をご説明申し上げますと、いままでは医師会の方で医師が各校区ごとに出動していただいておりますが、最近医師数の不足、人口増で1人当たりの単価が非常に高くなり、保険でもって1人当たり6,700円つくわけです。その点から、市の負担は相当至難じやないかという考え方は持ってますが、一応、その対象人員だけのものでも無料化の方向に持っていきたいという考え方は持っておりますので、ご了解願いたいと思います。

- 建設部長(中塚白君) それでは、生活道路の問題につきまして一応、基本的な考え方を申し上げます。

確かに現在の道路の使用状況は大きく変わり、どうしても生活道路が優先されるという実態でございます。しかしながら、現在の和泉市の自動車交通を除く幹線道路はまだ不足しております。どうしても人車道の分離はできないという実態で、再検討しなければならない転機にきていることは事実でございます。その辺から、いまご質問の内容の問題が出てきてのであろうということは、われわれ道路管理者としても推測するわけでございます。

しからは、何の物差しでやってるんかと申しますと、やはり市道と認定されたものの管理をしていかなければならない責務は、当然、道路管理者側にあるわけでございます。しかし、現行の認定道路についても問題がございます。これを整備し、さらに、必要なものについては認定することが望ましいわけでございますけれども、私の方の次長がご説明申し上げましたように、私権のからむ道路、それから、里道等の問題については所有権等との問題がございます。しかし、公共性の高いものにつきましては、一応の維持補修はやっておるわけでございます。ひとつ検討する意思がないかということでございますが、その基準は検討させていただくとしても、しからは、この物差しをどこにもっていくか、非常に問題がございます。ひとつこれは弾力性を持たせていただき、ケース、バイ、ケースの形でお願いしたい。と申し上げますのは、現有の私の方が管理しておる、市道と名のつく路線についても十分な維持管理ができておるかとなりますと、率直に言って、それは金うされておらないのが現状でございます。もちろん、予算の関係もございますし、まして、最近の道路と申しますと、少なくとも、舗装も完備されたのが道路という認識の上に立つわけで、砂利道だからそのままに放つといたらという形じゃございません。ひとつその辺は、私の方も1つの内規、基準は検討させていただくとして、やはりその利用度等の状況に応じて判断させていただきたい。かように存じます。

○ 16番(横田憲治郎君) 終わりますが、一応、まとめておきます。

教育関係の施設問題で何点かお伺いいたしました。陳情行政的なものじゃなく、実態的な行政課題として、ひとつさらに誠意ある努力をお願いしておきます。

それと、公衆衛生、環境衛生関係、地味な行政ですが、問題が起こってから大きくなるという形ですので、行政効果という面でははできないので置き去りにされがち、置き去りにされるとは断定はいたしません。これら地味な行政であればあるほど、ひとつ地味な努力を要請したいと思えます。

それから、生活道路の問題につきましては、ひとつ賢明な部長のもとで、ケース、バイ、ケースということでございましたから、より住民サイドに立ったケース、バイ、ケースでご検討いただきますよう要望して、終わります。

(議長着席、副議長退席)

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、27番、成田秀益君。

○ 27番(成田秀益君) 中央線の工事の進捗状況について一応、項目的に通告申し上げておきますので、ここで申し上げることはないと思うのでありますが、イ、ロ、ハと順に通告しております。

まず、事業計画の1番最初に決定した日をひとつお願いしたい。それから、事業決定した年月日。それから、今日までの甲地取得費の総額、それから工事費の総額。それから、未買収地の予定面積及びその買収予定額がわかればひとつお願いしたい。

それから、未買収地がまだあるということを知っておりますので、その進捗状況等。それから、買収における1番困難な、いわゆるネックが何であるか、これをひとつ明快にお願いしたい。また、地元の方々、町会、自治会と何か約束書を交わしておるということを知っておりますので、その内容等についてもお聞かせ願いたいということでございます。

○ 本日の私の質問の1番最終的な目的は、いつ完成するかということでございます。それで、この問題につきましては、入れ物ができて出入口がないという状況の中で、先ほどいろいろと各議員さんからも交通公害の話が出ておりますが、いろいろと交通公害も起こっておりますので、ひとつこれは端的に、「いつ完成します」、とここで約束をしていただければ、いままで項目を申し上げておりましたけれども、それは結構でございます。もし、そのお約束ができないということであれば、ちょっと再質問させていただかなければならぬ、かように思いますので、簡単明瞭にひとつお答え願いたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 理事者の答弁は後刻といたしまして、ここで暫時、休憩いたします。

(午後2時56分休憩)

(午後4時再開)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどの成田議員の質問に対し理事者答弁。

○ 計画課長(山崎琢磨君) ご答弁申し上げます。

中央線につきましては、建設委員会の方でも指摘されていたところでございますが、計画決定につきましては、昭和41年4月11日、事業認可は、同8月24日に行っております。この間、8年10ヵ月の長きにわたっていることにつきまして、あらかじめお詫び申し上げたいと思います。

それから、用地の総額でございますが、2万6743平方メートルそのうち、うちの方で買い戻した額は、1億8,564万90,000円でございます。

このほか、物件が25件ございます。

それから、いままでの工事費の総額でございますが、築造が700メートルと桑原大橋46メートル、合わせて1億3,78万2,000円でございます。

それから、予定面積でございますが、約2,600平方メートルでございます。

それから、最後のご質問でございますが、これは地元の自治会の方とお約束申し上げておりました、50年度開通するという約束を申し上げております。50年度開通というお約束ですが、供用開始につきましては、工事の計画、補助金などからいたしまして、舗装はそれ以後になるという予定でございます。

以上でございます。

○ 用地担当参事（岸田秀仁君） お答え申し上げます。

概算予定額については、鑑定並びに設計、工事入札等がありまして、いま、この場所で金額を提示することはお許し願いたいと思います。

交渉の進捗状況につきましては、権利者皆さんのご協力によりまして建物調査も無事終わり、交渉を継続しておる次第でございます。

用地につきましては残念ながら、住民の境界立ち合い等も交渉を重ねておりますが、一部了承が得られませんので、私たちは鋭意努力いたしまして、住民の境界立ち合い等をして実測面積等を確認した上で買収させていただきたいと思っております。

(ハ) の買収困難な問題につきましては、第1に土質、いままで花を作っていたが、同じ花を作れるまでの期間補償しろという問題がございます。いまは得意先はあるが、温室の移築によって花の栽培が中断されるので、それまでの得意先のそう失、信用等の問題もございます。

それから、道路築造によって起こる自動車の排気ガス、また、うまく道路ができた場合の車からの物の投棄等によって障害が起こる等々の問題もございます。以上でございます。

○ 27番（成田秀益君） いままで事業決定してから約8年間、相当な金を費して、そして、まだ供用をなさないということは、非常に不経済な話でございます。これはいつの議会でも出ている問題でございますが、余りいままでのことと重複することは避けたいと思います。

1番、買収に対する問題は何であるかをいま、言うておりましたが、公害とか、それは自動車公害の意味ですか。

○ 用地担当参事（岸田秀仁君） あの道路がついた場合、担当量の自動車が通行するであろうという前提のもとで、排気ガスとか、車からの物の投棄等もございますので、それらによって

花の栽培に支障が生ずるのではないかとという地元権利者のご意見なんです。

- 27番(成田秀益君) 今年の予算で物件費として1億2,800万円余出ていると思うんですが、あれは用地買収の見通しがあるために組んだものかどうか、その辺はどうなのでしょうか
- 用地担当理事(西川武雄君) お答えいたします。

ただいま担当参事の方からいろいろとご説明申し上げたわけでございますが、それに対して補足説明させていただきます。

現在までいろいろ買収における困難な問題点ということでいろいろあるわけでございますが第1に出ておりますのは、残地補償の問題がございます。たまたま、現地をよくご存知のように、あれだけの約千坪近い温室ハウスが現在建っております。それはちょうど中間を道路が通るといことです。それと、あの場所につきましては、橋から観音寺までの落差の関係、道路を築造いたしますと、約3メートル余の擁壁ができるわけでございます。

そういうことで残地については花の栽培ができない。たまたま、担当参事の方から申し上げました公害問題と申し上げますのは、残地についても、ある程度の温室を建てるという計画がございます。そういたしますと道路が高い関係上、車から石でも飛ばせば温室の屋根ガラスが割れるということが公害問題として出ている、こういうことでございます。

道路築造についてもいろいろと問題があったわけでございますけれども、それらの工法的な内容等につきましては、現在、ある程度本人も説明の中で承諾しております。

なお、本年度の予算の計上額の内容等につきましては、これはあくまでも、本年度買収、補償するんだという計画のもとに予算計上いたしましたものでございます。

以上です。

- 27番(成田秀益君) 用地買収に対する試算等もちよっとも出てない。先ほどのお答えでは、ちよっと勘弁してくれというお話でしたが、物件についても一応、予算が出ておりますし、用地は勘忍してくれということなんです、その辺はいろいろあると思いますので余り追及しませんが、それよりも地元との方々との話し合いの中で、49年度に土地、その他のものを買収して、50年度に開通するというようなことをちよっと聞いておりましたのですが、そういうことはございませんでしたかな。

- 計画課長(山崎琢磨君) お答え申し上げます。

実は、去年10月に観音寺町の方と、うちの市町を含めて上層部とお話願ったわけでございますが、その時点で、49年度内において何らかの方法で用地を買収して50年度に工事に着手するというを申し上げております。しかしながら、用地の買収がいろんな事情でおくれ再度、5月の時点で約束させていただいたという状態でございます。

○ 27番(成田秀益君) これは約束はしておいても、なかなかこういうものはうまくいかないこともあるのは、私もそれに対して約束違反じゃないかというようなことは申し上げませんが、いずれにしても、要は、50年度に開通するという見込みの中で、非常に用地買収がおくれている。うわさで聞いておるんですが、うわさかもしれませんが、収用委員会があっせんを申し出たということをごまかして聞いておりますが、そういう事実はございますか。

○ 建設部長(中塚白君) 総括して、私から最終的なお答えを申し上げます。

過日の地元自治会、町会との市長を交えての話し合いの結果は、いずれにしても本年度、用地買収をすまして工事に着手いたしますと、その工事、供用開始と申しますと、少なくとも全線が舗装も済ませ、道路の形態が整って初めて開通というわけでございます。しかし、その時点は50年度では予測できません。物理的には、現在から仮に工事を始めても間に合いかねるということで、その辺は地元の方も理解はしておるはずなんです。

なお、収用からむ話につきましては、当然、土地所有者との関係もありますので、土地収用法という話は公式の席下では避けるとしても、少なくとも、その腹襟えに立った措置は構じておるということをご理解願いたいと思います。

○ 27番(成田秀益君) 結論として、50年度、来年の3月31日で一応、供用開始できるということをごまかしてはつきり言明いただけますか。

○ 建設部長(中塚白君) 私、先ほど申し上げましたように、少なくとも、50年度は何らかの形を整えますということです。しかし、専門的な言葉になりますが、5月の時点での地元町会の役員さん方ともお会いした時点におきましては、完全なる道路としての供用開始には至りません。これは物理的に申して間に合わないわけでございます。ご承知のように、現在、残存するところについてはかなりの高底差もございまして、工法上の問題もございまして、仮に現時点で話がつくとしても、50年度内の全線完成は非常に至難でございまして、その辺はひとつ50年度中に何らかの形のめどをつけます、その時点を見きわめたくて、われわれは全力投球していただけるなら、その辺はわれわれも理解いたしますという話し合いになったことは事実でございまして、だから、50年度に供用開始ということをごまかして公式の席上で問われるなら、私ども、50年度の供用開始は無理ですと答えざるを得ない。と申し上げますのは、道路の供用開始というのは、舗装も完了し、全線の交通安全施設等一切を含めた供用開始が本来の供用開始でございまして、少なくとも、それは物理的には間に合わないという実態でございまして、その辺はひとつ広義に解釈していただき、50年度は何らかの形においていたしますということでお受けとめいただきたいと思っております。

○ 27番(成田秀益君) それでは、こういうふうにごまかしてよろしゅうございまして、用地

買収並びに物件補償等は一応、片をつけて、そして、道路の供用開始となると工期の問題もいろいろあると思いますが、それは一応、片がつくというふうに解釈してよろしゅうございますか。

- 建設部長（中塚白君） はい、結構でございます。
- 27番（成田秀益君） できるわけですね。ただ、長年7、8年前からの問題でございますので、また話が変わるとなると、いろいろとその他の工事等にも支障があると思いますので、その辺をはっきりと確認しておきたい、かように存じますので、それでは全部、支障物件、その他の問題は片がつく、そういうことでございますね。
- 建設部長（中塚白君） 少なくとも、確かにそれは地元との論争になってございます。私ども、だからその時点になって、いや、それはできませんよ、という話じや困る。先ほどから申し上げておりますように、物理的に不可能な面がございます。その時点になって、できませんというお話はできない。だから、50年度内に舗装も全部含めた開通は至難でございます。しかし、何らかの現在の残存物件を含めて工事着工し、50年度内に踏み切るようにいたします。その時点で、地元の方々も、そこまで市が示してもらえば、われわれもそれ以上の約束は違うんじゃないかということは申し上げませんという紳士協定で話し合いを進めてあるはずでございます。だから、先ほどから公式の席上での供用開始は50年度中というお話なら、私は「ノー」と答えざるを得ないわけでございます。供用開始は、全部の施設が整ってのことでございますので、その辺ご理解賜りたいと思います。
- 27番（成田秀益君） わかりました。それでは、現状のその程度ぐらいなればということですか。そう確認してよろしゅうございますか。こっちの方、向こうでやってるでしょうが、あの程度のことですね。未完成ですけど、その程度という意味に理解してよろしゅうございますか。
- 建設部長（中塚白君） だから、それは一部工事中のものもあるでしょう。50年度といえは来年3月31日まであるわけですが、その時点で、少なくとも、これは公式の場ですから、私はこういう筋の立った話をしてるんですが、その時点では、何らかの形の道路の築造をやっておるということでご理解願いたいと思います。
- 27番（成田秀益君） これで終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

この際、お詫りいたします。明日も一般質問の予定でありましたが、皆様方のご協力によりまして早く終わることができましたので、議会運営委員会の方々のご了解も得ておりますので、日程を1日繰り上げて、明18日に議案審議に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

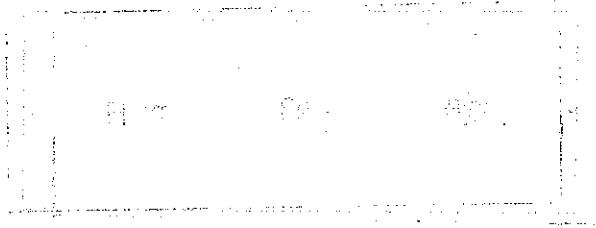
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、明18日より議案審議を行うことに決めます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。明日は定刻ご参集をお願いいたします。長時間
まことにありがとうございました。

(午後4時32分散会)

第 3 日



昭和50年6月18日午前1.0時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長	藤木秀夫	総務部次長兼 人 事 課 長	門林六男
収 入 役	橋本 炳	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室解放 センター推進担当	小林一三	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放 センター推進担当	富田宏之	企画課長	大塚孝之
重要施策推進室 調 査 担 当	松林 保	財政課長	麻生和義
重要施策推進室解放 センター推進担当	高三一行	管財課長	中尾 宏
総務部長兼 重要施策推進室担当	坂口礼之助	資産税課長	中川鉄也
総務部理事	西川喜久	市民税課長	吉田種義

指導課長	高橋貞良	業務課長	大宅清臣
社会教育課長	坂口雄一	経理課長	守田勇
水道部長	田中稔	消防長	和田増義
水道部次長兼 工務課長	福本喬久	消防次長、消防団 事務課長兼消防署長	雨口王雄
総務課長	中辻寿夫	用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄
営業課長	原美助	用地担当参事兼 事務局長	橋本昭夫
浄水課長	岸本孝二	総務課長	藤原永一
病院長代行	岩見洋	用地一課長	岸田秀仁
病院事務局長	平野誠藏	用地二課長	宮本福秀
庶務課長	藤原光夫		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	吉岡昭男
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

昭和50年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第14号	例月出納検査(収入役扱 昭和50年2月分)	P. 1
2	監査報告第15号	" (水道部企業出納員扱 昭和50年2月分)	P. 6
3	監査報告第16号	" (市立病院企業出納員扱 昭和50年2月分)	P. 12
4	監査報告第17号	" (収入役扱 昭和50年3月分)	P. 17
5	監査報告第18号	" (水道部企業出納員扱 昭和50年3月分)	P. 22
6	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて(昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 1
7	報告第6号	専決処分の承認を求めることについて(寄附受納について)	P. 49
8	報告第7号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について	P. 51
9	報告第8号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P. 53
10	報告第9号	昭和49年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	P. 55
11	報告第10号	昭和49年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	P. 57
12	報告第11号	昭和49年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について	P. 59
13	報告第12号	専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)	P. 61
14	報告第13号	専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))	P. 65
15	報告第14号	専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	P. 70

日程	種別及び番号	件名	摘要
16	議案第28号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 77
17	議案第37号	昭和50年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	追加議案 P. 1
18	議案第29号	工事請負契約締結について(市立幸小学校増改築工事)	P. 90
19	議案第30号	市道の路線認定について(小田牛神北1号線外6路線)	P. 93
20	議案第31号	市道の路線認定について(緑ヶ丘1号線外35路線)	P. 97
21	議案第32号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 103
22	議案第33号	和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 106
23	議案第34号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 110
24	議案第35号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 115
25	議案第36号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 124
26	諮問第1号	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて	P. 75
27	選挙第2号	泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について	別紙
28	決議第1号	「母性保障法」の立法化を要請する決議	別紙

(午前10時20分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんにはお忙しい中、連日お疲れのところご出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、事務局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは21名でございます。成田議員さんから遅刻の届け出がござい

ます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおり、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、これより議案審議に入ります。本日の議事日程は、お手元に印刷配布したとおりでありますので、よろしく願い申し上げます。

日程第1より第5までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

例月出納検査結果報告書

監査報告第14号	例月出納検査	収入役抜	昭和50年2月分	P. 1
“ 第15号	“	水道部企業出納員抜	“ “	P. 6
“ 第16号	“	市立病院企業出納員抜	“ “	P. 12
“ 第17号	“	収入役抜	“ 3月分	P. 17
“ 第18号	“	水道部企業出納員抜	“ “	P. 22

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年3月26日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年3月26日
- 2 検査の対象 昭和50年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	6,622,686,834	△ 15,435,464 934,092,070	7,541,343,440	8,260,895,178	△ 4,666,530 639,252,744	
才入才出外現金	392,009,411	39,712,441	431,721,852	351,901,130	20,463,140	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	2,499,391,186	256,052,407	2,755,443,593	2,472,037,080	237,798,945	
府 税	498,597,216	56,693,504	555,290,720	446,713,460	51,890,333	
特 別 会 計	国民健康 保 險	786,044,665	△ 273,070 84,895,604	870,667,199	849,248,902	△ 433,377 112,254,609
	土地区画 整理事業	355	0	355	11,538,298	0
合 計	10,798,729,667	△ 15,708,534 1,371,446,026	12,154,467,159	12,392,334,048	△ 5,099,907 1,061,659,771	
基 金	用品調達	20,561,074	805,538	21,366,612	17,199,245	348,700
	同和更生 資金貸付	43,329,481	6,536,831	49,866,312	5,502,037	0
	財政調整					
	土地開発	71,862,534	0	71,862,534	4,258,780	60,000,000
合 計	135,753,089	7,342,369	143,095,458	26,960,062	60,348,700	

算 書

昭和50年2月28日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
8,895,481,392	△ 1,354,137,952	1,820,000,000 △ 300,000,000	△ 11,538,298	154,323,750	
372,364,270	59,357,582			59,357,582	
2,709,836,025	45,607,568			45,607,568	
498,603,793	56,686,927			56,686,927	
961,070,134	△ 90,402,935	100,000,000		9,597,065	
11,538,298	△ 11,537,943		11,538,298	355	
13,448,893,912	△ 1,294,426,753	1,620,000,000		325,573,247	
17,547,945	3,818,667			3,818,667	
5,502,037	44,364,275			44,364,275	
64,258,780	7,603,754			7,603,754	
87,308,762	55,786,696			55,786,696	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	154,323,750	18,763,750		80,000,000
特 別 会 計	國 保 事 業	9,597,065	9,597,065	
	土 地 区 画 整 理 事 業	355	355	
基 金	用 品 調 達	3,818,667	2,561,410	1,257,257
	同 資 和 金 更 貸 生 付	44,364,275	44,364,275	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	7,603,754	7,603,754	
特別才入才出外現金	67,408,525	45,607,568		
才入才出外現金	59,357,582	59,357,582		
府 税	56,686,927	56,686,927		
住 宅 敷 金	6,638,994	2,061,555		4,577,439
合 計	409,799,894	246,604,241	1,257,257	84,577,439

管 方 法

昭和50年2月28日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託 ナショナル証券	尼 崎 釣 銭	
	15,000,000	19,550,000	20,000,000 1,010,000	
18,149,753	3,551,204			大阪公 137 3,650,856 大阪 24223 348
18,149,753	18,651,204	19,550,000	21,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,972,415,000	2,258,951,302	△9,320,541 180,150,923
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	19,534,000	19,534,000	
地方交付税	1,913,785,000	1,668,993,000	280,347,000
分担金及負担金	402,633,000	152,528,694	△52,950 9,399,900
使用料及手数料	8,897,000	5,771,454	△960 6,417,040
国庫支出金	2,271,171,000	89,129,297	105,009,768
府支出金	2,754,890,000	460,556,506	13,656,679
財産収入	35,019,000	29,564,784	記 107,730
寄附金	141,884,000	112,759,677	
繰入金	144,658,000		130,000,000
繰越金	141,714,000	141,714,551	
諸収入	921,656,000	548,022,569	△6,061,013 記 △107,730 209,110,760
市債	3,439,774,000	248,390,000	
自動車取得税交付金	70,950,000	0	
交通安全対策 特別交付金	12,697,000	12,697,000	
地方譲与税	25,500,000	19,962,000	
合 計	15,357,177,000	6,622,686,834	△15,435,464 934,092,070

調

書

昭和50年2月28日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
2,429,781,684		542,633,316	81.74
19,534,000		0	100.00
1,949,340,000	35,555,000		101.85
161,875,644		240,757,356	40.20
64,135,534		24,761,466	72.14
996,303,065		1,274,867,935	43.86
474,213,185		2,280,676,815	17.21
29,672,514		5,346,486	84.73
112,759,677		29,124,323	79.47
130,000,000		14,658,000	89.86
141,714,551	551		100.00
750,964,586		170,691,414	81.47
248,390,000		3,191,384,000	7.22
0		70,950,000	
12,697,000		0	100.00
19,962,000		5,538,000	78.28
7,541,243,440		7,815,833,560	49.10

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	144,680,000	119,781,164	8,714,362
総 務 費	1,949,505,000	1,080,036,719	△32,400 66,933,668
民 生 費	3,182,064,000	2,077,194,350	△407,503 227,743,764
衛 生 費	731,167,000	582,474,807	30,354,878
労 働 費	62,919,000	50,449,349	△136,258 3,255,064
農 林 水 産 業 費	200,678,000	83,386,773	△13,783 6,450,520
商 工 費	253,791,000	92,099,331	3,956,770
土 木 費	4,951,345,000	1,959,855,888	△1,362 75,193,478
消 防 費	322,632,000	256,578,309	18,726,794
教 育 費	2,651,808,000	1,345,009,781	△856,655 143,438,217
公 債 費	790,968,000	534,416,654	△3,218,569 50,485,229
諸 支 出 金	91,400,000	79,605,814	4,000,000
予 備 費	20,000,000		
災 害 復 旧 費	4,220,000	6,239	
合 計	15,357,177,000	8,260,895,178	△4,666,530 639,252,744

調 書

昭和50年2月28日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 対 する 支 出 割 合
計		
128,495,526	16,184,474	8.881
1,146,937,987	802,567,013	5.883
2,304,530,611	877,533,389	7.242
612,829,685	118,337,315	8.381
53,568,155	9,350,845	8.513
89,823,510	110,854,490	4.476
96,056,101	157,734,899	3.784
2,035,048,004	2,916,296,996	4.110
275,305,103	47,325,897	8.533
1,487,591,343	1,164,216,657	5.609
58,168,3314	209,284,686	7.354
83,605,814	7,794,186	9.147
	20,000,000	
6,239	4,213,761	0.14
8,895,481,392	6,461,695,608	5.792

監査報告第15号

例月出納検査の検査について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年3月26日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年3月26日
- 2 検査の対象 昭和50年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

2月分月次合計残高試算表

昭和50年2月28日現在

借			貸			方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	方
			資産の部				
119,570,953	119,570,953		土地				
111,692,469	111,692,469		建物				
1,795,944,520	1,795,944,520		構築物				
192,920,574	192,920,574		機械及装置				
61,260,070	61,260,070	362,890	量水器				
9,432,753	11,103,753		車輻及運搬器具		1,671,000		
19,822,707	19,822,707		工具器具及備品				
588,385,977	714,773,984	2,505,295	建設仮勘定		126,388,007		
510,000	510,000		水利権				
41,200	41,200		電話加入権				
210,000	210,000		現金				
79,516,357	1,229,388,755	59,415,622	普通預金	62,060,404	1,149,872,398		
	1,065,069,983	62,060,404	当座預金	62,060,404	1,065,069,983		
81,735,378	570,000,899	40,652,517	未収金	43,788,642	488,265,521		
75,846,122	144,113,037	2,373,800	貯蔵品	6,268,729	68,266,915		
			仮払金				
25,000	25,000		投資有価証券				
			前払費				

借		方		勘定科目	貸		方
残高	合計	本月計	本月計		合計	残高	
240,000	240,000			借地権			
1,200,000	1,300,000			保有有価証券	100,000		
				負債の部			
	94,117,317			未払金	2,373,800		16,099,380
				未払費用			
	100,000,000			一時借入金		425,000,000	325,000,000
	22,203,860	2,444,260		前受金	1,557,000	47,384,590	25,180,730
	48,909,735	3,374,493		預り金	6,708,993	54,088,885	5,179,150
	100,000			預り担保有価証券		1,300,000	1,200,000
	1,027,284			減価償却引当金		262,820,993	261,793,709
				退職給与引当金		4,701,960	4,701,960
				資本の部			
				自己資本金	1,100,000	119,803,235	119,803,235
	29,229,208	5,756,250		借入資本金		1,594,634,357	1,565,405,149
				資本剰余金	735,000	795,927,583	795,927,583
	2,200,000	2,200,000		利益剰余金	1,100,000	21,844,067	19,644,067
				費用の部			
				原水及浄水費			
251,730,719	251,730,719	19,277,412					

79,235,387	79,235,387	4,949,666	配水及給水費			
13,051,895	13,051,895		受託工争費			
84,251,495	84,251,495	5,138,698	業務費			
49,847,686	49,931,077	3,610,331	総係費	3,500	83,391	
			減価償却費			
643,716	643,716		資産減耗費			
69,330,096	69,330,096	10,117,961	支払利息及企業債取諸費			
			雑支出			
46,513,510	46,513,510	4,841,460	その他の営業費用			
139,060	139,060	53,330	過年度損益修正			
			収益の部			
	435,212	17,150	給水収益	40,604,757	511,013,323	510,578,111
			雑債金			
			受託工事収益	289,000	21,847,895	21,847,895
	247,405		その他の営業収益	428,010	56,292,484	56,045,079
			受取利息		2,176,211	2,176,211
			雑収益	73,300	2,515,385	2,515,385
			固定資産売却益			
			過年度損益修正			
3,733,097,644	6,931,284,880	229,151,539	合計	229,151,539	6,931,284,880	3,733,097,644

2月分予算執行報告書甲

(収入)

昭和50年2月28日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2月	計	
① 水道事業収益	687,700,000	41,377,917	593,162,681	945,373,19
1 営業収益	681,700,000	41,304,617	588,471,085	932,289,15
1 給水収益	558,000,000	40,587,607	510,578,111	474,21,889
2 受託工事収益	20,000,000	289,000	21,847,895	△1,847,895
3 その他の営業収益	103,700,000	428,010	56,045,079	47,654,921
2 営業外収益	6,000,000	73,300	4,691,596	1,308,404
1 受取利息	3,000,000	0	2,176,211	823,789
2 雑収益	3,000,000	73,300	2,515,385	484,615
① 資本的収入	518,500,000	735,000	17,073,000	501,427,000
1 企業債	314,000,000	0	0	314,000,000
1 企業債	314,000,000	0	0	314,000,000
2 負担金	450,000,000	0	0	450,000,000
1 他会計負担金	450,000,000	0	0	450,000,000

3	工事負担金	200,000,000	735,000	17,073,000	18,292,7000
1	工事負担金	200,000,000	735,000	17,073,000	18,292,7000
	収入合計	1,206,200,000	42,112,917	610,235,681	595,964,319

2 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

(支 出)

昭和50年2月28日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
①水水道事業費用	832,391,000	47,982,028	594,604,504	237,786,496
1 営業費用	710,748,000	37,814,067	525,274,408	185,473,592
1 原水及浄水費	288,311,000	19,277,412	251,730,719	36,580,281
2 配水及給水費	90,708,000	49,49,666	79,235,387	1,147,2613
3 受託工事費	20,000,000	0	13,051,895	6,948,105
4 業務費	93,978,000	5,138,698	84,251,495	9,726,505
5 総係費	57,639,000	3,606,831	49,847,686	7,791,314
6 減価償却費	59,458,000	0	0	59,458,000
7 資産減耗費	654,000	0	643,716	10,284
8 その他の営業費用	100,000,000	4,841,460	46,513,510	53,486,490

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 殘 額
		2	月 累 計	
2 營業外費用	12,154,300.00	1,011,796.1	6,933,009.6	5,221,290.4
1 支取承讓及企業債償還者費	12,153,300.00	1,011,796.1	6,933,009.6	5,220,290.4
2 雜 支 出	10,000.00	0	0	10,000.00
3 予 備 費	100,000.00	0	0	100,000.00
1 予 備 費	100,000.00	0	0	100,000.00
① 資本的支出				
1 建設改良費	58,024,224.0	8,624,435	26,344,833.3	31,679,390.7
1 事 務 費	53,451,724.0	2,868,185	23,421,912.5	30,029,811.5
2 拡張工事費	10,723,688	6,525,76	10,390,842	33,284.6
3 改良工事費	30,938,755.2	0	13,137,717.0	17,801,038.2
4 配水管整備事業費	18,396,000.0	1,852,719	6,920,213.3	11,475,786.7
5 營業設備費	13,200,000.0	0	7,562,000	5,638,000
2 企業償還金	17,246,000	3,628.90	15,686,980	1,559,020
1 企業償還金	45,725,000	5,756,250	29,229,208	16,495,792
1 企業償還金	45,725,000	5,756,250	29,229,208	16,495,792
支 出 合 計	1,412,633,240	56,556,463	85,805,283.7	55,458,040.3

和泉市水道事業損益計算書（2月分）

（昭和50年2月1日より昭和50年2月28日まで）

1 営業収益

(1) 給水収益	40,587,607円	
(2) 受託工事収益	289,000円	
(3) その他の営業収益	<u>428,010円</u>	41,304,617円

2 営業費用

(1) 原水及浄水費	19,277,412円	
(2) 配水及給水費	4,949,666円	
(3) 業務費	5,138,698円	
(4) 総係費	3,606,831円	
(5) その他の営業費用	<u>4,841,460円</u>	37,814,067円

営業利益

3,490,550円

3 営業外収益

(1) 雑収益	<u>73,300円</u>	73,300円
---------	----------------	---------

当月分総利益

3,563,850円

4 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>10,117,961円</u>	10,117,961円
----------------------	--------------------	-------------

当月分純損失

6,554,111円

資 金 予 算 表

昭和50年3月10日

月 次		2月執行済額 (円)	3月予定額 (円)	4月予定額 (円)	5月予定額 (円)
科 目					
前 月 繰 越 金		8 2,3 7 1,1 3 9	7 9,7 2 6	0	1 5,7 8 0
入	営 業 収 益	4 3,5 8 2,6 7 2	5 4,0 0 0	1,0 5 0	9,0 5 0
	営 業 外 収 益	7 3,3 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
	前 年 度 未 収 金	8 2,5 0 0	5 0 0	2 2,0 0 0	2 5,0 0 0
	企 業 債	0	1 2 3,0 0 0	0	6 9,0 0 0
	工 事 負 担 金	7 3 5,0 0 0	2 6,5 0 0	1 0,0 0 0	1 0,0 0 0
	一 時 借 入 金	0	1 5 0,0 0 0	2 0 0,0 0 0	2 0 0,0 0 0
	預 り 金	3,3 6 4,5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	前 年 度 繰 越 金	0	0	1 0,5 3 9	0
	前 受 金	1,5 5 7,0 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	計	4 9,3 9 4,9 7 2	3 5 5,2 0 0	2 4 4,7 8 9	3 1 4,2 5 0
出	営 業 費 用	3 1,9 0 8,2 2 8	9 4,6 0 0	3 3,0 0 0	3 4,0 0 0
	営 業 外 費 用	1 0,1 1 7,9 6 1	4 8,9 1 3	9 2 0	1,3 8 0
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	2,5 0 5,2 9 5	1 0 9,0 0 0	6 3,0 0 0	8 4,0 0 0
	貯 蔵 品	0	5 4,3 7 8	3 1,0 8 9	4 2,0 9 0
	企 業 債 償 還 金	5,7 5 6,2 5 0	1 6,4 9 6	0	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	1 0 0,0 0 0	1 0 0,0 0 0	1 5 0,0 0 0
	預 り 金 返 還	3 0,0 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	前 受 金	1,7 2 2,0 2 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	計	5 2,0 3 9,7 5 4	4 2 4,3 8 7	2 2 9,0 0 9	3 1 2,4 7 0
収 支 差 引 額	7 9,7 2 6,3 5 7	1 0,5 3 9	1 5,7 8 0	1 7,5 6 0	

監査報告第 16号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 2 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 3 月 26 日

監査委員	堀	田	徳	治
	竹	内	修	一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 3 月 26 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 2 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 2 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和50年2月28日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸			方
残	高	合 計		勘 定 科 目	合 計		残 高
		素	計		当 月	累 計	
90,316,210	90,316,210			貸 産 の 部			
240,415,659	240,415,659			土 地			
2,848,487	2,848,487			建 物			
1,240,000	1,240,000			構 築 物			
34,648,975	34,648,975		65,050	車 輛			
138,124	138,124			機 械 及 備 品			
9,498,235	9,499,235		2,100,000	有 価 証 券			
				投 資			
40,633,860	1,820,770,098			減 価 償 却 引 当 金	28,412,261	28,412,261	
79,840,887	426,997,038	105,824,273		普 通 預 金	124,811,162	1,780,136,238	
7,964,954	190,726,017	40,186,708		未 収 金	42,403,373	347,156,151	
750,000	4,294,694	16,488,310		貯 蔵 品	16,503,002	182,761,063	
8,100,000	8,100,000			前 払 金		3,544,694	
22,462,984	112,744,494			定 期 預 金			
				過 年 戻 未 収 金	90,281,510		

借 高 残	方		勘 定 科 目	貸		方 高 残
	合 計	当 月		合 計	累 計	
			費 用 の 部			
434,488,116	434,488,116	33,303,124	給 与 費			
195,717,308	195,717,308	17,200,294	材 料 費			
48,147,298	48,147,298	4,529,219	経 費			
			減 価 却 費			
			資 産 減 耗 費			
2,303,584	2,303,584	100,520	研 究 研 修 費			
40,619,973	40,619,973	7,578,044	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費			
4,847,042	4,847,042	414,958	患 者 外 給 食 材 料 費			
9,402,280	9,402,280		建 設 仮 勘 定			
1,656,170,929	5,270,833,875	303,718,942	合 計	303,718,942	5,270,833,875	1,656,170,929

2 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和 泉 市 立 病 院 事 業 會 計

昭 和 5 0 年 2 月 2 8 日 現 在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
病院事業収益	61,197,200.00	4,785,885.1	54,938,474.0	6,258,726.0
医療収益	5,525,670.00	4,631,721.0	49,348,918.5	5,907,781.5
入院収益	2,963,520.00	2,389,288.8	25,655,524.1	3,979,675.9
外来収益	2,404,000.00	2,129,867.8	22,295,207.1	1,744,792.9
その他医療収益	15,815,000.00	1,125,644.4	13,981,873.3	1,833,127.7
医療外収益	5,940,500.00	1,541,641.1	55,895,555.5	3,509,445.5
受取利息配当金	7,910,000.00	1,139,548.8	1,507,075.5	△716,075.5
他会計補助金	5,273,900.00		50,000,000.00	2,739,000.00
患者外給食収益	4,811,000.00	335,850.0	3,647,560.0	1,163,440.0
その他医療外収益	1,064,000.00	6,243.3	74,092.0	323,080.0
病院事業費用	84,699,800.00	6,312,615.9	72,612,332.1	12,087,467.9
医療費	77,872,200.00	5,513,315.7	68,065,630.6	9,806,569.4
給料	49,129,800.00	33,303,124.4	43,448,811.6	5,680,988.4
材料	20,641,500.00	17,200,294.4	19,571,730.8	1,069,769.2
経費	5,848,600.00	4,529,219.9	4,814,729.8	1,033,870.2
減価償却費	1,789,200.00			1,789,200.00
資産減耗費	1,000.00			1,000.00

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 殘 額
		2 月	累 計	
研究 研 修 費	4,630,000	1,005,20	2,303,584	2,326,416
医 業 外 費 用	6,797,600	7,993,002	45,467,015	2,250,898.5
支社利息及企業債取替費	6,262,800	7,578,044	40,619,973	2,200,802.7
患者外給食材料費	5,348,000	41,495.8	48,470.42	500,958
予 備 費	300,000			300,000
資本的 取 入				
出 資 金	478,421,000		384,400,000	94,021,000
公立病院特別債	2,242,100		2,000,000	2,421,000
企 業 債	364,400,000		364,400,000	0
	91,600,000			91,600,000
資本的 支 出				
建 設 改 良 費	123,871,000	2,918,955	34,999,486	88,871,514
看護婦宿舍割賦金	1,024,830,000	65,050	1,361,226.2	88,870,738
器械備品購入費	1,233,000		92,410.2	30,889.8
病院建設調査費	7,000,000	65,050	6,988,100	11,900
病院増設事業費	1,150,000		700,060	449,940
企業債償還金	93,100,000		5,000,000	88,100,000
投 資	1,318,800	75,390.5	1,318,722.4	776
	8,200,000	2,100,000	8,200,000	0

2 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

昭和50年2月28日

科 目	当 月	案	計
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	2,389,288	256,555,241	
外 来 収 益	2,129,867	222,952,071	
そ の 他 医 業 収 益	1,125,644	13,981,873	
計	4,631,721		493,489,185
2. 医 業 費 用			
給 与 費	3,330,312	434,488,116	
材 料 費	1,720,294	195,717,308	
経 費	4,529,219	48,147,298	
減 価 却 費			
資 産 耗 費			
研 究 修 費	1,005,200	230,358	
計	5,518,315		680,656,306
医 業 利 益	△ 8,815,947		△ 187,167,121

科 目	当 月 計	累 計
3. 医 業 外 収 益		
受取利息配当金	1,139,548	1,507,075
他会計補助金		50,000,000
息者外給食収益	335,850	3,647,560
その他医業外収益	66,243	740,920
計	1,541,641	5,589,555
4. 医 業 外 費 用		
支払利息及び		
企業債取扱諸費	7,578,044	40,619,973
患者外給食材料費	414,958	4,847,042
雑 損 失		
計	7,993,002	45,467,015
当月分純利益	△15,267,308	
当月迄の純利益		△176,738,581
上記当月分収益中	健保未収金 4,018,6708 円	
上記当月分費用中	未 払 金 1,648,8310 円	

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

昭和50年2月末

区分	科 目	2月の執行済額	3月予定	4月予定
収	事業収益	50,170,029 円	45,000,000 円	6,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企業価値		12,600,000	
	過年度未収金			40,000,000
	一時借入金	50,000,000	450,000,000	400,000,000
	預り金	5,472,244	5,000,000	5,000,000
	他会計繰入金		5,164,000	
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予備金	182,000	190,000	190,000
入	仮受金			
	合計	105,824,273	517,950,000	451,190,000

区分	科目	目	2月の執行済額	3月予定	4月予定
支	事業	費用	4,671,670 円	6,630,000 円	37,000,000 円
	建設	改良費	85,050	8,127,000	2,000,000
	企業	債償還金	753,905	309,000	
	貯蔵品	購入費	19,289,880	19,000,000	
	過年度	未払金		1,692,000	2,500,000
	一時	借入金返還	50,000,000	40,000,000	35,000,000
	預り	金還付	5,687,657	5,000,000	5,000,000
	前	払金			
	期	間外費用			
	予納	金還付	197,000	190,000	190,000
出	仮受	金還付			
	投	資	2,100,000		
	合	計	124,811,162	500,618,000	419,190,000
	収	支差引	△18,986,889	17,332,000	32,000,000
	前年度	又は前月より繰越	59,620,749	40,633,860	57,965,860
	翌年度	又は翌月へ繰越	40,633,860	57,965,860	89,965,860

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年3月分収入役抜の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年5月6日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年5月6日
- 2 検査の対象 昭和50年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	7,541,343,440	△ 2,572,040 1,424,941,753	8,963,713,153	8,895,481,392	△ 10,010,273 1,997,846,527	
才入才出外現金	431,721,852	71,922,302	503,644,154	372,364,270	96,077,088	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	2,755,443,593	302,900,251	3,058,343,844	2,709,836,025	347,691,301	
府 税	555,290,720	42,541,893	597,832,613	498,603,793	56,686,934	
特 別 会 計	国民健康 保 險	870,667,199	△ 4,821,897 245,205,836	1,111,051,138	961,070,134	△ 193,628 103,261,349
	土地 区 画 整 理 事 業	355	0	355	11,538,298	0
合 計	12,154,467,159	△ 7,393,937 2,087,512,035	14,234,585,257	13,448,893,912	△ 10,203,901 2,601,563,199	
基 金	用品 調 達	21,366,612	1,180,456	22,547,068	17,547,945	1,980,275
	同 和 更 生 資 金 貸 付	49,866,312		49,866,312	5,502,037	1,700,000
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	71,862,534		71,862,534	64,258,780	
合 計	143,095,458	1,180,456	144,275,914	87,308,762	3,680,275	

算 書

昭和50年3月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
10,883,317,646	△ 1,919,604,493	2,290,000,000 △ 210,000,000	△ 36,538,298	123,857,209	
468,441,358	35,202,796			35,202,796	
3,057,527,326	816,518			816,518	
555,290,727	42,541,886			42,541,886	
1,064,137,855	46,913,283		25,000,000	71,913,283	
11,538,298	△ 11,537,943		11,538,298	355	
16,040,253,210	△ 1,805,667,953	2,080,000,000		274,332,047	
19,528,220	3,018,848			3,018,848	
7,202,037	42,664,275			42,664,275	
64,258,780	7,603,754			7,603,754	
90,989,037	53,286,877			53,286,877	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	123,857,209	8,297,209		95,000,000
特 別 会 計	国 保 会 計	71,913,283	71,913,283	
	土 地 区 画 整 理 事 業	355	355	
基 金	用 品 調 達	3,018,848	2,561,410	457,438
	同 和 更 生 資 金 貸 付	42,664,275	42,664,275	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	7,603,754	7,603,754	
特別才入才出外現金	18,280,162	816,518		
才入才出外現金	35,202,796	35,202,796		
府 税	42,541,886	42,541,886		
住 宅 敷 金	6,679,072	2,101,633		4,577,439
駐 車 場 使 用 料	32,204	32,204		
合 計	351,793,844	213,735,323	457,438	99,577,439

管 方 法

昭和50年3月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル証券	釣 銭	
		19,550,000	1,010,000	
17,263,738	199,906			大阪公 137 199,168 大阪 24223 738
17,263,738	199,906	19,550,000	1,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,972,415,000	2,429,781,684	△ 2,496,787 279,306,381
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	19,534,000	19,534,000	
地方交付税	2,092,887,000	1,949,340,000	143,547,000
分担金及負担金	402,304,000	161,875,644	△ 8,600 12,831,900
使用料及手数料	89,302,000	64,135,534	△ 26,380 10,163,856
国庫支出金	2,457,591,000	996,303,065	367,027,265
府支出金	2,878,288,000	474,213,185	43,109,485
財産収入	35,019,000	29,672,514	記 25,770 51,000
寄附金	149,884,000	112,759,677	1,124,462
繰入金	144,658,000	130,000,000	0
繰越金	141,714,000	141,714,551	
諸収入	987,370,000	750,964,586	記△ 25,770 △ 40,273 459,872,404
市債	3,804,442,000	248,390,000	79,900,000
自動車取得税交付金	77,850,000	0	記 12,538,000 28,008,000
交通安全対策 特別交付金	12,697,000	12,697,000	
地方譲与税	30,369,000	19,962,000	記△ 12,538,000
合 計	16,296,324,000	7,541,343,440	△ 2,572,040 1,424,941,753

調 書

昭和50年3月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
2,706,591,278		265,823,722	91.05
19,534,000			100.00
2,092,887,000			100.00
174,698,944		227,605,056	43.42
74,273,010		15,028,990	83.17
1,363,330,330		1,094,260,670	55.47
517,322,670		2,360,965,330	17.97
29,749,284		5,269,716	84.95
113,884,139		35,999,861	75.98
130,000,000		14,668,000	89.86
141,714,551	551		100.00
1,210,770,947	223,400,947		122.62
328,290,000		3,476,152,000	8.62
40,546,000		37,304,000	52.08
12,697,000			100.00
7,424,000		22,945,000	24.44
8,963,713,153		7,332,610,847	55.00

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	146,148,000	128,495,526	12,397,215
総 務 費	2,011,708,000	1,146,937,987	△ 42,313 90,231,017
民 生 費	3,101,718,000	2,304,530,611	△ 99,1399 233,391,710
衛 生 費	886,092,000	612,829,685	△ 11,550 101,203,280
勞 働 費	64,058,000	53,568,155	△ 140,136 3,528,006
農 林 水 産 業 費	219,186,000	89,823,510	13,837,558
商 工 費	250,862,000	96,056,101	12,460,383
土 木 費	5,238,526,000	2,035,048,004	△ 26,800 984,182,679
消 防 費	337,370,000	275,305,103	△ 10,740 31,857,700
教 育 費	2,988,108,000	1,487,591,343	△ 40,153 196,984,965
公 債 費	890,968,000	581,683,314	△ 8,747,182 315,354,970
諸 支 出 金	136,990,000	83,605,814	
予 備 費	20,000,000		
災 害 復 旧 費	4,590,000	6,239	2,417,044
合 計	16,296,324,000	8,895,481,392	△ 10,010,273 1,997,846,527

調

書

昭和50年3月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
140,892,741	5,255,259	96.40
1,237,126,691	774,581,309	61.49
2,536,930,922	564,787,078	81.79
714,021,415	172,070,585	80.58
56,956,025	7,101,975	88.91
103,661,068	115,524,932	47.29
108,516,484	142,845,516	43.25
3,019,203,883	2,219,322,117	57.63
307,152,063	30,217,937	91.04
1,684,536,155	1,303,571,845	56.57
888,291,102	2,676,898	99.69
83,605,814	53,384,186	61.03
	20,000,000	
2,423,283	2,166,717	52.79
10,883,317,646	5,413,006,354	66.78

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法第23-5条の2第1項の規定により、昭和50年3月分本市水道部企業出納員抜の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年5月6日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和50年5月6日
2. 検査の対象 昭和50年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

昭和50年3月分月次合計残高試算表

昭和50年3月31日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	勘定科目
			資産の部				
119,570,953	119,570,953		土地				
111,692,469	111,692,469		建物				
1,795,944,520	1,795,944,520		構築物				
192,920,574	192,920,574		機械装置				
61,549,958	66,744,090	504,020	運搬装置	214,132	214,132		
9,432,753	11,103,753		車輦及運搬用具		1,671,000		
19,822,707	19,822,707		工具器具及備品				
721,042,212	847,430,219	132,656,235	建設仮勘定		126,388,007		
460,000	510,000		水利権	50,000	50,000		
41,200	41,200		電話加入権				
210,000	210,000		現金				
96,093,657	1,755,557,053	526,168,298	普通預金	509,590,998	1,659,463,396		
	1,544,660,981	479,590,998	当座預金	479,590,998	1,544,660,981		
70,483,981	623,291,924	53,291,025	未収金	64,542,422	552,807,943		
61,174,093	163,285,462	19,172,425	貯蔵品	33,844,454	102,111,369		
15,019,000	15,019,000	15,019,000	仮払金				
25,000	25,000		投資有価証券				
50,000,000	75,000,000	75,000,000	短期貸付金	25,000,000	25,000,000		

借		方		勘定科目	貸		方
残高	合計	本月計	合計		本月計	合計	
180,000	240,000			借地権	60,000	60,000	
1,800,000	1,900,000	600,000		保管有価証券	100,000	100,000	
				負債の部			
	126,959,237	32,841,920		未払金	52,662,746	162,879,443	35,920,206
				未払費用			
	460,700,000	360,700,000		一時借入金	285,700,000	710,700,000	250,000,000
	26,721,860	4,518,000		前受金	1,917,000	49,301,590	22,579,730
	56,065,226	7,155,491		預り金	5,797,691	59,886,576	3,821,350
	100,000			預り担保有価証券	600,000	1,900,000	1,800,000
	1,053,241	25,957		減価償却引当金	58,846,500	321,667,493	320,614,252
	4,089,575	4,089,575		退職給与引当金		4,701,960	612,385
				資本の部			
				自己資本			
				借入資本		119,803,235	119,803,235
	45,724,130	16,494,922		資本剰余金	284,700,000	1,879,334,357	1,833,610,227
				利益剰余金	26,132,000	822,059,583	822,059,583
	2,200,000			費用の部			
				原水及浄水費		21,844,067	19,644,067
279,450,931	279,450,931	27,720,212					

87,475,743	87,475,743	8,240,356	配水及給水費			
16,569,895	16,569,895	3,518,000	受託工事費			
93,799,804	93,799,804	9,548,309	業務費			
59,831,671	59,915,062	9,983,985	総係費		83,391	
58,956,500	58,956,500	58,956,500	減価却費			
644,016	644,016	300	資産減耗費			
120,712,085	120,712,085	51,381,989	支払利息及企業債取扱諸費			
			雑支出			
78,648,660	78,648,660	32,135,150	その他の営業費用			
160,450	160,450	21,390	過年度損益修正			
			収益の部			
	479,592	44,380	給水収益	38,959,505	549,972,828	549,493,236
			補償金			
			受託工事収益		21,847,895	21,847,895
	256,975	9,570	その他の営業収益	49,945,590	106,238,074	105,981,099
			受取利息	1,045,541	3,221,752	3,221,752
			雑収益	188,430	2,703,815	2,703,815
			固定資産売却益			
			過年度損益修正			
			他会計補助金	10,000,000	10,000,000	10,000,000
4,123,712,832	8,860,672,887	1,929,388,007	合計	1,929,388,007	8,860,672,887	4,123,712,832

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

(収 入)

昭和50年3月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
① 水道事業収益	69,470,000.00	100,085,116	693,247,797	1,452,203
1 営業収益	67,900,000.00	88,851,145	677,322,230	1,677,770
1 給水収益	550,000,000.00	38,915,125	549,493,236	506,764
2 受託工事収益	22,000,000.00	0	2,184,7895	152,105
3 その他の営業収益	107,000,000.00	49,936,020	1,059,81,099	1,018,901
2 営業外収益	15,700,000.00	11,233,971	15,925,567	△ 225,567
1 受取利息	27,000,000.00	1,045,541	3,221,752	△ 521,752
2 雑収益	3,000,000.00	18,430	270,3815	296,185
3 他会計補助金	10,000,000.00	10,000,000	10,000,000	0

① 資本的収入	357,500,000	310,832,000	327,905,000	29,595,000
1 企業債	314,000,000	284,700,000	284,700,000	29,300,000
1 企業債	314,000,000	284,700,000	284,700,000	29,300,000
2 負債金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	0
1 他会計負担金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	0
3 工事負担金	39,000,000	2,163,200	38,705,000	295,000
1 工事負担金	39,000,000	2,163,200	38,705,000	295,000
収入合計	1,032,200,000	410,917,116	1,021,152,797	31,047,203

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

(支 出)

昭和50年3月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
① 水道事業費用	827,986,000	201,484,801	796,089,305	3,189,6695
1 営業費用	706,343,000	150,102,812	675,377,220	30,965,780
1 原水及浄水費	289,859,000	27,720,212	279,450,931	1,040,8069
2 配水及給水費	91,601,000	8,240,356	87,475,743	4,125,257
3 受託工事費	1,800,000	3,518,000	1,656,895	1,430,105
4 業務費	95,359,000	9,548,309	93,799,804	1,559,196
5 総係費	60,412,000	9,983,985	59,831,671	580,329
6 減価償却費	59,458,000	58,956,500	58,956,500	501,500
7 資産減耗費	65,400	300	64,4016	9984
8 その他の営業費用	91,000,000	3,213,5150	78,648,660	1,235,1340
2 営業外費用	121,543,000	51,381,989	120,712,085	830,915
1 支払利息及 企業債取扱諸費	121,533,000	51,381,989	120,712,085	820,915
2 雑支出	10,000	0	0	10,000

3	子 備 費	100,000	0	0	0	100,000
1	予 備 費	100,000	0	0	0	100,000
①	資本的支出					
		474,642,240	149,467,002	412,915,335	61,726,905	
1	建設改良費	428,917,240	132,972,080	367,191,205	61,726,035	
1	事業遊費	10,656,784	265,942	10,656,784	0	
2	拡張工事費	309,454,456	122,250,000	253,627,170	55,827,286	
3	改良工事費	78,360,000	8337,293	77,539,426	820,574	
4	配水管整備事業費	13,200,000	1,803,000	9,365,000	3,835,000	
5	營業設備費	17,246,000	315,845	16,002,825	1,243,175	
2	企業償還金	45,725,000	16,494,922	45,724,130	870	
1	企業償還金	45,725,000	16,494,922	45,724,130	870	
	支出合計	1,302,628,240	350,951,803	1,209,004,640	93,623,600	

和泉市水道事業損益計算書（3月分）

（昭和50年3月1日から昭和50年3月31日まで）

1 営業収益

(1) 給水収益	38,915,125円	
(2) その他の営業収益	<u>49,936,020円</u>	88,851,145円

2 営業費用

(1) 原水及浄水費	27,720,212円	
(2) 配水及給水費	8,240,356円	
(3) 受託工事費	3,518,000円	
(4) 業務費	9,548,309円	
(5) 総係費	9,983,985円	
(6) 減価償却費	58,956,500円	
(7) 資産減耗費	300円	
(8) その他の営業費用	<u>32,135,150円</u>	<u>150,102,812円</u>

営業損失 61,251,667円

3 営業外収益

(1) 受取利息	1,045,541円	
(2) 雑収益	188,430円	
(3) 他会計補助金	<u>10,000,000円</u>	<u>11,233,971円</u>

当月分総損失 50,017,696円

4 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>51,381,989円</u>	<u>51,381,989円</u>
----------------------	--------------------	--------------------

当月分純損失 101,399,685円

資 金 予 算 表

昭和50年4月10日

科 目	月 次	3月執行済額 (円)	4月予定額 (円)	5月予定額 (円)	6月予定額 (円)
前月繰越金		79,726,357	0	16,574	14,200
入	営業収益	97,519,107	5,000	11,000	15,000
	営業外収益	11,232,511	200	200	200
	前年度未収金	161,100	40,000	15,000	3,000
	企業債	162,700,000	0	0	0
	工事負担金	26,132,000	0	25,000	0
	一時借入金	150,000,000	250,000	0	100,000
	預り金	1,497,200	500	500	500
	前年度繰越金	0	96,304	0	0
	前受金	1,917,000	500	500	500
	貸付金	25,000,000	50,000	0	0
計		476,158,918	442,504	52,200	119,200
支	営業費用	43,983,762	46,000	45,000	80,000
	営業外費用	5,138,198	1,250	0	0
	仮払金	15,019,000	0	0	0
	建設改良費	112,799,855	69,500	5,000	26,800
	貯蔵品	32,841,920	22,260	3,574	13,594
	企業債償還金	16,494,922	0	0	0
	一時借入金返還	103,000,000	250,000	0	0
	預り金返還	2,855,000	500	500	500
	前受金	2,115,595	500	500	500
	引当金取りくずし	4,089,575	0	0	0
出	貸付金	75,000,000	0	0	0
	前年度未払金	0	35,920	0	0
	計		459,581,618	425,930	54,574
収支差引額		96,303,657	16,574	14,200	12,006

- 議長（池辺秀夫君） 本報告についてご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 特にこれがどうだということはございませんが、一応、3月末といえば年度の終わりでございます。出納閉鎖は5月末とはいえ、歳入歳出ともに非常に少ないものが相当目立ちます。これはあとの議案である程度の補正はしてございますが、この補正のみで全部執行できるのかどうか。特に10%に満たないような歳入もあるわけです。また歳出にしても、50%を割ってるものが相当あるわけですが、こういうものは2カ月間で全部充当するのかどうか。もし、それができないとするならば、歳入に欠陥があるのか、あるいは支出の分に問題があるのかどうか、この点ひとつ説明をしていただきたい。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、3月分の収入支出ともに、執行率の少ない額になってございますが、今回3月31日付けの専決予算をお願いいたしまして、若干減額補正をさせていただいております。それによりますと、予算現額が151億千100万円となるわけでございまして、その上に48年度から繰り越してまいりました7億4千700万円の繰越予算がございまして、合計して、49年度で執行可能な予算と申しますのは、158億5千800万円と相なっているわけでございます。

それによりまして3月分では50ないし60%の執行と相なっておりますが、4、5月に補助金起債の収入、それに伴う契約行為の3月中になされておりましたものを4月、5月で支出いたしてございます。実際一般財源で収入いたしました概算といたしましては、130億程度、それに伴う歳出が129億程度、さらにその上に後刻、ご報告申し上げます50年度へ繰り越す事業費が27億1千万円ほどございます。これらもこの予算の中に含めますので、これを合わせますと、歳入ベースで156億、歳出ベースで156億とはほぼ同額程度の執行に相なっております。それによりますと、執行率が歳入ベースで98.9%、歳出ベースで98.7%という見込みのもとで、現在集計を急いでいるわけでございます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 別にご意見ないものと認め、監査報告第14号、第15号、第16号、第17号、第18号の報告を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第6及び第7、「専決処分の承認を求めることについて」（昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第5号））と、「専決処分の承認を求めることにつ

いて(寄附受納について)は関連しておりますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第3号

昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和49年度和泉市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437,602千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ15,111,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債の補正」による。

昭和50年3月31日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の修正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	修正前の額	修正額	計
2. 地方譲与税		30,369	5,614	35,983
3. 自動車取得税交付金	1. 自動車重量譲与税	30,369	5,614	35,983
	1. 自動車取得税交付金	77,850	2,899	80,749
7. 分租金及負担金		77,850	2,899	80,749
	1. 分租金	400,274	2,905	403,179
	2. 負担金	13,693	△75	13,618
9. 国庫支出金		386,581	2,980	389,561
		2,135,670	39,524	2,175,194
10. 府支出金	2. 国庫補助金	1,254,968	39,524	1,294,492
		2,676,065	△317,878	2,358,187
	2. 府補助金	2,561,410	△329,778	2,231,632
	3. 府委託金	47,372	11,900	59,272
11. 財産収入		35,019	35,770	70,789
	2. 財産売却収入	27,407	35,770	63,177
12. 寄附金		149,884	10,234	160,118
	1. 寄附金	149,884	10,234	160,118
14. 諸収入		987,370	274,101	1,261,471

15. 市債	2. 市預金利子	9,863	31,433	41,296
	3. 貸付金元利収入	104,488	26,000	130,488
	4. 受託事業収入	161,405	14,827	176,232
	5. 雑入	707,818	201,841	909,659
		3,685,342	△490,771	3,194,571
歳入	1. 市債	3,685,342	△490,771	3,194,571
	合計	15,549,135	△437,602	15,111,533

2. 歳出

款	項	修正前金額	修正額	計
3. 民生費		3,046,453	△10,100	3,036,353
	2. 児童福祉費	1,629,613	△10,100	1,619,513
4. 衛生費		886,092	59,492	945,584
	2. 清掃費	541,323	49,492	590,815
	3. 墓地管理費	339,01	10,000	439,01
6. 農林水産業費		219,186	△1,770	217,416
	1. 農業費	192,866	△1,770	191,096
7. 商工費		250,862	35,770	286,632
	1. 商工費	250,862	35,770	286,632

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		4,646,602	△456,810	4,189,792
	1. 土木管理費	201,278	8,957	210,235
	2. 道路橋梁費	829,507	△411,944	417,563
	3. 河川水路費	69,230	△5,735	63,495
9. 消防費	4. 都市計画費	670,005	△48,088	621,917
		337,370	△19,500	317,870
	1. 消防費	337,370	△19,500	317,870
		2,988,108	△44,684	2,943,424
10. 教育費	1. 教育総務費	269,637	△1,071	268,566
	2. 小学校費	2,021,078	△10,583	2,010,495
	3. 中学校費	376,248	2,827	379,075
	4. 幼稚園費	193,250	△12,364	180,886
	5. 社会教育費	116,857	△23,493	93,364
歳出	合計	15,549,135	△437,602	15,111,533

第2表 繰越明許費の補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
民生費	児童福祉費	(仮称) 信太第三保育園建設事業	409,961円	(仮称) 信太第三保育園建設事業	416,596円
商工費	商工費			商工会館建設事業	35,770
土木費	都市計画費			和泉中央線街路整備事業	46,000
合計			1,619,288		1,707,693

第3表 地方債の補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	償還の方法		限度額	起債の方法	償還の方法	
			償還期間	その他			償還期間	その他
退職手当	70,000円	普通貸借又は証券発行	年以内	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	0円	年以内	半年以内	償還の方法

起債の目的	補				正				前				正				後							
	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他
解放センター 一建設事業	679,300	普通貸借又は証券発行	年以内 10	政府 その他	年以内 25	2	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる	679,200	普通貸借又は証券発行	年以内 10	政府 その他	年以内 25	3	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる								
老人憩の家 建設事業	22,200	同上	10	同上	25	3	同上	同上	16,600	同上	10	同上	25	3	同上	同上								
保育所 建設事業	360,021	同上	10	同上	25	3	同上	同上	301,586	同上	10	同上	25	3	同上	同上								
児童館 建設事業	22,500	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上	0															
国民年金 保険事業	903	同上	無利子	大阪府	無		各年度の償還額については借入先大阪府と協議のうえ決定	同上	207	同上	無利子	大阪府	無		各年度の償還額については借入先大阪府と協議のうえ決定	据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる								

災害援護 貸付資金	500	同上	0	政府 その他	10	3	年賦元利 均等償還	同上	同上	0	普通貸 借又は 証券発 行	10.0	政府 その他	25	3	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の3% 以上半年賦 償還	据置期間及 び償還期限 を短縮しも しくは繰上 償還又は低 利に借替え ることか で きる
共同浴場 整備事業	300	同上	10.0	同上	25	2	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5% 以上半年賦 償還	同上	同上	1,460	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
診療所 整備事業	21,000	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上	同上	20,770	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
診療所運営 費貸付金	26,000	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上	同上	0							
老人解放 センター 整備事業	14,000	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上	同上	14,170	普通貸 借又は 証券発 行	10.0	政府 その他	25	3	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の3% 以上半年賦 償還	据置期間及 び償還期限 を短縮しも しくは繰上 償還又は低 利に借替え ることか で きる
泉北水道企 業団庁舎建 設事業	6,800	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上	同上	0							

起債の目的	補 正 前					補 正 後											
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		限度額	起債の方法	利率	償還の方法								
				償還期間	償還の方法				償還期間	償還の方法							
農業整備事業	20,100	普通貸借又は証券発行	年以内 100	年以内 20	年以内 2	年以内 20	普通貸借又は証券発行	年以内 100	年以内 20	年以内 3	年以内 20	普通貸借又は証券発行	年以内 100	年以内 20	年以内 3	普通貸借又は証券発行	
勤労青少年ホーム建設事業	98,900	同上	100	25	2	同上	同上	100	25	3	同上	同上	100	25	3	同上	同上
土木事業	146,800	同上	100	25	3	同上	同上	100	25	3	同上	同上	100	25	3	同上	同上
都市計画事業	127,000	同上	100	25	3	同上	同上	100	25	3	同上	同上	100	25	5	同上	同上
公営住宅整備事業	4,500	同上	100	20	2	同上	同上	100	20	2	同上	同上	100	25	3	同上	同上
改良住宅建設事業	555,601	同上	100	25	3	同上	同上	100	25	3	同上	同上	100	25	3	同上	同上
消防施設整備事業	36,000	同上	100	25	2	同上	同上	100	25	2	同上	同上	100	25	3	同上	同上

義務教養 施設整備 事業	1,397,717	同上	100	同上	25	3	同上	100	同上	1,254,878	同上	同上	25	3	同上	同上
市民会館 整備事業	15,000	同上	100	同上	20	2	同上	同上	同上	0	同上	同上				
青少年会館 建設事業	23,400	同上	100	同上	20	2	同上	同上	同上	0	同上	同上				
幼稚園 整備事業	11,800	同上	100	同上	20	2	同上	同上	同上	2,500	普通債 借又は 証券発 行	政府 その他	20	3	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の8% 以上半年賦 償還	抽償期間及 び償還昇張 を短縮しも しくは繰上 償還又は低 利に借替え ることがで きる
合計	3,685,342									3,194,571						

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分 額	
② 地方譲与税	3,036,900	5,614	3,598,300			円
(1) 自動車重量 譲与税	3,036,900	5,614	3,598,300			
1. 自動車重量 譲与税	3,036,900	5,614	3,598,300	1. 自動車重量 譲与税	5,614	自動車重量譲与税追加
③ 自動車取得 税交付金	7,785,000	2,899	8,074,900			
(1) 自動車取得 税交付金	7,785,000	2,899	8,074,900			
1. 自動車取得 税交付金	7,785,000	2,899	8,074,900	1. 自動車取得 税交付金	2,899	自動車取得税交付金追加
⑦ 分担金及 負担金	4,002,740	2,905	4,031,790			
(1) 分担金	1,369,300	△75	1,361,800			
1. 農林水産業 費分担金	1,294,700	△75	1,287,200	1. 農業費 分担金	△75	水路工事費分担金更正減

(2) 負担金	386,581	2,980	389,561				公共下水道甲斐田川幹線築造事業負担金追加
3. 土木費負担金	205,747	2,980	208,727	1. 都市計画費負担金	2,980		
(9) 国庫支出金	2,135,670	39,524	2,175,194				
(2) 国庫補助金	1,254,968	39,524	1,294,492				
3. 労働費国庫補助金	14,362	7,500	21,862	2. 雇用対策補助金	7,500		婦人年少労働者福祉対策補助金
4. 土木費国庫補助金	956,981	△29,660	927,321	1. 都市計画費補助金	△29,660		公共下水道甲斐田川幹線築造事業補助金追加 40,000 御路和泉中央線新設事業補助金 更正減 △29,700,000
5. 消防費国庫補助金	5,145	△1,224	3,921	1. 消防費補助金	△1,224		消防費補助金更正減
6. 教育費国庫補助金	234,955	62,908	297,863	1. 小学校費補助金	60,627		緑ヶ丘小学校給食室補助金等 更正減 △5,678,000 黒島小学校増築事業補助金等 追加 66,305,000
				2. 中学校費補助金	2,281		信太中学校増築事業補助金等 更正減 △1,582,000 郷裏中学校了一小新設事業補助金 等追加 3,863,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 記
				区 分	金 額	
① 府支出金	2,576,065	△317,878	2,358,187			円
(2) 府補助金	2,561,410	△329,778	2,231,632			
3. 衛生費 府補助金	1,677,76	5,448	2,222,4	1. 保健衛生費 補助金	5,448	病院事業補助金追加
4. 農林水産業 費府補助金	79,079	△670	78,409	2. 農業費 補助金	△670	水路工事費補助金追加
5. 商工費 府補助金	19,436	△7,500	11,936	1. 商工費 補助金	△7,500	婦人年少労働者福祉対策補助金 更正減
6. 土木費 府補助金	1,967,945	△328,761	1,639,184	1. 道路橋梁費 補助金	△14,100	唐国池田線道路整備事業補助金 更正減
				2. 河川費 補助金	△5,967	東松尾川左右岸改修事業補助金 更正減
				3. 都市計画費 補助金	10	公共下水道甲斐田川幹線築造事業補助金追加
				5. 環境改善 施設整備 事業補助金	△308,704	阪和東側線道路整備事業補助金 更正減 △27,960,000 地区内線道路整備事業補助金 更正減 △280,744,000

7. 消防費 補助金	4,566	1,223	5,789	1. 消防 補助金	1,223	消防費補助金追加
8. 教育費 補助金	49,655	△780	48,875	4. 教育奨 励補助金	△780	義務教育特別奨励費補助金追加 598,000 高校入学生友の会補助金更正減 △1,378,000
10. 公債費 補助金	3,983	1,262	5,245	1. 公債費 補助金	1,262	公債費補助金追加
(8) 府委託 金	47,372	11,900	59,272			
1. 総務費 委託金	45,109	11,900	57,009	2. 府民税 徴収委託金	11,900	府民税徴収委託金追加
(9) 財産 収入	35,019	35,770	70,789			
(2) 財産 売却	27,407	35,770	63,177			
4. 建物 売却		35,770	35,770	1. 建物 売却	35,770	建物売却収入
(10) 寄 附金	149,884	10,234	160,118			
(1) 寄 附金	149,884	10,234	160,118			
1. 一般 寄附金	149,884	234	150,118	1. 一般 寄附金	234	一般寄附金追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 記 説
				区 分	金 額	
2. 費途指定 寄附金		10,000	10,000	1. 衛生費 寄附金	10,000	衛生費寄附金
(1) 諸 収 入	987,370	274,101	1,261,471			
(2) 市預金利子	9,863	31,433	41,296			
1. 市預金利子	9,863	31,433	41,296	1. 預金利子	31,433	預金利子追加
(3) 貸付金元利 収 入	104,438	26,000	130,438			
5. 診療所貸付 金元金収入	10,000	26,000	36,000	1. 元金収入	26,000	診療所貸付元金収入
(4) 受託事業 収 入	161,405	14,827	176,232			
1. 土木費受託 事業収入	160,000	14,827	174,827	1. 道路橋梁費 受託収入	14,827	道路橋梁費旧受託事業収入追加
(5) 雑 入	707,818	201,841	909,659			
1. 雑 入	707,818	201,841	909,659	1. 雑 入	201,841	消防学校派遣職員人件費負担金 3,329,000 開発事業収入追加 100,000,000

						その他繰入 98,512,000
④ 市債	3,685,342	△490,771	3,194,571			
(1) 市債	3,685,342	△490,771	3,194,571			
1. 総務債	757,300	△70,100	687,200		退職手当債	△70,000 退職手当債更正減
					2. 同和对策促進事業債	△100 解放センター建設事業債更正減
2. 民生債	467,424	△112,631	354,793		1. 老人福祉施設整備事業債	△5,600 老人憩の家建設事業債更正減
					2. 児童福祉債	△80,935 信太第三保育園建設事業債追加 10,655,000 国府第二保育園建設事業債更正 減 △6,881,000 ひまわり保育園オール整備事業 債更正減 △280,000 児童館建設事業債更正減 △2,500,000
					3. 国民年金債	△696 国民年金保険料納付資金債更正 減
					4. 災害復設貸付資金債	△500 災害復設貸付資金債更生減
					5. 共同浴場整備事業債	1,160 共同浴場整備事業債追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 分 額		明 明
				区 分	金 額	
				6. 診 療 所 整 備 事 業 費	△ 2 3 0	診 療 所 整 備 事 業 債 更 正 減
				7. 診 療 所 運 營 費 貸 付 金	△ 2 6 0 0 0	診 療 所 運 營 費 貸 付 金 債 更 正 減
				8 老 人 解 放 セ ン タ ー 整 備 事 業 債	1 7 0	老 人 解 放 セ ン タ ー 整 備 事 業 債 追 加
3. 衛 生 債	6,800	△ 6,800		1. 上 水 追 債	△ 6,800	泉 北 水 道 企 業 団 庁 舎 建 設 事 業 債 更 正 減
4. 農 業 債	20,100	△ 8,600	11,500	1. 農 業 道 路 整 備 費	△ 8,600	農 道 整 備 事 業 債 更 正 減
5. 商 工 債	115,900	9,600	125,500	商 工 債	9,600	勤 労 青 少 年 ホ ー ム 建 設 事 業 債 追 加
6. 土 木 債	833,901	△ 91,321	742,580	1. 道 路 橋 梁 債	△ 1,6200	唐 国 池 田 線 整 備 事 業 債 更 正 減 △ 1,800,000 四 十 分 橋 整 備 事 業 債 更 正 減 △ 4,000,000 王 子 町 内 道 路 整 備 事 業 債 5,800,000
				2. 水 路 債	2,3700	水 路 整 備 事 業 債 追 加 1,080,000

			池上水路整備事業債追加 6,300,000 幸下水路整備事業債 6,600,000
3. 河川整備事業債	△4,600		東松尾川河川整備事業債更正減
4. 環境整備事業債	△7,6010		阪和東側1号線道路整備事業債 更正減 △4,440,000 地区内線整備事業債更正減 △7,157,000
5. 都市計画事業債	△4,1270		街路和泉府中北通線整備事業債 更正減 △1,500,000 和泉中央線整備事業債更正減 △1,070,000 黒島山公園整備事業債更正減 △700,000 土地区画整備事業債更正減 △1,900,000 旭公園整備事業債追加 530,000 都市下水路付中北幹線整備事業 債追加 3,300,000 環境整備1号水路整備事業債 更正減 △300,000 南大阪湾岸流域下水道事業債 追加 800,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
				区 分	節 金 額	
				6. 公営住宅債	9,000	唐国住宅排水路整備事業債 更正減 △4,500,000 唐国住宅建設事業債 1,350,000
				7. 改良住宅債	1,499	改良住宅建設事業債追加
				8 既設住宅債	2,560	既設住宅整備事業債
7. 消防債	36,000	△20,380	15,620	1. 消防施設整備事業債	△20,380	消防施設整備事業債更正減
8. 教育債	1,447,917	△190,539	1,257,378	1. 小学校債	△133,039	鶴山台南小学校増築事業債 更正減 △4,700,000 幸小学校整備事業債更正減 △40,900,000 緑ヶ丘小学校給食室建設事業 債追加 5,500,000 黒馬小学校増築事業債追加 1,800,000 北池田小学校増築事業債 更正減 △14,300,000 和氣小学校アール建設事業債 更正減 △8,500,000 南池田小学校増築事業債 更正減 △4,590,000

								横山小学校増改築事業債 更正減 $\Delta 8,900,000$ 佃太小学校増改築事業債 更正減 $\Delta 12,400,000$ 信太小学校整備事業債更正減 $\Delta 4,739,000$
	2 中学校 債	$\Delta 9,800$						信太中学校増築事業債追加 $700,000$ 山手中学校用地取得事業債 更正減 $\Delta 300,000$ 和泉中学校給食室改築事業債 更正減 $\Delta 5,400,000$ 郷装中学校プール建設事業債 更正減 $\Delta 4,300,000$ 南松尾中学校給食室建設事業債 更正減 $\Delta 500,000$
	3. 社会教育 債	$\Delta 38,400$						市民会館整備事業債更正減 $\Delta 15,000,000$ 青少年会館建設事業債更正減 $\Delta 23,400,000$
	4. 幼稚園 債	$\Delta 9,300$						幸幼稚園建設事業債更正減 $\Delta 1,800,000$ 南池田幼稚園整備事業債 $2,500,000$
融入合計		$15,549,135$	$\Delta 437,602$	$15,111,533$				

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		その他	区分	金額		
				国府支出金	地方債					
③ 民生費	3,046,453	△ 10,100	3,036,353	△ 86,401		76,301				
(2) 児童福祉費	1,629,613	△ 10,100	1,619,513	△ 80,935		70,835				
2. 児童措置費	138,306	△ 22,600	115,700	△ 22,500		△ 100				
(2) 仮設児童館建設費	22,600	△ 22,600		△ 22,500		△ 100	15. 工事請負費	△ 19,300	更正減	
3. 保育所費	1,398,284	12,500	1,410,784	△ 58,435		70,935	18. 備品購入費	△ 3,300	更正減	
(4) (仮設) 信太第三保育園建設事業費	409,961	12,500	422,461	10,655		1,845	15. 工事請負費	12,500	建設工事費追加	
④ 衛生費	886,092	59,492	945,584	5,448	△ 33,030	10,000	77,074			
(2) 清掃費	541,323	49,492	590,815			49,492				
1. 清掃総務費	340,297	49,492	389,789			49,492				

(2) 清掃総務費	266,818	49,492	316,310			49,492	19. 負担金 補助及 交付金	49,492	景北環境整備施設組 合分担金追加
(3) 墓地管理費	33,901	10,000	43,901		10,000				
1. 墓地火葬 場費	33,901	10,000	43,901		10,000				
(4) 市営葬儀費	8,879	10,000	18,879		10,000		15. 工事 請負費	1,200	霊柩車用車庫工事費
							18. 備品 購入費	8,800	葬儀用備品購入費
⑥ 農林水産 費	219,189	△ 1,770	217,416	△ 670	△ 8,600	7,575			
(1) 農桑費	192,866	△ 1,770	191,096	△ 670	△ 8,600	7,515			
3. 農業施設費	45,777	△ 400	45,377			△ 400			
(4) 登録農地 保全対策費	1,652	△ 400	1,252			△ 400	19 負担金 補助及 交付金	△ 400	市街化区域内登録農 地補助金更正減
5. 農地費	80,654	△ 1,370	79,284	△ 670	△ 8,600	7,975			
(2) 水路事業費	16,669	△ 1,370	15,299	△ 670		△ 625	15. 工事 請負費	△ 1,370	二ノ井井堰工事費更 正減 △ 150,000 伯太北水路工事費更 正減 △ 1,220,000

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国府支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
②商工費	250,862	35,770	286,632		9,600	35,770	△9,600			円
(1)商工費	250,862	35,770	286,632		9,600	35,770	△9,600			
2.商工振興費	22,982	35,770	58,752			35,770				
(2)その他振興費	3,824	35,770	39,594			35,770		13.委託料	770	商工会館建設設計委託料
③土木費	4,646,602	△456,810	4,189,792	△358,421	△91,321	17,807	△24,875			
(1)土木管理費	201,278	8,957	210,235	8,957				15.工事請負費	35,000	商工会館賃設工事費
1.土木総務費	201,278	8,957	210,235	8,957						
(4)用地対策費	4,937	8,957	13,894	8,957				19.負担金補助及交付金	8,957	用地取得資金補助金
(2)道路橋梁費	829,507	△411,944	417,563	△322,804	△94,010		4,870			
3.道路橋梁新設改良費	133,080	△26,607	106,473	△14,100	△18,000		5,493			

①市道唐国 池田線新設 改良費	48,580	△ 26,607	21,973	△ 14,100	△ 18,000	5,493	15. 工事 請負費	△ 7,637	道路整備工事費 更正減
							17. 公有 財産 購入費	△ 15,895	道路用地購入費 更正減
							22. 補償 補填及 賠償金	△ 3,075	物件補償費更正減
4. 環境改善施 設整備事業費	489,153	△ 385,337	103,816	△ 308,704	△ 76,010	△ 623			
①阪和東側 1号線整備 事業費	135,508	△ 33,487	102,021	△ 27,960	△ 4,440	△ 1,087	17. 公有 財産 購入費	△ 5,637	道路用地購入費 更正減
							22. 補償 補填及 賠償金	△ 24,850	物件補償費更正減
②地区内1号 線道路整備 事業費	353,645	△ 351,850	1,795	△ 280,744	△ 71,570	464	15. 工事 請負費	△ 17,060	道路築造工事費 更正減
							17. 公有 財産 購入費	△ 184,800	道路用地購入費 更正減
							22. 補償 補填及 賠償金	△ 150,000	物件補償費更正減

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
				國 府 支 出 金	地 方 債				そ の 他	
(3)河川水路費	69,230	△ 5,735	63,495	△ 5,967	19,100	△ 18,868				
2.河川改修費	23,180	△ 5,735	17,445	△ 5,967	△ 4,600	4,832				
①河川改修費	23,180	△ 5,735	17,445	△ 5,967	△ 4,600	4,832	17.公有 財産 購入費	△ 5,735	用地購入費更正減	
(4)都市計画費	670,005	△ 48,068	621,917	△ 29,650	△ 41,270	2,980	19,852			
3.街路事業費	180,585	△ 33,025	147,560	△ 29,700	△ 25,700		22,375			
①和泉中央線 街路整備 事業費	110,270	△ 33,025	77,245	△ 29,700	△ 10,700		7,375	15.工事 請負費	△ 33,025 更正減	
6.公共下水道 整備事業費	140,926	4,506	145,432	50		2,980	1,476			
①甲斐田川 公共下水道 整備事業費	140,926	4,506	145,432	50		2,980	1,476	13.委託 料	4,506 工事委託料追加	
7.土地区画 整理調査 指導費	20,735	△ 19,569	1,166		△ 19,000		△ 569			

① 土地區劃 整理調查 指導費	20,735	△ 19,569	1,166	△ 19,000	△ 569	28. 繰出 金	△ 19,569	更正減
② 消防費	337,370	△ 19,500	317,870	△ 20,380	880			
(1) 消防費	337,370	△ 19,500	317,870	△ 20,380	880			
3. 消防施設 整備費	51,640	△ 19,500	32,140	△ 20,380	880			
② 非常備 消防施設費	31,000	△ 19,500	11,500		△ 19,500	15. 工事、 請負費	△ 4,500	建設工事費更正減
						17. 公有 財産 購入費	△ 15,000	用地購入費更正減
③ 教育費	2,968,108	△ 4,684	2,943,424	62,128	△ 190,539		83,727	
(1) 教育総務費	269,637	△ 1,071	268,566	△ 780	△ 291		△ 291	
5 同和教育 指導費	76,433	△ 1,071	75,362	△ 780	△ 291		△ 291	
② 教育奨励費	63,760	△ 1,071	62,689	△ 780	△ 291	19. 負担金 補助及 交付金	△ 1,071	各種負担金更正減
(2) 小学校費	2,021,078	△ 10,583	2,010,495	60,627	△ 133,039		61,829	
4. 学校建設費	1,588,491	△ 10,583	1,577,908	62,254	△ 133,039		60,202	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				国府支出金	特定財	地方債	その他	一般財源	区分	
③幸小学校校舎及屋内運動場増築事業費	749,450	△13,083	736,367		△40,900	27,817	15.工事請負費	△11,481	建設工事費更正減	
③鶴山台南小学校増築事業費	61,479	2,500	63,979		△4,700	7,200	17.公有財産購入費	△1,602	用地購入費更正減	
(3)中学校校費	376,248	2,827	379,075	2,281	△9,800	10,346	17.公有財産購入費	3,500	校舎買収費追加	
4.学校建設費	158,716	2,827	161,543	3,125	△9,800	9,502				
③信太中学校増築事業費	21,192	380	21,572	△320	700		17.公有財産購入費	380	校舎買収費追加	
④山手中学校用地買収費	52,540	2,447	54,987		△300	2,747	17.公有財産購入費	2,447	用地買収費追加	
(4)幼稚園費	193,250	△12,364	180,886		△9,300	△3,064				
1.幼稚園管理費	191,472	△12,364	179,108		△9,300	△3,064				

(3)維持補修費	26,403	△12,364	14,039	△9,300	△3,064	15 工事 請負費	△9,000	幼稚園工事費更正減
						18 備品 購入費	△3,364	園用備品購入費 更正減
(5)社会教育費	116,857	△23,493	93,364	△38,400	14,907			
11.仮設青年 会館建設費	23,498	△23,493		△23,400	△93			
(1)仮設青年会 館建設費	23,493	△23,493		△23,400	△93	15. 工事 請負費	△20,070	建設工事費更正減
						18 備品 購入費	△3,423	館用備品購入費 更正減
歳出合計	15,549,135	△437,602	15,111,533	△490,771	63,502	268,021		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する諸

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込				当該年度末 現在高 見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当該年度 甲元金債 還見込額		
			補正前の額	補正額		補正後の額	
1.普通債	4,100,862	5,780,446	△1,738,735	1,876,607	286,988	7,370,065	
(1)総務	6,940	198,964	△679,300	8,000	4,899	202,065	
(2)民生	388,639	776,952	△290,717	176,707	41,395	912,264	
(3)衛生	171,914	249,410	△6,800		11,634	237,776	
(4)農林水産			△8,600	11,500		11,500	
(5)商工	14,358	29,979	△25,400	9,050		120,479	
(6)土木	571,893	786,304	△174,738	155,620	79,335	662,589	
(7)公営住宅	721,131	978,276	△113,383	390,160	150,64	1,353,372	
(8)消防	339,518	373,311	△20,380	15,620	39,748	349,183	
(9)教育	1,597,580	2,147,870	△419,417	1,028,500	85,583	3,090,787	

00庁	舎	2,258,889	239,380					9,330	230,050
2.災害復旧		1,132,887	113,961					4,924	109,037
(1)土 木		1,454,422	220,255					1,386	20,639
(2)公営住宅									
(3)教 育		98,745	91,136					3,538	87,598
(4)歳 林			800						800
3.その他		1,079,500	107,800	70,000	△70,000			13,200	94,600
(1)退職手当		1,079,500	107,800	70,000	△70,000			13,200	94,600
合 計		4,322,099	6,002,207	3,685,542	△1,808,735	1,876,607	305,112	7,573,702	

報告第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 8 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和 50 年 6 月 16 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第 4 号

寄附受納の専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、寄附の受納を次のとおり専決処分する。

昭和 50 年 3 月 31 日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

次のとおり寄附を受納する。

- 1 寄附の目的 霊きゅう車及び祭壇等を購入し、もって市営葬儀の充実を計るため。
- 2 寄附を受ける額 1,000 万円
- 3 寄 附 者 和泉市幸町 16 和泉市幸農業協同組合
- 4 寄附の条件 霊きゅう車及び祭壇等を購入し、市民の利用に供するものとする。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただいまご上程いただきました報告第 5 号についてご説明申し上げます。

昭和 49 年度大阪府和泉市一般会計補正予算第 5 号は、去る 3 月 31 日に専決処分させていただきました。これは昭和 49 年度最終時点において補助金、起債等の確定により、これに伴う関係財源の調整を主にいたしておりますが、一部歳出につきましても、財政事情を勘案いたしまして、昭和 49 年度内に補正を必要とする事項のみについてこの際、補正させていただ

たものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。初めに議案書2ページ、予算書の第1条にございますように歳入歳出予算をそれぞれ4億3千760万2千円を減額し、補正後の予算額を151億1千153万3千円と定めたものでございまして、補正の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の追加でございまして、(仮称)信太第3保育園建設事業の追加663万5千円と、商工会館建設事業3千577万円及び和泉中央線街路整備事業4千600万円をそれぞれ第2表、繰越明許費のとおり決定させていただいたものでございます。

第3条は、地方債の変更でございまして、各種起債の現度額の補正並びに金融情勢によりまして償還方法を変更させていただいたもので、その明細は第3表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書の内容について、まず歳出からご説明申し上げたいと存じます。

初めに、民生費でございますが、仮設児童館建設費につきましては、全額更正減額したものでございます。

保育所費につきましては、(仮称)信太第3保育園建設事業費の工事請負費千250万円を追加計上いたしましたのでございます。

次に、衛生費でございますが、清掃費につきましては、泉北環境整備施設組合分担金4千949万2千円を追加計上いたしました。

墓地管理費につきましては、霊柩車用車庫工事及び葬儀用備品購入費等といたしまして、1千万円を追加計上いたしましたのでございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業費につきましては、登録農地保全対策費の補助金、市街化区域内登録農地補助金40万円を減額計上いたしました。

農地費につきましては、水路事業費として、二ノ井井池工事費として15万円、伯太北水路工事費として122万円減額計上いたしました。

商工費につきましては、商工振興費として、商工会館建設設計委託料77万円、工事請負費として、商工会館建設工事費3千500万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、土木費でございますが、土木管理費につきましては、用地対策費として、用地取得資金補助金895万7千円を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、道路橋梁新設改良費として、市道唐国池田線新設改良費2千660万7千円を減額。

環境改善施設整備事業費として、阪和東側1号線整備事業費3千348万7千円、地区内1

号線道路整備事業費3億5千185万円をそれぞれ更正減額いたしましたのでございます。

河川水路費につきましては、河川改修費として、東松尾川河川用地購入費573万5千円を更正減額したものでございます。

都市計画費につきましては、街路事業費として、和泉中央線街路整備工事費3千302万5千円減額。甲斐田川公共下水道工事委託料450万6千円追加。土地区画整理調査指導費の繰出金956万9千円減額し、都市計画費といたしまして、4千808万8千円を減額いたしました。

消防費につきましては、非常備消防施設費として、千950万円減額計上いたしましたものでございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費につきましては、同和教育指導費として、教育奨励費の各種負担金107万1千円を減額計上いたしました。

小学校費につきましては、学校建設費として、幸小学校校舎及び屋内運動場増改築事業費千308万3千円更正減額。鶴山台南小学校校舎買収費250万円追加計上いたしました。

中学校費につきましては、信太中学校校舎買収費として38万円。山手中学校用地買収費として244万7千円をそれぞれ追加計上いたしました。

幼稚園費につきましては、維持補修費として、千236万4千円を減額計上いたしました。

社会教育費につきましては、仮設青年館建設費として、2千349万3千円を減額計上いたしました。

以上が歳出予算の内容でございます。追加1億2千655万2千円、更正減額5億6千415万4千円、差し引き4億3千760万2千円の減額と相なる次第でございます。

引き続きまして、歳入予算の内容についてご説明申し上げます。

初めに、自動車重量税及び自動車取得税交付金につきましては、増収分として561万4千円及び289万9千円をそれぞれ追加計上いたしました。

分担金及負担金につきましては、水路工事費分担金7万5千円更正減額及び公共下水道甲斐田川幹線築造事業負担金298万円追加し、差し引き290万5千円追加計上いたしました。

次に、国庫支出金の国庫補助金につきましては、雇用対策補助金、都市計画費補助金、消防費補助金及び教育費国庫補助金を合わせ、3千952万4千円を追加計上したものでございます。

府支出金の府補助金についても、保健衛生費補助金、土木費補助金等、合計3億2千977万8千円減額計上いたしました。

府委託金につきましては、府民税徴収委託金千190万円追加計上いたしました。

財産収入につきましては、商工会館の売払収入でございます、3千577万円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金23万4千円、衛生費寄附金1千万円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、市預金利子、診療所貸付元金収入、受託事業収入及び雑入を合わせ、2億7千410万1千円の追加計上いたしました。

最後に、市債でございますが、ほとんど全事業にわたり調整いたしてございまして、差し引き4億9千77万1千円を減額計上いたしてございます。

以上が歳入予算の内容でございます、追加4億7千953万8千円、更正減額9億1千714万円、差し引き4億3千760万2千円の減額と相なる次第でございます。

以上が専決処分させていただきました一般会計予算の内容でございます。よろしくご承認賜りたくお願いいたします。

引き続きまして、報告第6号、49ページの専決第4号「寄附受納の専決処分について」、その理由並びに内容についてご報告申し上げます。

この件は、和泉市幸農業協同組合から貴重な浄財の寄付の申し入れを受けたものでございますが、同農業協同組合では、その使途を指定してまいってございますので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を得なければならなかったものでございますが、年度末ぎりぎりの期日でもございましたのでそのいとまもなく、やむなく専決させていただいた次第でございます。

その内容につきましては、専決処分の議案にも記載してございますとおり、霊きゅう車及び祭壇等を購入いたしまして、市営葬儀の充実を図ることを目的とした寄付でございます。寄付を受ける金額は1千万円でございます。寄付者は先にも申し上げましたとおり、和泉市幸町16、和泉市幸農業協同組合でございます。

以上簡単ですが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君）本報告について質疑、ご意見ありませんか。

○ 2.0番（寺田茂君） 一点だけお聞かせ願いたいんですが、歳入歳出の中で商工会館の売り払い代金収入3千577万円、それと、歳出で商工会館建設設計委託料と建設工事費でちょうど3千577万円、これは合わせていると思うんですが、そうすると、委員会の席で500万円の交付金が、市としてこのやり方によってはいただけるんだという方向で進んできたわけですが、この500万円はすでに建設費に入っているわけですか、それとも別なんですか。そした

ら、交付金、補助金ですか、事務費として商工会に入ってくるわけですね。そうすると、どうも500万円が計算上合わんように思うんですが、その辺説明してくれませんか。僕の言うてるのは、売った額が3千577万円、建てる分が3千577万円、そうすると、500万円はここに入ってるとしたらどういうことですか。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 商工課長（岩井益一君）お答えいたします。

この500万円につきましては、商工会が市の建物を買い受ける際に譲渡代金として算入されるものでございまして、市とは直接関係ございません。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） お答え申し上げます。

実は、産衛委員会の席上においてご説明申し上げましたが、商工会の持ち金は、はっきり申し上げて3千円しかありません。それで500万円の補助をもらうことによって3千500万円になった。この3千500万円というのは、私の方で売却する場合に建設費が3千577万円いる。商工会が当然3千577万円を必要とするわけです。それに商工会の事務費補助として500万円を積み上げたものが、即今度は売り払い代金ということになるわけです。だから、市へ事務費補助として入るわけではございませんので、この点、委員会の席上においても再々、寺田議員さんにご説明申し上げたと思うんです。

○ 20番（寺田茂君） その辺委員会で説明もろうてますが、やり方がややこしいというか、いま一般的に聞いて売る分が3千577万円、そして建築費が3千577万円、そして、僕らは別に500万円事務費として入るんだ、そのあっせんをするためにいろいろやってるんだと聞きました。そうすると、この3千577万円の中に500万円入ってるんですか、わかりました。

○ 議長（池辺秀夫君） 他にございませんか。

○ 18番（直村静二君） 専決処分の49年度の補正、中身はかなり更正減が多い。その点で多少勉強不足もごさいますので、再度の確認になるかもしれませんが、38ページから39ページにかけての地区内道路、かなり当初の分からいって補正減額ですね。この点で1つお尋ねしますが、地区内1号線の延長と総面積の予定、それに対して更正減のパーセンテージはともかく、数字としてこうなったということをご説明願いたい。この道路の延長が何ほど進捗状況、その中でこれだけの更正減額がどうして出たのか、それでええのかということです。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部次長（森保君） お答え申し上げます。

地区内1号線の関係でございますが、49年度当初ご予定してございましたのは、東側1号線

より泉南線までの間、現在の幸会館から50メートル行ったところから上を予定してございましたが、東側1号線から泉南線までの間は浸水対策事業と合致して49年度工事ができなかったという現状がございまして、減額したようなわけでございます。改良事務所との区分がございまして、その間の件につきましては、改良事務所の方からお答えいたしますが、地区内1号線の分につきましては、減額せざるを得なかったということです。

- 18番(直村静二君) 数字が出てまへんな。地区内1号線の延長と面積、それに更正減額した場合の数字をあげて説明願いたいということです。
- 建設部次長(森保君) 地区内1号線は、49年度には土木関係では全然やってございませぬ。予定面積につきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせてございませぬので、ご了解願いたいと思います。
- 18番(直村静二君) しかしかなり大きい減額。道路用地購入費1億8千480万円、どれだけの面積の分かと尋ねると、手元に資料がないという。専決だから、あんまり質問もなからうということの扱いは困る。先ほどの説明でも9億余り更正減額でしょう、かなりウェットが大きい。
- 建設部理事(林徳次君) 非常に多額の更正減を伴う内容に対しまして、十分なお説明ができませんことをお詫び申し上げます。工事請負費での減額内容、公有財産費で予定面積が何平方メートルか、さらに物件補償費で何件程度あったかという詳細につきましては、後刻、必ず責任をもって提出させていただきます。
- 18番(直村静二君) 僕が聞きたかったのは、結局、森課長の答弁で49年度は仕事してまへんと、浸水対策と入りまじってあったという点、計画のずさんなことがうかがえます。初めての事業ならわかるが、1号線はやってるわけでしょう、それがあいまいです。こういう点で更正減はおかしいと思うんです。かなり膨大ですから、もう少し森課長からお答え願いたい。先ほどの何メートルか、どのぐらいあって浸水対策で何ぼ減ったか、それから泉南線までは他のものでやったということと答弁してもらったら、あとは資料でわかりますからね。
- 建設部理事(林徳次君) 概算でございますが、東側1号線から泉南線までの延長は、約110メートル前後だったと思います。それが浸水対策事業の水路敷設工事とちがひまして年度内執行が不可能になり、更正減額したという事情でございます。
- 18番(直村静二君) あと50年度から繰り越してやるわけですか。
- 建設部理事(林徳次君) はい。
- 18番(直村静二君) あとで資料もらいます。
- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

○ 23番(貝淵博治君) 寄附受納の専決処分についてちょっとお伺いするんですけど、1千万円という金を幸農協さんから寄付をいただいたのですが、「霊きゅう車及び祭壇等」と書いてますが、霊きゅう車はもう発注、購入したのかどうか。それと、この霊きゅう車はどういうふうにするのか。ナンバープレート、答録の仕方、そういうことをちょっとお尋ねしたいんです。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 環境整備課長(吉田利秀君) お答え申し上げます。

この霊きゅう車はすでに発注済みで、現在もうできております。そして、これの取り扱いにつきましては、いままでと同じように、この霊きゅう車の経常経費並びに自動車税もすべて公益社に負担していただくということを覚書でやるわけでございます。現在、霊きゅう車はできておりますが、検査受けのために公益社の方に一時預かってもらってのようなわけでございます。

以上です。

○ 23番(貝淵博治君) 当然、この登録は公益社の名義にするんでしょう。

○ 環境整備課長(吉田利秀君) はい。

○ 23番(貝淵博治君) そして、契約書だけで寄付を受けながら市の名義にならない。公益社の名義にして、契約書に基づいて走らせるという意味ですな。

○ 環境整備課長(吉田利秀君) 一応、覚書ということで運用してまいりたいと思ってるわけでございます。そして、経常経費とか、車両のナンバーは公益社の名義ということになります。

○ 23番(貝淵博治君) 覚書でもって向こうへ渡すんやね。覚書だけが頼り。

○ 環境整備課長(吉田利秀君) 保管は和泉市役所でやるということです。

○ 23番(貝淵博治君) 登録自体は公益社の名義になる。

○ 環境整備課長(吉田利秀君) はい、さようでございます。

○ 23番(貝淵博治君) だから、それは営業ナンバーでいくが、実質は公益社の車になるんやね。

○ 環境整備課長(吉田利秀君) 貸与するような、公益社の車両ナンバーで、公益社の所有になるわけです。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) ただいま貝淵議員さんのご質問の要点は、先ほどの総務部長の説明の中でも、幸農協さんからの指定寄附ということで、車等につきましては、もう発注も終わっております。

現在の葬儀の進行の霊きゅう車につきましては、公益社の車をもって活用してあるわけで

ございますが、われわれの今後の方針といたしましては、端的に申し上げまして、現在、公益社が和泉市に配車してある車、すなわちライトバンが箱形の霊きゅう車に変わるんだという基本線から公益社といろいろ話し合いをしておるわけでございます。そういう観点から、すでに霊きゅう車の取り扱い業務委託契約というものを毎年交わしております。これをさらに細分化するという形の中で、霊きゅう車取り扱い業務に関する覚書というものを交わし、和泉市から一応公益社に車を貸与する、こういう原則になっております。ただ、いろいろ民法上の求償権等いろいろ問題がございますので、そのあたりは公益社と和泉市との協議の中で、一応、ナンバープレートは公益社の方で取っていただく、すべての維持管理責任等の問題につきましては公益社にお願いする。ただ、この霊きゅう車の運行業務の契約並びに今回、結ぼうとしております覚書の関係につきましては毎年更新の形を採っておりますので、仮に現在、公益社に委託してあるものがいろんな事情で変わる。取り止めするという場合にありましては、現状有姿で寄付していただいた車を和泉市に返還願う、このことにつきましては、われわれとしては、かつちりした形で契約を結んでいくという話し合いはできておりませんので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○ 23番(貝淵博治君) ライトバンを霊きゅう車の代用として使ってるわけですね。その車は公益社が持ち込んでおった車、今回、市が貸与する形ですから、契約値段の方は幾分かでも安くないか、こういうことは、あんたとこの裁量ですることだからとやかく言いませんが、何と言っても八〇〇万円ですか、祭壇ともに1千万円……。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) いま予定しておりますのは719万円です。

○ 23番(貝淵博治君) 覚書も、うのも如才ないと思いますが、老練心ながら申し上げておきたいと思えます。ただ、車を持ち込んでも、うちから貸与しても同じ契約なのか、ちょっとひっかかるんですがね。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) ご指摘ももっともでございます。われわれも一番懸念したところでございますが、簡単に申し上げまして、車という備品を和泉市が購入し、この備品を公益社に貸与するんだということでございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 他にございませんか。

○ 28番(坂上国治君) 私もお聞きしようと思っておりましたが、貝淵議員さんから聞いていただいたのですが、これは和泉市が金を出して買った場合には、契約もそういうことでいいだろうと思うんですけど、これは地元の農業協同組合との話し合いができてるんですか。これね、ちゃんとしとかんと、寄付してもらって、それをよその名義にするとかなくて、あとからもしトラブルが起こるようなことがあったら困ると思うんです。私はいろいろ聞きたかった

だから、和泉市の名義でできないものか。われわれは素人で十分わからない。それで、そういう方法でやっていくということになれば、実は、こうこうこういうわけだから、せっかく寄付してもらったけれども、これは公益社の名義にしなければいけないんだという理由を、これはほとんどの人は知らんと思う。それはおかしいやないかとなると思うので、そこらへんを十分説明していただいて、そして、皆が納得できるようなことでなかったらいかんと思う。あんたの説明では、何がためにそうなるんか、われわれはわからない。だから、地元農協との話し合いがそれですんでるんなら結構ですが、さらに、われわれが、ああそうか、それならいたし方ないなという説明を十分してください。

- 産業衛生部次長（山本俊兼君） 第1点の寄付願った方との話し合いができてるかということですが、これは幸農協さん自身も、正直申し上げて、和泉市に申し入れをする前にいろいろご研究なされたそうでございます。だから、そういう問題につきましては、ご了解はいただいております。

それと、なぜ公益社の名前でナンバープレートを取らなければならないか。ご承知のとおりこの業務につきましては特定業務というか、その関係でございまして、一般区域の貨物自動車運送事業法、こういう中で、必ずしも法的にこれではなければならないということとはございませんが、慣例的に言わば特許権的な性格を帯びるもの、こういうところから、われわれも非常にこの辺について神経をとがらせてまして、やむを得ず和泉市が購入し、そして、言葉は悪いですが、備品という形の中で公益社に貸与する、こういう考え方に立った次第でございます。この辺ご了解いただきたいと思えます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 7番（田中包治君） ちょっと関連。非常に微妙な発言だと思うんです。というのは営業車の青ナンバーでしょう、ナンバープレートだけ貸すというわけにはいかない。所有権は向こうへ移転する。そうなってくると、事故等の問題についてどこが責任を持つのかという問題がからんでくると思う。公益社ということになると思うが、そうなる、何がために寄付したかということ。はっきり言ったらね。料金は下らない。そして、1千万円の金を農協からもらって霊きゅう車を買って運んでも、いわゆる運賃というか、それは変わらない。結局、1千万円は死に金ですね。趣旨とは全然違うと思う。それと、ナンバープレートを向こうへやって備品として貸与するというようなごまかしはちょっとおかしいと思う。法的に言っても、土地の名義を人にやって、そして、まだうちでございますとは言えない。これに補助するということもおかしい。そこらは法的にどう解釈してますか。

- 23番（貝淵博治君） 関連。これね、山本次長、あんたの答弁が悪い。これは白ナンバー

で登録しても使われへん。だから、農協さんばりっぱな車に遺体を乗せて葬儀をしようというお考えだから、あなたのいまのような答弁をしてるとだんだん突っ込まれる。白ナンバーで登録しても有料であれば走らせられない。備品やて一言多い。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） 私の説明のまずさでいろいろ誤解を招きまして申しわけございません。いまもお話しましたように、本件の運送につきましては、俗に言う白ナンバーではやれないということでございます。それと、一番気にしておりましたのは、先ほど申し上げましたように、民法715条の求償権の問題、この辺をわれわれ非常に神経をとがらせていろいろこういう方法をもってやっていくというふうに決定させていただいた次第でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他にございませんか。

○ 9番（出原武司君） 本補正予算は非常に至るところで減額されておるわけでございますがなかんずく、教育費の減額について、いわゆる教育の本質であるものをそう失しないかと危惧するわけでございます。現在の教育法は昔の教育勅語と違ひまして、ご存知のように、「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ……」とありますが、これの本質をそう失することになるのではないかと危惧するものであります。ここで聞いておきたいのは、現在、和泉市の教育には本当の特徴というものを持っているのかどうか。また、この減額されたことによって、その特徴等も失われるのではないかと心配の余り質問しておるわけでございますけれども、現在、ほとんどがカリキュラムの戦後の教育、詰め込み教育というものが主体となっているように思いますが、和泉市としての特徴を聞いておきたいと思っておりますけれども、その辺のわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育に対してご心配いただくことは非常にありがたいのですが、総務部長からご説明申し上げましたように、49年度の補助、起債の確定に基づくものでありまして、その概算の基礎となるものが、言わば教育においてもそういう趣旨の中で、たとえば補助対象人員とか補助単価のアップ等の確定による調整でこのようにお願いしたわけです。出原議員が言われる教育の本質論的な問題につきましては別途、お話し上げたいと思っておりますが教育委員会としては、やはり毎年度において、いわゆる50年度なら50年度の当初において教育委員会の本年度における特徴というか、目標を定めながら十分協議して、そういう方向に向かっての予算措置も財政にお願いするという形をとって、和泉市は和泉市としての特色のある学校教育をつくり上げる方針で進んでいきたいと思っております。詳しくはいろいろと、たとえば

子供たちについての教育等、別途ご相談申し上げたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

○ 9番（出原武司君） ただいま私がお聞きしたのは、和泉市としての特徴はもちろん持っておられますけれども、そういった機能は全然失われないというご答弁でございましたけれども総額にして4千468万4千円というものが減額されておるわけでございますけれども、これで学校運営等に支障は来さないかということをはっきり確認してよろしゅうございますか。

○ 教育次長（阪東重信君） 専決された予算との関係はちょっと申し上げにくいと思いますがこの予算は、49年度の決算額に近いいろいろの確定的な対象人員等によって、あるいは積算の基礎が変わったということで補正専決をお願いしたことです。事教育という問題につきまして、いま、出原議員さんが言われるように、最近の教育は新幹線教育とかいろいろ言われますが、ご指摘につきましては、今後十分ひとつご趣旨を体して、教育だけはしっかりと守っていくという考えを持っておりますので、ご了解願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本報告を原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第5号、第6号の報告を原案どおり承認することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第8「昭和49年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について」と、日程第9「昭和49年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」は関連いたしますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第7号

昭和49年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について

大阪府和泉市一般会計継続費の昭和49年度割額に係る歳出予算の経費のうち支出を終わらなかつたものにつき、次のとおり繰越しをしたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度大阪府和泉市一般会計経統費繰越計算書

款	項	事業名	繰越費の総額	昭和49年度経統費予算現額			支出額	残額	翌年度繰越金	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越金	計				既収入 特財	国庫 支出金	府 支出金	市 債
8.	土木費	住宅費	1,305,465 000	841,843	142,848	984,691	812,755	171,935	5,442	71,124	83,368	12,000	
				000	000	000	806	194	000	000	000	000	000
		(仮称) 和泉第2 団地建設 事業	2,708,658 000	958,887		958,887	88,292	870,594	738	399,276	279,573	191,000	
				000		000	171	829	000	000	000	000	000
		計	4,014,123 000	1,800,730	142,848	1,943,578	501,047	1,042,530	6,175	470,400	362,941	203,000	
				000	000	000	977	023	000	000	000	000	

報告第 8 号

昭和 49 年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について

昭和 49 年度大阪府和泉市一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条の規定により報告する。

昭和 50 年 6 月 16 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決 限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源		財源		一般 財源
						国庫 支出金	府支出金	市債	その他	
2 総務費	7. 同和对策費	解放センター 整備事業	679,234,000	679,234,000			679,200,000			34,000
		信太第三保育園 建設事業	416,596,000	416,596,000	33,608,000	164,889,000	178,086,000			3,013,000
5 民生費	2. 児童福祉費	勤労青少年ホーム 建設事業	106,808,000	69,031,000	7,500,000	7,500,000	35,000,000			19,031,000
		西工会館建設事業	35,770,000	35,770,000				35,770,000		
8 土木費	2. 道路橋梁費	光明池和田線 新設事業	70,000,000	70,000,000				69,000,000		1,000,000
		和田中央線 街路整備事業	46,000,000	46,000,000	30,200,000		3,800,000			12,000,000
10 教育費	2. 小学校費	光明池春木線 街路整備事業	30,075,000	30,069,000	20,000,000				10,000,000	69,000
		信太小学校 増設築事業	323,210,000	323,210,000	38,578,000		228,878,000			10,754,000
合		計	1,707,693,000	1,669,910,000	129,886,000	172,389,000	1,124,964,000	46,770,000	44,901,000	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただいまご上程いただきました報告第7号並びに報告第8号についての内容をご説明申し上げます。

まず、第7号「昭和49年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について」、地方自治法施行会第145条第1項の規定によりご報告申し上げる次第でございます。

内容については、（仮称）和泉第2団地建設事業費及び（仮称）和泉第3団地建設事業費でございます。継続費の総額40億千412万3千円で、昭和49年度の年割り額は、18億7.3万円、このうち9億104万7千977万円は昭和49年度で執行いたしました。支出を終わらなかった10億4千251万6千円を翌年度へ繰越し越えたいすべく措置いたしました次第でございます。

これに伴う特定財源につきましては、昭和50年度において収入いたすべく、関係機関の承認を得ているものでございます。

続いて報告第8号「昭和49年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」、地方自治法施行会第146条の規定によりご報告を申し上げる次第でございます。

内容につきましては、去る3月の定例会市議会においてご議決を賜りました昭和49年度一般会計補正予算第4号のうち、第2条で（仮称）解放センター整備事業費6億7千923万4千円、勤労青少年ホーム建設事業費1億680万8千円、市道光明池和田線新設事業費7千万円、光明池春木線街路整備事業費3千7万5千円及び信太小学校増改築事業費3億2千321万円を、工事見直し等を提案し、翌年度で執行できるよう定めさせていただいたものと、今回、報告第5号で提出いたしております昭和49年度一般会計補正予算第5号のうち、第2条で定めさせていただいた（仮称）信太第3保育園建設事業費4億1千659万6千円、商工会館建設事業費3千577万円及び和泉中央線街路整備事業費4千600万円、以上、8件の繰越明許費の繰越計算書でございます。各事業の繰越額は、勤労青少年ホームと光明池春木線街路整備事業を除き限度額と同額でございます。合計17億769万3千円となっております。財源といたしましては、既収入特定財源のほか、未収入特定財源については関係機関の承認を得ているものでございます。

なお、一般財源の4千490万1千円につきましては49年度より繰り越すことといたしてございまして、昭和50年度の財政運営に影響を及ぼさないよう措置いたしてございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 52ページの（仮称）第2団地、第3団地がございしますが、これは

市民からも意見がありまして、いま建っている改良住宅は何戸建てなのか、かなり建っているが、非常にすいてるではないか、これが第1点。建設計画戸数と入っている戸数は何戸かお尋ねしたい。

それから、一定の入居者がありますと、これは人間は移転、居住の自由がありますが、もし入っておられる方が転居された場合、そこは空き家となるわけですが、その次はどのようにして入居させていくか、その場合の手続関係。

以上の2つです。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 地区改良事務所長（逢野一郎君） 現在、完成してある分は3・1・2戸でございます。あとの20戸につきましては、現在、建設中でございます。

入居者につきましては、現在、1・1・5世帯がすでに入居を終わっております。あとは、順次買取と同時に、改良法に基づく入居方法で入居させていきたいと考えております。

2点目の改良住宅入居後、空き家になった場合の取り扱いでございますが、一たん入居を終わって空き家になった場合、これはあくまでも公営住宅としての取り扱いを行う計画であります。

○ 18番（直村静二君） 2点目の公営住宅として扱うということは、当然、一般に公募するという形式が考えられる。現在は、改良住宅ですから、計画、事業が進む中で優先して入っていただくが、一たん入って出た場合は公営となってくると、その点もう少し明快にお答え願いたい。公募でやるのか。公募対象はだれかということですか。

○ 地区改良事務所長（逢野一郎君） この住宅につきましては、最初からあくまでも同和事業の関連事業という見地から、われわれとしては、やはり公募という考え方でなく、あくまでも同和住宅の考え方を持って入居を行いたいということでございます。

○ 18番（直村静二君） 対象については、同和地区住民全体というふうに確認してほしいかということですか。

○ 地区改良事務所長（逢野一郎君） はい。

○ 議長（池辺秀夫君） 別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者ある）

ご異議ないものと認め、報告第7号、第8号の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第10「昭和49年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」と、日程第11「昭和49年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」は相関連
いたしますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第9号

昭和49年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第1項の規定による昭和49年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の
使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額	説明
						企業債	借入金			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管整備事業	1,320,000	9,366,000	3,635,000	3,300,000	535,000	0	0	環境改善事業に伴う道路建設工事が遅れたため

報告第 10号

昭和 49年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第 18条の 2 第 1項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和 49年度割額の繰越の使用に関する計画について、同項後段の規定により、次のとおり報告する。

昭和 50年 6月 16日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度和泉市水道事業会計継続貸借繰越計算書

款	項	事業名	継続貸 の総額	49年度継続貸予算現額			支払義務 発生(見 入)額	残 額	翌年度 繰越 繰越額	翌年度繰越繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の個人 限度額
				予 算 計上額	前年度繰 越繰越額	計				企業債	借入金	
資本的 支出	1建設 改良費	和泉上水 道第3回 拡張事業	円 2,763,000, 000	円 3,111, 240	円 320,111, 240	円 264,283, 954	円 55,827, 286	円 55,827, 286	円 26,000, 000	円 29,827, 286	円 0	

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長（田中稔君） お許しを得まして、ただいま上程されました報告第9号、予算繰越計算書並びに報告第10号、継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。

まず、報告第9号は、配水管整備事業の配水管布設工事のうち、一部道路工事がおくれたことにより繰り越しするものでございます。

その内容を申し上げますと、49年度予算現額千320万円、支払義務発生額936万5千円、差額383万5千円のすべてを50年度へ繰り越すものでございます。

この財源といたしましては、企業債330万円と借入金53万5千円であります。なお、本工完成は、8月末日の予定でございます。

次に、報告第10号は、継続事業として施行いたしております第3回拡張事業費の49年度支出予定額のうち、工程のおくれにより年度内に完成しない事業費を翌年度へ繰り越し支出するもので、内容といたしては、継続費の総額27億6千300万円、49年度予算現額3億2千11万2千400円、49年度支払義務発生額2億6千428万3千954円で、残額5千582万7千286円すべてを50年度へ繰り越すものでございます。

これらの財源といたしましては、企業債2千600万円、借入金2千982万7千286円あります。なお、現時点では、当該繰り越しに係るすべての事業は完成してあるものでございます。

以上、簡単ですが、報告第9号及び第10号についてのご説明を終わらせていただきます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第9号、第10号の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第 12 「昭和 49 年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長報告）

報告第 11 号

昭和 49 年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による昭和 49 年度和泉市病院事業会計予算の繰越額の
使用に関する計画について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

昭和 50 年 6 月 16 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 購入限度額	明 説
						企業債	借入金			
1資本的 支出	1建設	病院増設	9,310.0	1,260.0	3,750.0	3,600.0	1,500.0	4,300.0	0	年度内に支払義務の発生が生じなかつたため、不用額については当初予定していた起債が確定しなかつたため
	改良費	事業費								

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） ご説明申し上げます。

ただいま上程されました報告第11号「昭和49年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について」ご説明申し上げます。

本件は、病院増設事業費の設計料4千860万円、用地取得費4千300万円、公共水路つげかえによる擁壁工事150万円でありまして、用地取得については年度内に相手方との交渉が進展せず、支払い義務が発生しなかつたため起債等が決定されず、全額不用額としたものであります。

また、設計料及び擁壁工事につきましては一部の支払いが発生いたしました。残額3千750万円を昭和50年度へ繰り越すものでございます。

これらの財源といたしましては、企業債3千600万円と借入金150万円であります。なお、この事業の完了は9月末日の予定でございます。

また、用地取得費につきましては、買収交渉の進捗状況に合わせて、改めて補正予算を提出いたしたく予定しております。

以上、簡単でございますが、報告第11号についての説明を終わらせていただきます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君）本報告について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第11号の報告を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第13「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第5号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和50年4月1日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第12号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「軽自動車、小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車以外のもの」を「4輪以上の軽自動車、農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車」に改める。

第40条第2項中「100分の4」を「100分の3」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、和泉市税条例第40条第2項の改正規定は、昭和50年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市税条例第33条第2項の規定は、昭和50年度分の軽自動車税から適用し、昭和49年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の和泉市税条例第40条第2項の規定は、昭和50年6月1日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあっては、同日以後に収納す

べき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあっては、同日前に収納すべきであった料金に係るもの)については、なお従前の例による。

報告第12号参考資料

和泉市税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(軽自動車税の納期)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 軽自動車税の賦課期日後に納税義務(4輪以上の軽自動車、農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車又は2輪の小型自動車に対して課する軽自動車税に係るものに限る。)が発生した者に課する軽自動車税の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p> <p>(電気税等の税率)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 ガス税の税率は、<u>100分の3</u>とする。</p>	<p>(軽自動車税の納期)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 軽自動車税の賦課期日後に納税義務(軽自動車、小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車以外のもの又は2輪の小型自動車に対して課する軽自動車税に係るものに限る。)が発生した者に課する軽自動車税の納税は、納税通知書に定めるところによる。</p> <p>(電気税等の税率)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 ガス税の税率は、<u>100分の4</u>とする。</p>

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長(坂口礼之助君) それでは、ただいまご上程をいただきました報告第12号、専決第5号「和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について」その理由並びに内容のご説明を申し上げます。

このたび、地方税法の一部を改正する法律が昭和50年4月1日公布され、これに伴い和泉市税条例の一部改正するものでございまして、その内容は、軽自動車税の月割り課税規定の改正と、ガス税の税率を引き下げるものでございまして、施行期日の関係もあって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいた次第でございます。

それでは、改正いたしました事項について、その内容をご説明申し上げます。

和泉市税条例第33条第2項中「軽自動車、小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車以外のもの」とございまして、これを「4輪以上の軽自動車、農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車」に改めるものでございます。これは最近、軽自動車税の課税台数の増加に伴いまして、月割り

課税件数が増加し、月割り課税に伴い軽自動車税の賦課徴収、還付等の事務量が增大してきたため、2輪及び3輪の軽自動車に限り、月割り課税の制度を廃止したものでございます。

なお、この改正は、昭和50年度分の軽自動車税から適用されることとなっております。

次に、同条例第40条第2項中、ガス税の税率「100分の4」とございますのを、「100分の3」に1%引き下げ改めるものでございます。ガス税については、その課税客体であるガスは比較的都市に偏在しており、そのほとんどが家庭用として消費されております。また、都市ガスの代替品であるプロパンガスについては、捕捉の困難性等から課税されていない等の事情もございますので、これらの点を考慮して、その税負担を軽減する趣旨から、税率を1%引き下げることにされたものでございます。改正後の税率は、昭和50年6月1日以後に使用するガスから適用することとなっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） いまの総務部長の説明を聞くと、ちょっと気に入らんところがある。上で決まったことで、プロパンガスの課税客体が捕捉がむずかしい。課税漏れがあるので、都市ガスの方を1%下げたるんや、こういうふうにならざるが、これはちょっといただけまへんな。そこで実際問題として、ガス税の税率を下げることで何ほほど損ですか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 市民税課長（吉田種義君） お答えいたします。
1%税率が下がっても、当市の収入には余り関係がございません。
なぜかと言いますと、昭和49年8月にガスの料金が大幅に改正になり、その値上げになった分と率、49年10月に1%、50年1月に1%、今回の1%、2%下がっても、恐らく49年8月にガス料金が改正になった分と同額になるだろうと思います。
- 18番（直村静二君） 事実上の税収は変わらない、または上がるかもしれないということですが、総務部長の説明からいって、一般家庭のガス料金が上がったので税率を下げたろうかということであらうか。年々、都市ガスが普及していく、一面では独占事業でもある。そんなことではあきまへんなと言いたい。同時にお聞きしたいのは、仮に私の意見が通ったとして、これはだめだ、100分の4と従前どおり税率でいくと和泉市議会で決めたとする、それは違法行為になりますか、それはできないということですか。
- 総務部長（坂口礼之助君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、提案理由の中で、都市ガスの税率引き下げの1つの理由として、都市ガスは比較的の都

市に偏在しているという一面。それから現在、プロパンガスにはガス税が課税されておらない。たまたま、それは1つの理由といたしまして、その課税客体であるプロパンガスに対する捕捉が非常ににくいということが1つの理由になっており、現在、地方税法上では、プロパンガスに対する課税対象になっておらないという面があります。したがって、都市ガスを使用しておられる方々と、プロパンガスを使用しておられる方々の負担上にも偏在があるということ、それも1つの今回の1%引き下げの理由になっておるわけなんです。これは国会で議論されたときに政府当局から説明してるものを、そのまま引用させていただいたわけでございます。

それから、地方税法上で決められた税率よりも高い税率を適用することが違法になるかどうかということですが、一応、標準税率として決められている税率と、その標準税率を上回った超過税率という1つの幅を持った決め方が税法上されているわけです。このガス税の場合にはそうした超過課税のできる幅はございませんで、100分の3ということで規定されておりますので、一応、100分の3を上回った税率というものは決め難いというふうにわれわれは理解しております。

○18番(直村静二君) そんなら、何のために審議してるんやわかれへん。議会在これはあかん、元どおりせよとなれば、逆に市としては、国会や政府に言わないかん。4%でいけという承認をもうたらいける。しかし、承認は今日もらえまへんわな。何のために審議してる。勉強のためにやってるんですか。

○総務部長(坂口礼之助君) それはご承知のとおり、基本的な問題でございまして、いわゆる地方税法という法律がございまして、その法律は、日本全国を一律に規定いたしております。したがって、それを現実に徴収するのは、地方税法だけでは徴収できないわけです。課税権は個々の市町村が持っておりますので、地方税法に基づいて和泉市が課税する以上、市税条例の議決を得なければできないという原則がございまして、したがって、地方税法があるんだから市税条例は要らんじゃないかという議論にはなりませんので、その点ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長(池辺秀夫君) 別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、報告第12号を承認することに決しました。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第14「専決処分の承認を求めることについて」（昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第6号

昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

昭和50年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,998,0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,747,274千円とする。

2. 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

昭和50年5月31日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 話収入		75,245	5,9980	135,225
	3. 雑入	74,597	5,9980	134,577
歳入	合計	1,687,294	5,9980	1,747,274

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰上充用金			5,9980	5,9980
	1. 前年度繰上充用金		5,9980	5,9980
歳出	合計	1,687,294	5,9980	1,747,274

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節 金 額		説 明
				区 分	額	
⑥ 諸収入	7,524,500	5,998,000	13,522,500			円
(3) 雑収入	7,459,700	5,998,000	13,457,700			
3. 雑収入	7,271,700	5,998,000	13,269,700	1. 雑収入	5,998,000	雑収入追加
歳入合計	1,687,294	5,998,000	1,747,274			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源		一般財源		
				国庫支出金	地方債	その他	金額	
①繰上充用金		59,980	59,980			59,980		円
(1)前年度繰上充用金		59,980	59,980			59,980		
1前年度繰上充用金		59,980	59,980			59,980	22 補償補填 及賠償金	前年度 繰上充用金
歳出合計	1,687,294	59,980	1,747,274			59,980		

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただいまご上程をいただきました報告第13号、専決第6号「昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

昭和49年度国民健康保険事業特別会計は5千998万円の歳入不足が生じたので、この不足額を補てんすべく、地方自治法施行令第166条2の規定により繰上充用措置を行った次第でございます。

これに必要な財源は、全額繰入を充当するより措置いたしております。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 7番（田中包治君） この5千998万円とはどういう金ですか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 保険年金課長（逸野博之君） 50年度当初予算審議の過程におきまして議員さんからも質問が出ましたとおり、すでに50年度予算におきましても、繰入7千万円余が歳入不足として計上しておりますけれども、今回の49年度5千900万円に相当する赤字につきまして、全く歳入の見通しが無いものでございまして、若干、予算構成上問題がありますけれども、一応、繰上充用する財源として、50年度予算の繰入で措置いたしましたものでございます。
- 7番（田中包治君） そうすると、50年度の収入から5千998万円先借りする、こういうことですか。欠損を出せないから……。もうよろしいわ。
- 議長（池辺秀夫君） ほかに質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、報告第13号を承認することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第15「専決処分の承認を求めることについて」（昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第7号

昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

昭和50年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ1,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ2,451,36千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和50年5月31日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		13,376.9	1,153.8	14,530.7
	1. 国庫負担金	13,376.9	1,153.8	14,530.7
歳入	合計	23,359.8	1,153.8	24,513.6

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰上充用金			1,153.8	1,153.8
	1. 前年度繰上充用金		1,153.8	1,153.8
歳出	合計	23,359.8	1,153.8	24,513.6

土地区画整理事業特別会計歳

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計
① 国庫支出金	133,769 ^{千円}	11,538 ^{千円}	145,307 ^{千円}
(1) 国庫負担金	133,769	11,538	145,307
1. 土地区画整理負担金	133,769	11,538	145,307
歳入合計	233,598	11,538	245,136

2 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補
				特
				国府支出金
② 繰上充用金	千円	11,538 ^{千円}	11,538 ^{千円}	11,538 ^{千円}
(1) 前年度繰上充用金		11,538	11,538	11,538
1. 前年度繰上充用金		11,538	11,538	11,538
歳出合計	233,598	11,538	245,136	11,538

入歳出補正予算事項別明細書

節		説明
区分	金額	
	千円	円
1. 第2阪和国道 公共施設管 理者負担金	11538	第2阪和国道管理者負担金追加

正額の財源内訳			節		説明
定財源		一般財源	区分	金額	
地方債	その他				千円
千円	千円	千円		千円	
			22 補償補 填及賠償金	11538	前年度繰上充用金

- 議長（池辺秀夫君）提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、報告第14号、専決第7号「昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

昭和49年度の土地区画整理事業特別会計は千153万8千円の歳入不足が生じたのでこの不足額を補てんすべく、地方自治法施行令第166条2の規定により繰上充用措置を行った次第でございます。

これに必要な財源は、全額国府支出金を充当するよう措置いたしてございます。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 50年度の土地区画整理事業の補正予算ということですが、そうすると、50年度ですてに千150万円の食いつぶしですか。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部次長（中西淳富君） これは昭和49年度までの累積赤字でございまして、50年度において、前年度の繰越充用をいたしておるわけでございますので、50年度にそれだけの赤字が出たというものではございません。

○ 18番（直村静二君） 主に人件費、事務費ですか。

○ 建設部次長（中西淳富君） さようでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を報告どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第14号を承認することに決めます。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで暫時、休憩いたします。

（午後12時休憩）

(午後1時5分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16「昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会専務局長朗読)

議案第28号

昭和50年度 大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和50年度 和泉市の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,392千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,440,192千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は「第3表 地方債の補正」による。

昭和50年6月16日 提出

和泉市長 藤木 秀夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 地方交付税		2,417,913	21,375	2,439,288
	1. 地方交付税	2,417,913	21,375	2,439,288
14. 諸収入		908,746	3,717	912,463
	5. 雑入	719,652	3,717	723,369
15. 市債		6,537,105	106,300	6,643,405
	1. 市債	6,537,105	106,300	6,643,405
歳入	合計	19,303,800	131,392	19,440,192

2. 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,932,302	3,746	2,936,548
	1. 総務管理費	692,266	3,746	696,012
3. 民生費		3,401,651	64,384	3,466,035
	2. 児童福祉費	1,293,383	64,384	1,357,767
10. 教育費		6,552,717	63,262	6,615,979
	2. 小学校費	1,211,474	63,262	1,274,736
歳出	合計	19,303,800	131,392	19,440,192

第 2 表 債務負担行為の補正 (単位 千円)

事 項	補 正		補 正		後 限 度 額
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
(仮称) 鶴山台第2保育園 建設事業	昭和50年度	118,080	昭和50年度	1,86,170	
	昭和60年度		昭和60年度		

第3表 地方債の補正

起債の目的	補正前						補正後						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				貸付	借入	その他				貸付	借入	その他	
保育園 建設事業	千円 25,400	普通貸 借又は 証券発 行	年% 10.0	貸付	借入	その他	千円 85,400	普通貸 借又は 証券発 行	年% 10.0	貸付	借入	その他	据置期間及 び償還期限 を短縮しも しくは繰上 償還又は低 利に借換え ることがで きる
				2.5	3	2.5				3	2.5	3	
義務教育 施設整 備事業	千円 4388814	同上	10.0	同上	同上	同上	4430114	同上	10.0	同上	同上	同上	同上
				2.5	3	2.5				3			
合計	千円 7068605						千円 7174905						

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		明 示
				区 分	金 額	
⑤ 地方交付税	2,417,913	21,375	2,439,288			
(1) 地方交付税	2,417,913	21,375	2,439,288			
1 地方交付税	2,417,913	21,375	2,439,288	1.地方交付税	21,375	地方交付税追加
⑭ 雑 収 入	908,746	3,717	912,463			
(5) 雑 入	719,652	3,717	723,369			
1 雑 入	719,652	3,717	723,369	4. 雑 入	3,717	鶴山台第2保育園造成事業 収入追加
15 市 債	6,537,105	106,300	6,643,405			
(1) 市 債	6,537,105	106,300	6,643,405			
2. 民 生 債	848,404	60,000	408,404	2.児童福祉施 設整備事業債	60,000	南池田第1保育園用地取 得事業債

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金		明 明
				区 分	額	
6. 教育費	4,490,514 千円	46,800 千円	4,537,314 千円	1.小学校債	46,800 千円	南横山小学校ブニル新設 事業費 15,000,000 信太小学校整備事業費 31,300,000
歳入合計	19,308,800	181,892	19,490,692			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
② 総務費	2,932,802	3,746	2,936,548				3,746			
(1) 総務管理費	692,266	3,746	696,012				3,746			
1. 一般管理費	584,102	3,746	587,848				3,746			
(7) 市制20周年 記念事業費		3,746	3,746				3,746	8. 報償費	30	式典用報償費
								11. 需用費	3,696	消耗品費 2,622,000 受賞者記念 品費 2,387,000 その他消耗器材費 285,000

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 算 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額 千円	
				国府支出金	地方債	その他	千円			
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	〇 食糧費 250,000 米客陪
										〇 印刷製本費 824,000 諸用紙印刷費
								12級修習	20	郵 送 料
③ 民生費	3,401,651	64,384	3,466,035	60,000	3,717	667				
(2) 児童福祉費	1,293,388	64,384	1,357,772	60,000	3,717	667				
8 保育所費	1,039,670	64,384	1,104,054	60,000	3,717	667				
(4) (仮称)鶴山台 第2保育園建 設事業費	91,504	4,384	95,978		3,717	667	18委託料	2,600		設計委託料

										14 使用料 及賃借料	567	保育所施設賃借料 追加
										15,工事 請負費	1,217	造成工事費追加
(5)南池田第1 保育園建設 事業費		60,000	60,000	60,000		60,000				17,公有財産 購入費	60,000	用地購入費
10 教育費	6,552,717	63,262	6,615,979			46,300		16,962				
(2)小学校費	1,211,474	63,262	1,274,736			46,300		16,962				
4 学校建設費	754,887	63,262	818,149			46,300		16,962				
(4)南鞍山小学 校プール建設 事業費	15,425	20,500	35,925			15,000		5,500		13,委託料	500	設計委託料追加
										15,工事 請負費	20,000	プール建設工事費 追加

科 目	補正額の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明 説
				特 定 財	其 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円
(5)信太小学校 整備事業費		42,762	42,762	31,300	11,462		13,委託料	962	設計委託料	
							15,工事 請負費	41,800	合併処理施設整備費 28,500,000 進入路、石積、整地費 13,300,000	
歳 出 合 計	19808800	181,892	19440,182	106,300	8,717	21,375				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（単位 千円）

事 項	限 度 額	前 年 度 末 までの 支 出 見 込 間 期	前 年 度 末 までの 支 出 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源	財 債	一 般 財 源
(仮称) 鶴山台第2保育園 建設事業	136,170			136,170	国府支出金	地方債	その他
					昭和50年度 ~ 昭和60年度	47,124	25,400

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する額

(単位千円)

区分	前々年度末		前年度末現在見込額		当該年度中増減見込み				当該年度中 現在見込額
	現在高	借入済額	事業費繰越に よる延伸分	計	修正前の額	修正額	当該年度中起債見込額 修正後の額	当該年度中 元見込額	
1.普通債	5,780,446	7,370,065	1,827,964	8,698,029	7,004,805	106,800	7,111,105	224,818	15,584,816
(2)民生	776,952	912,264	178,088	1,090,350	343,404	60,000	403,404	32357	1,461,397
(9)教育	2,147,870	3,090,787	228,878	3,319,665	4,490,514	46,300	4,536,814	66,899	7,789,580
合計	6,002,207	7,573,702	1,827,964	8,901,666	7,068,605	106,800	7,174,905	240,375	15,886,196

- 謄長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） ただいまご上程をいただきました議案第28号「昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

予算の第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1億3,139万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額194億4千19万2,000円と定めるものでございます。款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、80ページにございますように、（仮称）鶴山台第2保育園建設事業費として1,809万円を追加し、限度額を1億3,617万円と定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正で、81ページにございますように、一部事業費の追加等により起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借入条件は、第3表のとおりでございます。以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細により、各費目ごとの説明を申し上げます。84ページの歳出から始めます。

まず、総務費でございますが、昭和31年9月1日に市制が施行せられ、以来、本年をもって20年目に当たりますので、これを記念する行事といたしまして、市制施行20周年記念事業費374万6,000円を計上いたしました。

次に、民生費でございますが、（仮称）鶴山台第2保育園建設事業費の追加といたしまして438万4,000円。南池田第1保育園の用地購入費といたしまして6,000万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、教育費でございますが、南横山小学校プール建設事業費の追加といたしまして2050万円。信太小学校整備事業費といたしまして4,276万2,000円を計上いたしました。

以上が歳出の内容でございますが、総額1億3,139万2,000円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当する歳入予算についてご説明申し上げます。（85ページ）

まず、地方交付税でございますが、50年度の普通交付税の見通しを勘案し、2,137万5,000円を追加計上いたしました。

次に、諸収入の雑入でございますが、鶴山台第2保育園造成事業収入の追加といたしまして、371万7,000円を計上いたしてございます。

最後の市債でございますが、総額1億630万円を計上いたしました。これらは歳出の事

業予算と関連いたしまして、適債事業に充当率等を勘案し、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が歳入予算の内容でございまして、総額1億3,139万2,000円の追加と相なるものでございます。よろしく原案どおり可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 87ページの信太小学校の整備事業の委託料9,6万2,000円、それから、合併処理施設整備費2,850万円とありますが、この合併処理施設の内容を説明願いたいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 教委総務課長（松村吉堯君） お答えいたします。

信太小学校の校舎につきましてはいま、増改築を行っておりますが、それに伴うし尿と汚水の処理施設の整備費でございまして、その整備費2,850万円、設計委託料が9,6万2,000円でございます。

- 18番（直村静二君） 具体的には、この整備費が出ると請負契約締結となるのか。このままで推移していくのか、その辺の作業はどうなるか。
- 教委総務課長（松村吉堯君） 現在行っております学校の整備に伴うものでございますのでこの補正を議決いただきましたら、このままでまいります。
- 18番（直村静二君） 別に業者の指名とかしない、随意ですか。
- 建設課長（中上好美） ただいま教育委員会の方からお答えいたしました内容について、若干、補足させていただきます。

現在、信太小学校の増改築を行っておりますが、今回、法律の改正によって、処理施設の放流基準が厳しくなったわけです。その結果現在ある浄化槽、その他全部を改築に伴ってやりかえざるを得ないわけです。そのための費用として、2,850万円の予算が計上されております。

なお、請負については、現在の建築工事業者も含めて、再度、この件については入札をする予定になっております。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 9番（出原武司君） 86ページに南横山小学校のプール建築事業費が出ておりますが、これは現場の管理者の説明によりますと、建設予定地に岩盤が出て非常に工事が難航するであろうという意見も聞いておりますが、それはボーリング等によって建設に至るまでの予定をしておるものか、それとも、その工事が難航するであろうというための補正をみているのかどうか。建設の見通しについてご説明願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 教委総務課長（松村吉彦君） ご承知いただいておりますように、南橋山小学校のプール新設に伴いまして、当初3コースの予定をしておりましたところ、地元からの要望で4コースにしてほしいということで、プール本体の差額と、南橋山の学校敷地そのものが非常に狭いでございます。したがって、学校の1番奥の山側を削って現在の運動場を全然縮めないでその範囲内です、そのために一部工事を変更いたしまして、これらの山を削って3カ所ボーリングいたしました結果、これも可能であるということで、費用的にはお願いしておりますようにかかりますが、執行させていただきたいということでございます。

○ 9番（出原武司君） その工事を施行する上において、それだけの見通しがついてるのかどうかをお聞きしてるわけでございます。

○ 教委総務課長（松村吉彦君） 先ほど申し上げましたように、3カ所のボーリングの結果で建築当局とも打ち合わせた結果、技術的に可能であるという見通しの上に立って行っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 19番（松尾千代一君） 信太小学校の整備事業費の設計委託料につきまして、お伺いしたいと思えます。

設計委託料というものは、非常に高過ぎるという感があるわけですが、今日まで、私は再三申し上げてまいったわけでございますけれども、この庁内にも優秀な技術者がたくさんおられるにもかかわらず、こういうことまで設計を委託されてることは、非常に不経済だと思います。和泉市の中には、非常に優秀な技術者が多いわけでございます。これぐらいのことならやるはずだと思うわけなんです。人件費を節約しろ、節約しろと言いながら、こういうところに高額な費用を出されてることは非常に遺憾に思うわけです。今後、こういうことのないよう万全を期して、なおかつ、和泉市の設計部門の技術者がどんどん腕を上げていただくように、こういう面については庁内の方でやっていただくよう、特にお願いしておきたいと思えます。答弁は結構です。

○ 議長（池辺秀夫君） 別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第28号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第17「昭和50年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 37 号

昭和 50 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和 50 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和 50 年 6 月 16 日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例 号

昭和 50 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第 1 条 この条例は、昭和 50 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第 2 条 昭和 50 年 6 月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和 38 年和泉市条例第 16 号。以上「職員給与条例」という。)第 25 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 157」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を剰じて得た額に、18,000 円を加えて得た額」とする。

第 3 条 昭和 50 年 6 月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年和泉市条例第 20 号)第 5 条の規定の適用については、職員給与条例第 25 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは、「100 分の 217」と規定されているものとみなす。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 昭和 50 年 6 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員給与条例又は和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、当該条例

及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

現下の社会経済諸情勢の推移及び近隣都市の支給状況等にかんがみ、本年6月に支給する期末手当を特例的に増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第37号参考資料

昭和50年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)第2条の規定による特例措置後の和泉市職員の給与に関する条例第25条の規定と現行の同規定との対照表

特 例 措 置 後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の157、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に、18,000円を加えて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(規束手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第37号「昭和50年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

毎年6月に支給いたします期末勤奨手当でございますが、昨年的人事院勧告に伴いまして、国家公務員が支給を受ける率が前年度より0.3カ月分アップされ、2カ月分となりました。地方公務員におきましても、最近の社会経済情勢を勘察し、国家公務員の率に近づけるべく、各市ともに職員組合と話し合いをしながらも努力してまいりましたが、その結果は、大阪府下各市において多少の差異がございますが、これらの状況等をも勘察しながら、本市における本年6月に支給する期末手当に関する特例条例に制定いたしたく存じ、ご提案申し上げた次第でございます。

それでは、その内容についてご説明を申し上げます。第1条は、この条例の目的を定めためのでございます。

第2条は、昭和50年6月に支給する期末勤奨手当に限り、職員の給与に関する条例第25条の規定の適用については、同条の第2項中にごございます「100分の140」とあるものを「100分の157」といたし、また、「割合を乗じて得た額」とあるものを「割合を乗じて得た額に、18000円を加えて得た額」といたしたく存じる次第でございます。

第3条は、議員各位の期末手当でございまして、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定の適用につきましては、職員給与条例第25条第2項中の「100分の140」とごございますものを、「100分の217」と規定されているものとみなすものでございます。

この特例条例を集約いたしますと、本年6月に支給いたします期末勤奨手当に限りまして、職員につきましては、2.17カ月分プラス18000円を、議員各位につきましては、報酬額の2.17カ月分をそれぞれ支給いたしたく存ずる次第でございます。

この条例は、公布の日から施行いたすことといたしてございます。

なお、この条例の施行日の前日までに支給を受けました期末勤奨手当は、当該条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおり可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） この0.17の増額の問題でございますけれども、一応、現在の市の財政事情からいって、非常にこれは支出はむずかしい問題があるんじゃないかと思いますが、

その財源等についてどのような措置をとられるのか。まずお聞きしたいと思います。

○ 諺長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

ご承知のとおり、本市における給与に関係いたしました経費は、年間総計の計算で各費目ごとに計上いたしてございまして、現在、期末勤勉手当に関する事項につきましても、現計予算に計上しておる範囲内から支出をしていくという考え方を持っております。

○ 25番（藤原要馬君） 追加の分は。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 追加の分も含めまして、現計予算の中から支出をしていくという考え方でございます。

○ 25番（藤原要馬君） それでいけるわけですね。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 現在時点では、十分それは賄える額を計上いたしてございます。

○ 25番（藤原要馬君） 年末も入れて皆いけるのですか。それは流用的なものでやれるわけやが、最終の予算では追加せざるを得ないということでしょう。そのときの財源的な措置はどうするんだということです。それはまあ、それで結構です。

それで一応、これは物価等の上昇によって職員さんにもそれだけ出さなければいけないと思っておりますが、これはやはり市民の税金の中から払わなければならないと思う。これに対しては、国から何の援助もくれないだろうし、府からもくれない。全部市民の税金によって賄わなければならない。その市民の血税によって支給される中で、これに職員さんがどういう考えを持っているかということです。市民の税金の還元もできないような人件費の増大の中で、理事者の回答に対して、勝ち取ったとかいう考え方はもってのほかだと思う。市民の税金によってもらってるんだから、市民に対して感謝の意があるならば、日常の業務において市民のサービスに努めるのは当然で、心からサービスできるだろうと思う。しかし、これは勝ち取ったんだという考え方を持つと、市民サービスが怠ってくると思う。それを私は申し上げたい。

だから、職員さんに出すのもええと思うんですよ。しかし、もらった職員は、もう少し市民に対して感謝の気持を持たなければいけないということです。どこからその金が出るんだということです。国から出るのか、府から出るのか。これは一遍、どこから出るのか教えてもらいたい。人件費に対して国、府の補助はあるのかどうか。まず、お教え願いたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 一般的な人件費につきましては、これはほとんど全部と申し上げていいほど一般財源をもって充当いたします。特定な職、たとえば保母さんとか、あるいは改良住宅等の建設事業に直接携わる職員とかにつきましては、国なり、府なりから補助の対象範囲内に入る分もございまして、ほとんど全部がやはり一般財源をも携えて充当して。まして

このような期末勤働手当プラスアルファ、いわゆる国家公務員以上に上回る分は、当然、どこからの援助も補助もなく、一般財源をもって充当せざるを得ないということです。

○ 25番(藤原要馬君) よくわかりました。これに対して一応、組合との交渉の結果妥結したんだと思いますが妥結につきまして、やはり市長さんは最高責任者としてその席上においてそして協議をしたのかどうか、特に聞きたい。市長さんはやはり市民の代表者として、和泉市の首長としてやったのかどうか、交渉したのかどうかです。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

本件につきましては、近時における地方財政の危機あるいは人件費の高騰等、非常に自治省あたりからやかましく言われてる時点での交渉でございましたので、非常にわれわれ当局者としても、その率の決定につきましては慎重を期したのでございます。市長が直接の交渉には出てございません。事前に協議並びに当日、これは徹夜で翌日の午前7時ごろに一応の解決のめどを見たわけですが、市長さんなりが遅くまで残っておっていただいていたわけですが、交渉が非常に長引き、その間、休憩時間等もとり、その当日に結論が出る見込みがないのではないかという見通しでございましたので、お帰り願いました。近隣各市等が徹夜で助役さん段階等の交渉が行われまして、ほぼ一定の解決の線を見出してまいったわけなんです。そういう情勢に応じまして、翌日の午前7時ごろに、この線ではほぼ双方合意に達するようになったという事情がございましたので、直接市長さんに徹夜で翌日の交際にも出ていただいたということではございません。事前に十分協議を整えておきましても、その市長の指示の範囲内でわれわれ当局者が交渉に当たったという経過でございます。

○ 25番(藤原要馬君) 私がお尋ねしているのはなぜかと申しますと、これだけ和泉市の財政の窮迫した中で、やはりこの人件費によって相当左右される状況だと思う。それを担当の部課によって徹夜で交渉され妥結した。それを聞いてこの議会に出してくる。議会に出せば、一応、どんなことでも通るんだという安易な気持でおるんじゃないかという持っているからだと思う。門真市は一応、委員会付託として9月まで継続審議という形が出てるが、それに対して組合は、最高責任者の市長を追及するといってる。だから、すべてが最終においては市長の責任においてやらなければならない問題なんです。それをただ、部課長で決めたものをうのみにして議会に出す、議会はうのみにして承諾するんだという安易な気持で出してると思う。とにかく予算にしても、通ればそんなものはしりからかんのんだという態度を現わすような市長ですから、私はこの問題については承服できかねるんです。市長も出ないで決定したものを、市長提案で議案を出してくるということもってのほかだ、それを私は申し上げたい。担当部課長においては、非常に徹夜をかけてやってもらったことはご苦勞でございましたので御礼を申

し上げなければならないと思うんですが、市長さんはどういう見解をもってわれわれ議会に出してきたのか、お尋ねしたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご指摘はごもっともでございます。しかしながら、ただいま総務部長からご答弁申し上げましたとおり、私も相当いつまでも残っていましたが、最終段階の数字的な面については協議し、そして帰ったのであります。ご指摘のような安易な気持はさらさら持っておりません。岸和田なり佐野なり、近隣都市の様子もすべて伺いまして、結局妥結に持っていただいたのでありますので、どうぞその点ご了解賜りたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 市長さんはりっぱなご答弁を願ったんですが、あんた、近隣都市のすべてに右へならえてやらなければならない行政しかできないのですか。和泉市は他市との財政状況、収入的な問題等をどう観察の上で答弁してるんですか。余り大きなことを言うたらあかんですよ。近隣、阪南都市すべてが同一的なものによってあんた、処理してるんですか。やってないでしょう。一昨日の病院の質問したときにも、病院もそういう近隣都市並みになっておりますか、なってるんですか。あんた、3年半市長してその病院も平等になってるんですか。泉大津や佐野、貝塚等と一緒になってるんですか。あんたは金がないとか、土地がないからできんと言って放ったる。こういうものだけは各市に右へならえてやったんかということです。それは困るわけなんです。大きなことを言うんやったら皆やりなさいよ。直ちに総合病院にしなさいよ、ようやらんでしょうがな。何でもあんたはすんだらしまいや。昨日の直村議員の答弁の中であんた、何を私に聞きにきたんですか。あんたが協力してやった、協力してくれただけや。あんたのことをのど元過ぎれば暑さ忘れるというんです。大きな答弁するもんやないよ。だから、私はこれは市長の態度によって賛成しかねるんですよ。議長、これに対して私は反対します。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 7番（田中包治君） 同じような問題になるかもしれませんが、この予算の総額の中で暫定的に支払っていくということ、1人平均12万円、千名余の人が4万円という金が足りなくなる。その4万円という足りなくなった分を、どういう方法でこれを処理していこうとするのか。補正予算が出ておるなら別ですが、出ておらない。こうなると、どういう方向で補正予算を考えておるのか、これがまず第1点。

第2点は、議運なり、財政課なりで話を聞いたのですが、議運のときには、20日ごろに議会が通過、21日に支給するといってる。この2つの関連性について、これが事実かどうか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○

○ 市長（藤木秀夫君） 37号議案のような重大な問題を解決するのに、市長として最後まで責任をもっておらなかったことは、私として非常に反省をしております。今後、さようなことのないようにすべてに心を配り、勉強していきたいと存じておりますので、その点どうぞよろしくご了解賜りたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） これは皆ご承知だと思いますが、参考までに申し上げます。市長の先ほど来のお話によると、そういうものを参考にしていなと思うので申し上げたいが、地方公務員法第24条第3項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とあります。市長は地方企業を参考にしていたかどうかということもある。われわれは追及する点は何ほどもあるわけです。われわれは職員に給与もよけいやり、もらってもらって、また、賞与をよけいもらって十分仕事をしてもらい。市民にサービスをしてもらいたいというのがわれわれの方針なんです。だから、皆さんがやはりそれだけのものを出すならば、今後、職員の方々にも市民に十分サービスをしていくよう指導していただきたいと思います。と要望して終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第37号を原案通り可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第18「工事請負契約締結について」（市立幸小学校増改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第29号

工事請負契約締結について

市立幸小学校増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤木秀夫

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 市立幸小学校増改築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 藤木 秀夫 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 6,710,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務 |
| 6 工期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和50年12月20日 |
| 7 契約保証金 | 3,355,000,000円 |
| 8 保証人 | 貝塚市鳥羽183番地の1
株式会社 藪内工務店
取締役社長 藪内 豊吉 |

議案第29号参考資料

市立幸小学校増改築工事概要

- | | |
|----------|--|
| 1 工事場所 | 和泉市幸町61番地 |
| 2 敷地面積 | 21,593 m^2 |
| 3 工事種別 | 増改築 |
| 4 構造及び規模 | 校舎棟
鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建
延面積 3,072 m^2
普通教室12・学習室2・図書コーナー3・図工室1・音楽室1・
教材室3・促進教室3
給食棟
鉄筋コンクリート造 地上3階建 延面積519 m^2 給食
室1・機械室1・仕分室2
体育館棟
鉄骨 鉄筋コンクリート造 地上2階建 延面積1,123 m^2 体
育室トレーニング室他 合計延床面積 4,714 m^2 |

議案第 30 号参考資料

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

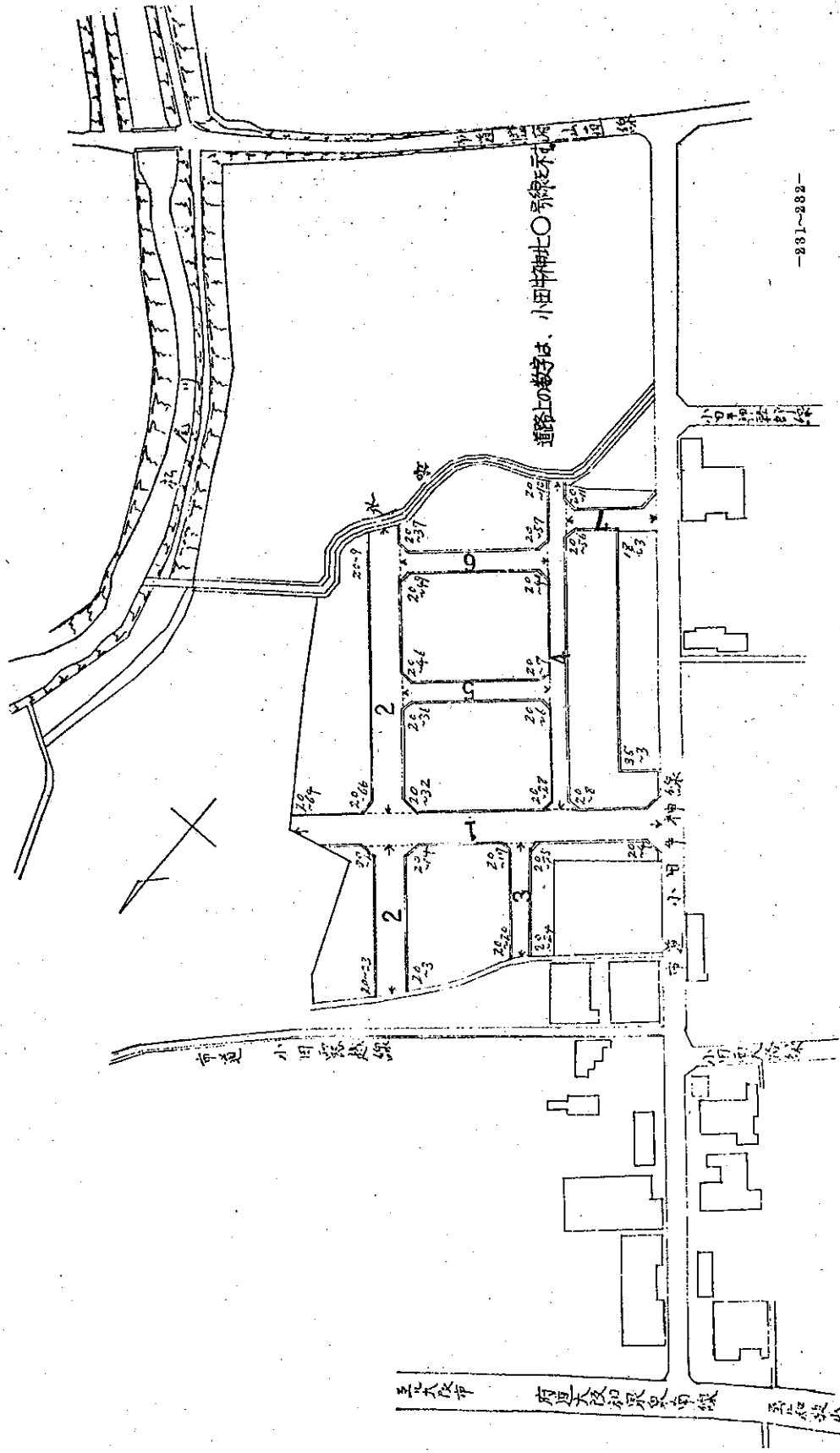
（市町村道の意義及びその路線の認定）

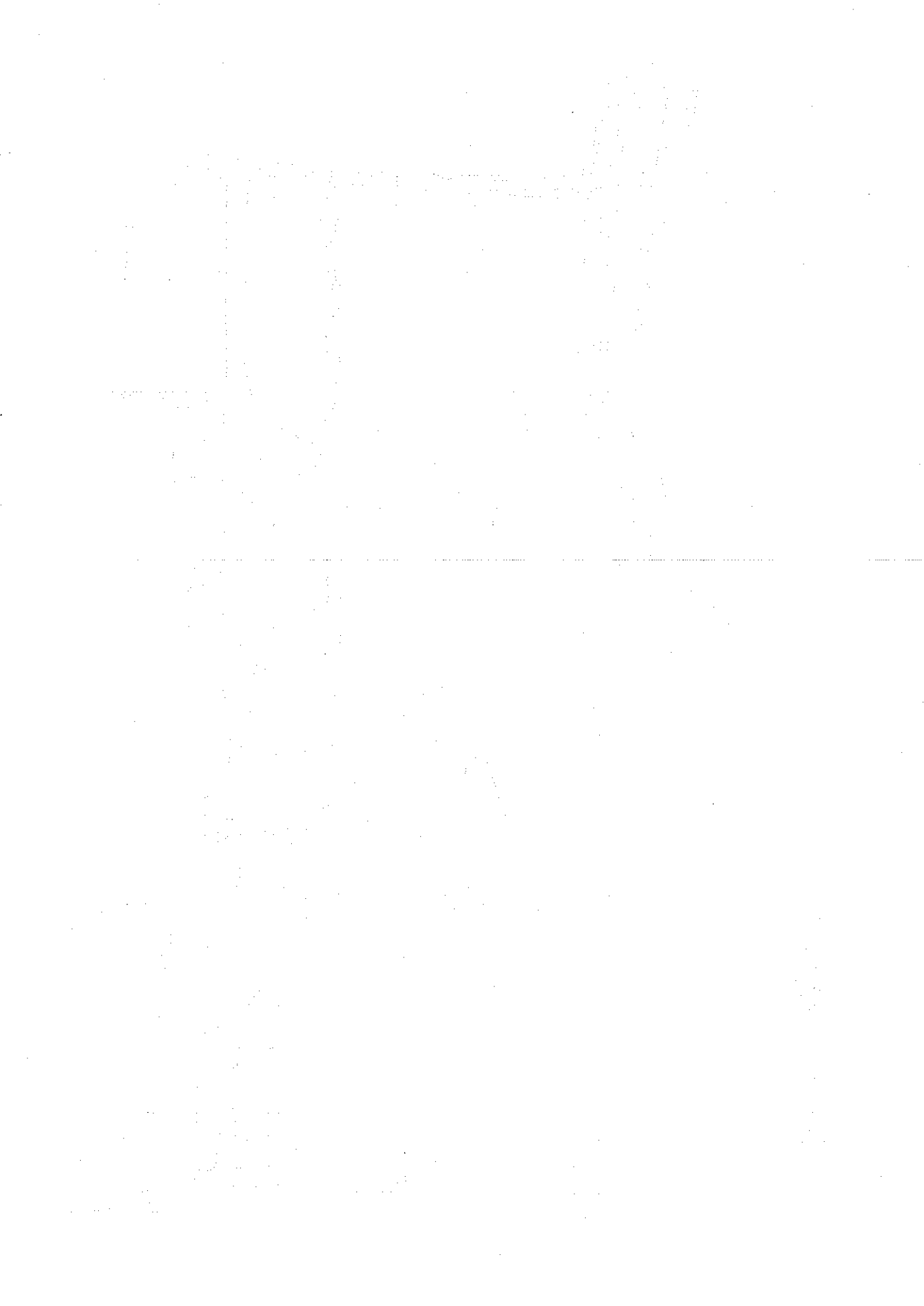
第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村がその路線を認定したものをいう。

2 市町村町が前項の規定により路線を認定する場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

小田北内市道認定図





議案第31号

市道の路線認定について

道路法第8条の規定により、市道の路線を次のように認定する。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤木秀夫

路線名	延長 ^m	幅員 ^m	起	点	終	点	経	過	地
緑ヶ丘1号線	1487.76	12.00	府道三林岡山線		緑ヶ丘25番地	の3先			
緑ヶ丘2号線	502.44	12.00	府道父鬼和気線		緑ヶ丘13番地	の9先			
緑ヶ丘3号線	849.54	6.20	緑ヶ丘10番地	の1先	緑ヶ丘71番地	の14先			
緑ヶ丘4号線	594.11	6.20	緑ヶ丘51番地	の14先	緑ヶ丘30番地	の1先			
緑ヶ丘5号線	425.40	6.20	緑ヶ丘52番地	の2先	緑ヶ丘38番地	の1先			
緑ヶ丘6号線	254.79	6.20	緑ヶ丘29番地	の11先	緑ヶ丘32番地	の8先			
緑ヶ丘7号線	268.40	6.20	緑ヶ丘12番地	の3先	緑ヶ丘57番地	の1先			

路線名	延長	幅員	起	点	終	通過地
緑ヶ丘8号線	274.80 ^m	6.20	緑ヶ丘31番地の8先	緑ヶ丘76番地の1先		
緑ヶ丘9号線	411.87	6.20	緑ヶ丘77番地の10先	緑ヶ丘30番地の8先		
緑ヶ丘10号線	771.35	6.20	緑ヶ丘15番地の7先	緑ヶ丘82番地の5先		緑ヶ丘14番地1、緑ヶ丘15号線
緑ヶ丘11号線	233.90	6.20	緑ヶ丘35番地の8先	緑ヶ丘81番地の1先		緑ヶ丘8号線、緑ヶ丘4号線
緑ヶ丘12号線	226.33	6.20	緑ヶ丘36番地の8先	緑ヶ丘81番地の4先		緑ヶ丘8号線
緑ヶ丘13号線	212.16	6.20	緑ヶ丘38番地の7先	緑ヶ丘61番地の14先		
緑ヶ丘14号線	485.64	6.20	緑ヶ丘40番地の5先	緑ヶ丘87番地の8先		
緑ヶ丘15号線	212.79	6.20	緑ヶ丘46番地の1先	緑ヶ丘66番地の1先		
緑ヶ丘16号線	226.87	6.20	緑ヶ丘44番地の7先	緑ヶ丘26番地の10先		
緑ヶ丘17号線	196.07	6.20	緑ヶ丘45番地の7先	緑ヶ丘68番地の1先		
緑ヶ丘18号線	241.00	6.20	緑ヶ丘49番地の1先	緑ヶ丘87番地の14先		
緑ヶ丘19号線	196.00	6.20	緑ヶ丘47番地の8先	緑ヶ丘69番地の14先		
緑ヶ丘20号線	196.00	6.20	緑ヶ丘48番地の8先	緑ヶ丘70番地の14先		
緑ヶ丘21号線	229.50	6.20	緑ヶ丘49番地の7先	緑ヶ丘72番地の1先		
緑ヶ丘22号線	578.79	6.20	緑ヶ丘19番地の6先	緑ヶ丘72番地の16先		
緑ヶ丘23号線	255.56	6.20	緑ヶ丘88番地の1先	緑ヶ丘74番地の7先		
緑ヶ丘24号線	94.30 86.80	6.20 5.00	緑ヶ丘73番地の2先	緑ヶ丘53番地の13先		

路線名	延長	幅員	起	点	終	点	經過地
緑ヶ丘25号線	40.03m	6.20m	緑ヶ丘41番地の1先	緑ヶ丘41番地の1先	緑ヶ丘41番地の3先		
緑ヶ丘26号線	58.48	6.20	緑ヶ丘63番地の1先	緑ヶ丘63番地の1先	緑ヶ丘63番地の4先		
緑ヶ丘27号線	59.65	6.20	緑ヶ丘64番地の1先	緑ヶ丘64番地の1先	緑ヶ丘64番地の4先		
緑ヶ丘28号線	297.72	6.20	緑ヶ丘18番地の1先	緑ヶ丘18番地の1先	緑ヶ丘23番地の11先		
緑ヶ丘29号線	92.20 68.87	6.20 10.00	緑ヶ丘15番地の1先	緑ヶ丘15番地の1先	緑ヶ丘17番地の7先		
緑ヶ丘30号線	35.60 93.00	7.30 4.00	緑ヶ丘20番地の1先	緑ヶ丘20番地の1先	緑ヶ丘22番地の3先		
緑ヶ丘31号線	99.99	6.20	緑ヶ丘16番地の8先	緑ヶ丘16番地の8先	緑ヶ丘10番地の14先		
緑ヶ丘32号線	15.00	4.00	緑ヶ丘13番地の1先	緑ヶ丘13番地の1先	緑ヶ丘18番地の1先		
緑ヶ丘33号線	82.80	6.20	緑ヶ丘14番地の7先	緑ヶ丘14番地の7先	緑ヶ丘14番地の12先		
緑ヶ丘34号線	23.90	4.70	緑ヶ丘22番地の3先	緑ヶ丘22番地の3先	緑ヶ丘22番地の2先		
緑ヶ丘35号線	171.70	6.20	緑ヶ丘10番地の8先	緑ヶ丘10番地の8先	緑ヶ丘7番地の10先		
緑ヶ丘36号線	255.01	6.20	緑ヶ丘9番地の16先	緑ヶ丘9番地の16先	緑ヶ丘6番地の1先		

議案第 81 号参考資料

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

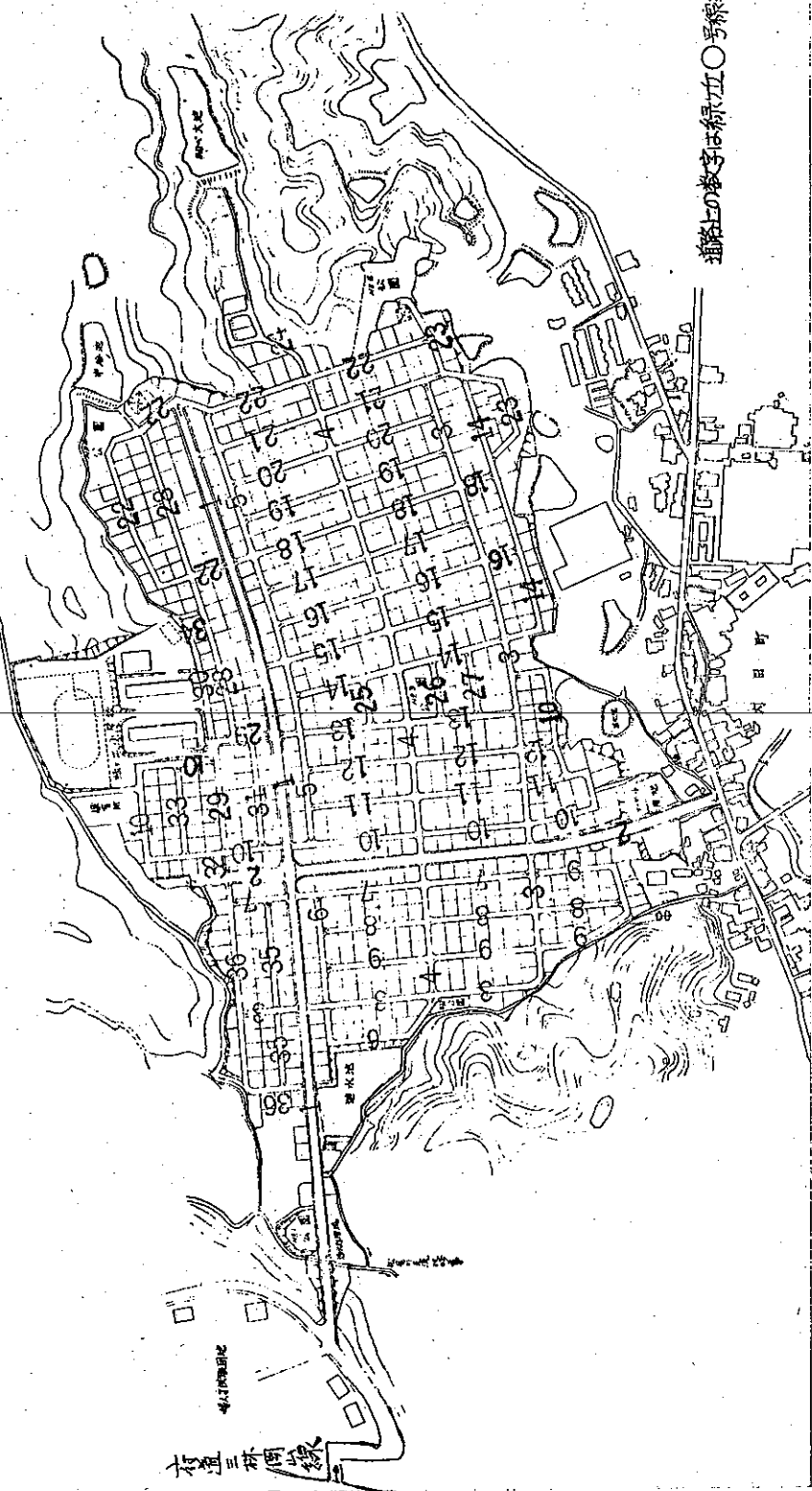
（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 8 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定する場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

8～5 略

緑ヶ丘市道認定図



道路上の数字は緑ヶ丘○号線を示す。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial reporting and auditing. The text outlines various methods and tools used to collect, store, and analyze data, ensuring that all information is readily accessible and verifiable.

2. The second section focuses on the role of technology in modern record management. It highlights how digital solutions, such as cloud storage and data analytics, have revolutionized the way organizations handle their records. These technologies not only improve efficiency but also enhance security and compliance with regulatory requirements. The document provides examples of successful implementations and discusses the challenges associated with adopting new technologies.

3. The third part of the document addresses the legal and ethical considerations surrounding record management. It discusses the importance of data privacy and the need to comply with various laws and regulations, such as the General Data Protection Regulation (GDPR). The text also touches upon the ethical implications of data collection and storage, emphasizing the need for transparency and informed consent from individuals whose data is being processed.

4. The final section of the document provides a summary of the key points discussed and offers recommendations for best practices in record management. It encourages organizations to regularly review and update their record management policies and procedures to stay current with the latest industry standards and technological advancements. The document concludes by reiterating the importance of maintaining accurate and secure records for the long-term success and integrity of any organization.

5. In addition to the main body of text, the document includes several appendices and references. Appendix A provides a detailed list of the tools and software used for record management, along with their features and benefits. Appendix B contains a glossary of key terms and definitions used throughout the document. The references section lists the sources of information used in the research, including books, articles, and industry reports.

6. The document is structured to be easy to read and understand, with clear headings and sub-headings. It uses a mix of text, bullet points, and tables to present information in a clear and concise manner. The language is professional and objective, suitable for a wide range of readers, from business professionals to students and researchers.

7. The document is a comprehensive resource for anyone interested in record management and data security. It provides a solid foundation of knowledge and offers practical advice and recommendations for implementing effective record management practices. The document is available for free download and is intended to be a valuable tool for organizations and individuals alike.

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（中塚白君） 議案第30号「市道の路線認定について」のご説明を申し上げます。

本件は、都市計画法第32条で公共施設の管理者、すなわち市と協議がなされ、このほど完了いたしましたので、同法第40条により市に帰属することとなりましたので、道路法第8条の規定により、小田牛神北1号線から7号線までの7号線、総延長4,69・8メートルを認定しようとするものであります。

続きまして、議案31号についてのご説明を申し上げます。

その前にお配りしてます、正表によりまして、路線の1号線の総延長843・78メートルにつきましては、1,487・76メートルにご訂正をお願い申し上げます。

この理由は、婦人子供服団地の中に所在する三林岡山線からの進入道路でございまして、これは財務局等の関係により追加するものでございます。

なお、これは旧宅地事業法の7条協議で昭和49年5月10日に完了いたしまして、同法第15条により市に帰属することになりましたので、道路法第8条の規定により認定しようとするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第30号、31号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第21「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第32号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

和泉市立伯太老人集会所

和泉市伯太町5丁目174番地

」を

和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町5丁目174番地
和泉市立横山老人集会所	和泉市仏並町307番地の3
和泉市立信太老人集会所	和泉市太町403番地の2

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人クラブ活動の促進並びに老人の健康の増進及び福祉の向上を図るため、今般横山地区及び信太地区に増設する老人集会所の名称及び位置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 82 号 参考資料

和泉市立老人集会所条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立南松尾老人集会所</td> <td>和泉市久井町1.1.77番地の1</td> </tr> <tr> <td>和泉市立伯太老人集会所</td> <td>和泉市伯太町5丁目174番地</td> </tr> <tr> <td>和泉市立横山老人集会所</td> <td>和泉市仏並町807番地の3</td> </tr> <tr> <td>和泉市立信太老人集会所</td> <td>和泉市太町408番地の2</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町1.1.77番地の1	和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町5丁目174番地	和泉市立横山老人集会所	和泉市仏並町807番地の3	和泉市立信太老人集会所	和泉市太町408番地の2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立南松尾老人集会所</td> <td>和泉市久井町1.1.77番地の1</td> </tr> <tr> <td>和泉市立伯太老人集会所</td> <td>和泉市伯太町5丁目174番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町1.1.77番地の1	和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町5丁目174番地
名 称	位 置																
和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町1.1.77番地の1																
和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町5丁目174番地																
和泉市立横山老人集会所	和泉市仏並町807番地の3																
和泉市立信太老人集会所	和泉市太町408番地の2																
名 称	位 置																
和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町1.1.77番地の1																
和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町5丁目174番地																

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（内田繁君） それではお許を得まして、ただいまご上程をいただきました議案第 32号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

まず、理由でございますが、老人福祉対策の一環といたしまして、老人クラブ活動の促進並びに老人の健康の増進を図っていくために、昨年度から老人クラブ常設集会所の整備を進めてまいったわけでございますが、今般、横山地区並びに信太地区に増設いたしましたので、その集会所の名称及び位置を定める必要が生じたので、ご提案申し上げる次第でございます。

内容につきましては、今般、2地域に老人集会所を新設するに伴いまして、名称及び位置の第2条の和泉市立伯太老人集会所の次に、新設の「和泉市立横山老人集会所、和泉市仏並町80-7番地の3」及び「和泉市立信太老人集会所、和泉市太町4-13番地の2」をそれぞれ設置させていただきたく存ずるわけでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただきたいと存じております。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容についてのご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 老人集会所の条例ですが、2点ほどお尋ねいたします。
第1点は、こういうふうに毎年2カ所ということですが、あと何カ所やれば完全にできるんか。校区編成の問題も含んでるのかということ、あとの計画を出していただきたい。

次は、ここに書いてある理由、老人の健康の増進及び福祉の向上ということで、具体的に健康増進のための施設設備、その他がどの程度に整ってるか。また、整えようとしておるのか。

以上、2点をお伺いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 市民部長（内田繁君） まず、第1点目の今後の計画でございますが、これは一校区に1カ所ずつ設置するというので、毎年、2カ所ずつ設置するように進めてまいりました。これで現在、4カ所設置することになりました。あと校区でいきますと旧校区13校区ですから、あと9カ所について年2カ所ずつという方針を持っております。

2点目の老人の健康増進ということでの具体的な道具等は設備しておりませんが、それらを逐次設備をしていきたいということできております。現在時点では、レクリエーション的な、あるいは憩いの場という形で持つてゐるわけなんでございます。将来に向けてそういう健康増進

のための諸設備も持っていきたい、かように考えております。

- 18番(直村静二君) 第1点の4カ所設置して、あと9カ所、5年かかるというが、それを年に3カ所ずつに引き上げていくとか考えないといかないのではないか。これはもっともっと計画していただくということで追及したい。

なお、老人の健康増進のための設備等に具体的に入っていきますと、最終の7年目になる地域の老人の方々は非常に困りますので、抜本的に考えてほしいことを要望して、終わります。

- 議長(池辺秀夫君) 他に。
- 9番(出原武司君) ほかの地区の事情はよく存じておりませんが、この横山の老人集会所においては、非常にいろんな若い男女の催しもありますので、管理者を設けてはどうかと思うわけですが、その措置がなされていないように聞いておりますので、管理者を設ける意思ありや否やということをまず最初にお聞きしておきます。

- 議長(池辺秀夫君) 答弁。

- 市民部長(内田繁君) お答えいたします。

現時点では、そのような考えは持っておりません。これは老人クラブの方に維持管理を委託する予定で現在やっております。

- 9番(出原武司君) 老人クラブに委託するとなれば、そこに入られる管理者となるべき人は市の職員となるのかどうか、再度、お尋ねいたします。
- 市民部長(内田繁君) 全部老人クラブに委託しますので、老人クラブの方で維持管理をしてもらうということでございます。
- 9番(出原武司君) 老人クラブで維持管理を行うとすれば、そのための費用弁償は別に考える方針ですか。
- 市民部長(内田繁君) それはすでに維持管理費としてお渡ししておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第32号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) 日程第22「和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 33 号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 50 年 6 月 16 日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例(昭和 49 年和泉市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市街化区域をいう。)内」の次に「及び市街化調整区域(同法第 43 条第 1 項第 6 号に規定する市街化調整区域をいう。)内」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

都市計画法の一部改正により、一定の要件を具備すれば市街化調整区域内においても宅地開発が可能になったことに伴い、宅地開発事業者に対し、当該宅地開発に関する市長との協議の適用範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例は、和泉市の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域をいう。）内及び市街化調整区域（同法第43条第1項第6号に規定する市街化調整区域をいう。）内において、居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべき人数が10人以上である宅地開発事業で、次の各号の一に該当するものに適用する。</p> <p>(1) 開発区域の面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 同一の者又は同一の者と認められる者により既に開発の申請がされたものに連接して当該申請の日から2年以内に新規に開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積の合計が500平方メートル以上となるもの。</p> <p>(3) 開発区域の面積が500平方メートルに満たないものうち、当該開発により良好な生活環境を確保するため、関連公共施設等を整備する必要が生ずると市長が認めるもの。</p> <p>(4) 地上高が10メートル以上の建築物を建築するもの</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例は、和泉市の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域をいう。）内において、居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべき人数が10人以上である宅地開発事業で、次の各号の一に該当するものに適用する。</p> <p>(1) 開発区域の面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 同一の者又は同一の者と認められる者により既に開発の申請がされたものに連接して当該申請の日から2年以内に新規の開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積の合計が500平方メートル以上となるもの。</p> <p>(3) 開発区域の面積が500平方メートルに満たないものうち、当該開発により良好な生活環境を確保するため、関連公共施設等を整備する必要が生ずると市長が認めるもの</p> <p>(4) 地上高が10メートル以上の建築物を建築するもの</p>

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚白君） それでは、議案第38号の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本年4月1日をもって都市計画法の一部が改正されました。市街化区域に近接する市街化調整区域内においても、一定の要件を具備すれば宅地開発が可能となりましたので、開発者との事前協議の適用範囲を拡大する必要が生じたので、本条例を改正しようとするものでございます。

すなわち、第2条中「市街化区域をいう）内」の次に「及び市街化調整区域（同法第43条第1項第6号に規定する市街化調整区域をいう。）内」を加えるものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） この条例の適用されない区域はどういうところになるのか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 開発課長（前田守正君） この条例によって適用されない区域と申しますのは、従来の市街化調整区域でございます。
- 17番（山田清二君） ということは、和泉市全市が適用されるということですか。
- 開発課長（前田守正君） 現在、都市計画決定されております市街化調整区域は、原則的には建物は建てられないことになっております。ところが…。
- 17番（山田清二君） いまの市街化調整区域、それ以外のところの区域はどこになるんかということですか。
- 開発課長（前田守正君） 現在の市街化調整区域には建てられないのですが、いわゆる43条の1項によりまして、建築の適用除外というわけで一部分建てられるということですか。
- 17番（山田清二君） 私が聞いているのは、市街化区域と市街化調整区域が適用されるわけでしょう。この条例が適用されない区域はどこに残るのかということですか。
- 建設部長（中塚白君） 全体のご説明を申し上げますと、現在、和泉市全域が都市計画区域でございます。その中で市街化区域と、調整区域に二分されております。現在、事前協議の対象になる区域は、市街化区域のみでございます。ところが過日、都市計画法の一部が改正されて、調整区域の中でいろいろまだ具体的に適用範囲のはっきりしたものが明示はされておられません。少なくとも、250メートル以内の範囲内において、市街化区域へ近接する調整区域については、その条件が具備されれば宅地開発を認めましょうということに改正されました。だから、調整区域の中で当然、この事前協議の対象になるものができるであろう、それで

調整区域を加えるということでございます。

○ 17番(山田清二君) ということは、和泉市全域ということですか。こんなむずかしいことをしなくても、市街化区域と市街化調整区域以外はないのですから、今度は調整区域が入るわけでしょう。適用されるわけでしょう、今まで適用されなかったところがね。そうなれば、こんな何条何項というむずかしいことを言わずに、和泉市内において、と直した方がいいのと違うかということです。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 18番(直村静二君) われわれも専門と違うのですが、趣旨には賛成なんです。宅地の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例なんですから、具体的な例を出してご答弁願いたいんです。つまり、市街化調整区域にも範囲を広げていく、調整区域内でどの程度のものができていくか、例を挙げて説明してください。そうしないと納得いかない。あとでどんな問題が起こるかわかりませんのでね。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 開発課長(前田守正君) 先ほど言われております一部区域の問題ですけど、一定の条件が具備されれば、ということですが、その条の1つは、たとえば市街化区域に隣接、近接するという条件があります。それは市街化区域線から250メートル以内というところが、調整区域で今後、一部建設ができるという区域になつるわけです。これは大阪府がその適用範囲について、要綱の中で定めていったものでございます。

そして、その他に、しからは250メートル以内であればいいのかとなりますと、その次の条件といたしまして、日常生活圏を形成していることという1つの社会的条件があります。そうすると、現在の調整区域の日常生活圏がそれに隣接しているかどうかということが1つあり、それと、学区が同一校区に定められておるかどうか。また、50軒以上の住宅がそれらに隣接して張り付けられてるかというようないろんな条件がありまして、それらの1つ1つが完備された時点でその地域に建設が可能となってくるわけです。

それでは、なぜ指導要綱にそれを取り入れたかと言いますと、市街化区域の適用と指導要綱が限られておりました。片や都市計画では、そういった要件が具備されれば何でも建設がされていくんだ。たとえばマンションも建っていくんだとなると、原則的に建てられないところが適用除外の範囲によって建てられることになり、指導要綱がかけられないという1つのアンバランスができますので、今回の都市計画法の改正に伴って、指導要綱の適用範囲の一部を、48条1項に基づいてその範囲まで拡大したものでございます。

以上でございます。

○ 18番(直村静二君) 例を挙げて説明してほしいと言ったのですが、もう一つ確認して答えてほしいのは、5年ごとに市街化区域調整区域の線引きの変更ができるんだということがあ
るが、50年度で線引きが決まってるんかどうか、その中でこれが決まってるんかどうか、そ
の関連性について。

○ 建設部長(中塚白君) それでは、線引きの問題がからんできましたので、私からご説明申
し上げます。

確かに、この線引きがなされた時点から5年をめぐりに一部修正をいたしますということで出
発したわけでございますけれども、一般の住民の声からいくと、調整区域ではかなり制約が加
わっておりますので、単純に考えて市街化区域を広げてくれという要望が強くなります。ご承
知のように、やはり良好な生活環境を保持していくためには、調整区域を市街化区域にする場
合、それだけの公共投資をしなければならぬ。市の財政的な問題から考えるなら、市街化区
域はできるだけ少ない方がいいのですが、財政状況等も勘案した場合、可能な範囲にとどめる
のが実態でございますけれども、現実的にはそうもいかないということで、現在の線引きは、
既成集落、市街地の形成状況を勘案してなされましたが、これを修正するとなると市街化区域
にしてくれという要望が非常に強く、それをどう調整するか、大阪府も一つの試案が出されて
るわけでございますが、あくまでも、市街化区域は現状のまま置いとくべきだ、ただ、緑ヶ丘
地区は市街化区域に入れるべきだ。青葉台ははずすべきだという物差しが出されておりますけ
れども、周辺住民の声もある程度聞き入れなければならないし、その辺の調整は終わってござ
いませぬ。この線引きのある程度の手直しとなると、非常にいろんな問題が生じてまいりませ
ぬが、まだ各市ともなかなかその辺までの手が入りかねるという実態でございます。

しからば、いまの線引きが妥当かどうか、まだいろいろ問題もございませぬ。そういう関係上、
この線引き修正については、一応、50年度をめぐりにするということですが、現状はどの辺に
物差しを持っていくかがむずかしく、現在、まだその修正は、私の方も試案がまとまってお
りませぬ。少なくとも、事務当局においてのある程度の試案は出されておりますが、これは関
係住民に非常に大きな影響をもたらしますので、その辺はさらに十分な検討をしなければなら
ないということで現在、検討中でございます。

○ 18番(直村静二君) それで確認しておきたいのは、まだ試案はない、しかし、50年度
に一応、線引きの期限がきてる、また、住民の声があったら検討するというところで、50年度
何月になるが知りませんが、線引きとなると、この関係がぐんと変わりますわな。市街化区域
が奥へ入っていく250メートルが奥へ付いていくということで関連性がある。線引きの段階
で改めて検討するために、議員総会なり、開発関係へ資料を出してもらって検討させていただき。

こういう要望もしておきます。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 16番（横田憲治郎君） 2・8点お伺いいたします。

2,50メートル以内ということですが、現実的なお尋ね方をしたいと思うんですが、要するに、2,50メートル以内に宅地を目的とした、現況の農地のようなもの、宅地以外のものを求めた場合、これは43条ですか、一部改正によって、可能な農業従事者でなくても、市街化区域と同じような扱いで自分の所有するものとして登記ができるのか、農地法の関係がどうなるのか、それが第1点。

それと、この適用範囲のところ、「500平方メートル以上のもの」という規定と、3番目の「500平方メートルに満たないもののうち、当該開発により良好な生活環境を確保するため、関連公共施設等を整備する必要が生ずると市長が認めるもの」とありますが、必要と市長が認めたら建築は可納だと解釈して 当なのかどうか。

もう1点、具体的に議案がありますので、いま私も勉強してるんですが、現在の調整区域の2,50メートルまでの範囲が含まれるところに建物を求めた場合、これは保存登記等で仮登記等でできますけれども、いわゆる農業専従者でなかったら、調整区域ですので農地法、にかかわらず、したがって登記ができない。自分の法的な財産の取得ができませんという問題点があるわけですが、今回の43条第1項第6号の改正によってそれらはどのように評価できるのか。その辺についても、まだ具体的な事務局としての案ができてないという、できてないとするならば、大阪府との協議でできるのか、あるいは基本は基本としながらも、市単独で具体化はできるのか、その辺も合わせてお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 開発課長（前田守正君） 第1点の農地法との関係で農従専従者以外の場合、本年6月までの届け出で認可を取ってあるものはそれでいいのですが、今度の場合非常にいろんなケースが考えられると思います。一例を申し上げますと、現在農地であって、そして農業委員会の転用を受けてないものについては、現況からしてだめだということははっきりわかるわけです。転用を受けておいて、そして、農地の現況のままであるという場合につきましては、造成がされておらないということは、土を入れて造成をするということは、開発行為にかかってくるというたてまえがありまして、それに伴うものについては、今回は対象外、だから、地目では宅地現況も宅地に供しておる。そして保全もされておるといって適用されていくということですよ。

第3点目の問題と関係しますが、実際にわれわれも2回ないし3回の説明会がなされておる

わけなんです、具体例が出てないのではっきり申し上げられない面もありますが、そういった扱いについては、府と協議しながら現況を判断していくことになるわけです。先ほど言った諸条件が具備された中で、地目上あるいは権利上の問題がどう扱われるかということが問題になってきますので、それらについては、ケースバイケースという形も出てくるんじゃないかと思うわけなんです。府の方でも、われわれも非常に1・2点、疑問とするところがあるわけなんです、これは先ほど申し上げましたように、協議、審議をしていかなければならない問題が出てくると思います。

それから、2点目の公共施設等の整備の必要を市長が認めるもので、500平方メートル以下についても認めた場合につきましては、整備をしていくということでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 確認だけにしておきます。

1点と3点含めて答弁していただいたのですが、まだ、4月に出たところで、具体的に実施段階に至る細部についてはこれからの協議事項ということも踏まえていきますが、それでは、現況さえ造成されておれば、地目が田であっても山林であっても、現況が宅地として造成され、付近の環境が良好な生活環境を満たしておるならば、農業専従者でない普通の方であったとしても、そこに居宅の用地を求めることができ、法的な権利を確保できると解釈してよいかどうか

○ 開発課長（前田守正君） 農業専従者という形だけには限っておりません。だから、一般の方につきましても、先ほどから申し上げておりますように、未造成、造成ということは諸条件が完備された中で起こる問題ですので、第1点では、いわゆる農地が転用されておるといことは公法上では第1条件です。農地が転用されておらうが、おろうまいが、現地が造成されていればよいということではなく、その前段で農地の転用がされてなければならぬ、そして、現況も未造成ではだめだということです。だから、農地の転用がされておらず農地のままではだめ、転用されておって、そして現況も造成されておらなければだめだということです。

○ 16番（横田憲治郎君） これはこっちも不勉強ですが、この都市計画法の一部改正の趣旨からいけば、いまの課長のしてくれたこととは方向性がはずれていくと思う。まだ未調整でこれから協議事項としていくことの中であるのかどうか。現実、いま課長のおっしゃるとおりなのかどうか。それであるならば、この一部改正の趣旨にもとる方向へ運用されるんじゃないかと思うんですよ。

○ 開発課長（前田守正君） 調整協議事項ということが重点的に考えられてしまった私の説明の不十分さがあつたらうと思うんですけど、非常に実際面と公法上、課税台帳面もあり、そういった1つ1つが都計法上では宅地であり、そして、現地では宅地でないというような形、また、逆の形もあります。それによっていわゆる造成がされる。されないという問題も関連し

てきますので、協議というのは、府の方でそれらも合わせた実際例の取り扱いについての考え方になってくるだろうと思うんです。

それと、非常に1つ1つのケースが多分にありますので、私も物件について当たったことがないので、非常に当を得ない説明になろうかと思っておりますので、横田議員さんのおっしゃる問題につきましてはいろいろなケースがございますので、資料をお見せしながら後日、十二分に図面をもってご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 16番(横田憲治郎) 最後に、いわゆる宅地開発を要易ならしめる方向、可能ならしめる方向で今後の都市計画法43条第1項第6号の改正がされたという趣旨で基本的にとらえて聞いておりますので、課長がおっしゃったように勉強させていただくとして、結論的にこの窓口あるいは表現が当たらんかもしれませんが、決済というか、結論は府なのか、市なのか。私はもちろん現場である市だと思っておりますが、お答え願いたい。

それと、3番目の問題で聞きたいのは、現況はすでに造成されて住宅が建つとる。250メートルの範囲内で良好な生活環境、先ほど2、3項目言われたが、そういうものも一応は具備されておる。そこに家を求めたけれども、土地が法的に自分の権利にはならない、そういう該当者が現実にあるわけです。今度の43条の改正によって、そういう人たちはどう措置されるのか。すでに生活環境が維持されている中であれば、追認の形で法的な権利を得ることができるのかどうか、端的に返事してください。

○ 開発課長(前田守正君) 第1点目は、窓口は市になっておりますが、府の方です。府の方で前もってこれが具備されてるかどうかを検討していただいて市の方へくるということです。

2点目につきましては、地域的にこの間、ちょっとお聞きしてる分だと思っておりますが、そこはすべて完備されてるように思えます。しかし、権利の問題については、その取得ができるか、できないかということはちょっとよくわからないのですが…。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 9番(出原武司君) いろいろこの問題については、他の議員さんから質問されましたので、大体はお聞きしたのですが、最後に建設部長にお尋ね申し上げますが、この件については、改めて都計審を開く意思ありや否やだけ聞いておきましょう。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 建設部長(中塚白君) 本件は、都市計画法の一部改正でここに出されておりました、議案の趣旨から申し上げますと、私の方で事前協議の一部改正でございますので、改めて都市計画審議会を開く意思は持ってございません。持つ必要はないと存じております。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案でおり可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第 33 号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長(池辺秀夫君)

ここで暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 10 分休憩)

(午後 3 時 26 分再開)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 23「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 34 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 50 月 6 月 16 日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市保育所設置条例(昭和 48 年和泉市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

和泉市立鶴山台保育園	和泉市鶴山台二丁目 2 番 6 号
------------	-------------------

」を

和泉市立鶴山台第一保育園	和泉市鶴山台二丁目 2 番 6 号
和泉市立鶴山台第二保育園	和泉市鶴山台三丁目 2 番 1 号

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、和泉市立鶴山台第二保育園の項を加える改正規定は、昭和50年9月1日から施行する。

理 由

最近の保育所入所希望者の増加にかんがみ、これら要措置児童対策として鶴山台に新設する保育所の名称及び位置を定めるとともに、一部既設保育所の名称を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市保育所設置条例の一部改正（案）新旧対照表

新			旧		
名	称	位 置	名	称	位 置
和泉市立	芦部保育園	和泉市芦部町 2 1 2 番地	和泉市立	芦部保育園	和泉市芦部町 2 1 2 番地
和泉市立	北池田保育園	和泉市池田下町 1 7 6 5 番地の 1	和泉市立	北池田保育園	和泉市池田下町 1 7 6 5 番地の 1
和泉市立	南池田第 1 保育園	和泉市和田町 3 8 番地の 4	和泉市立	南池田第 1 保育園	和泉市和田町 3 8 番地の 4
和泉市立	南池田第 2 保育園	和泉市黒石町 5 9 番地の 1	和泉市立	南池田第 2 保育園	和泉市黒石町 5 9 番地の 1
和泉市立	横山第 1 保育園	和泉市福瀬町 1 8 8 番地	和泉市立	横山第 1 保育園	和泉市福瀬町 1 8 8 番地
和泉市立	横山第 2 保育園	和泉市仏並町 1 7 8 9 番地	和泉市立	横山第 2 保育園	和泉市仏並町 1 7 8 9 番地
和泉市立	南横山保育園	和泉市父鬼町 1 5 0 9 番地	和泉市立	南横山保育園	和泉市父鬼町 1 5 0 9 番地
和泉市立	南松尾保育園	和泉市久井町 5 0 0 番地の 1	和泉市立	南松尾保育園	和泉市久井町 5 0 0 番地
和泉市立	北松尾保育園	和泉市唐国町 8 2 7 番地	和泉市立	北松尾保育園	和泉市唐国町 8 2 7 番地

新	旧
和泉市立 幸保育園	和泉市伯太町5丁目24番11号
和泉市立 信太第1保育園	和泉市王子町986番地の1
和泉市立 信太第2保育園	和泉市王子町409番地
和泉市立 和泉保育園	和泉市伯太町2丁目5番16号
和泉市立 国府第1保育園	和泉市井ノ口町6番42号
和泉市立 国府第2保育園	和泉市府中町5丁目6番33号
和泉市立 ひまわり保育園	和泉市幸町102番地
和泉市立 鶴山台第1保育園	和泉市鶴山台2丁目2番6号
和泉市立 鶴山台第2保育園	和泉市縁ヶ丘21番地の2
和泉市立 縁ヶ丘保育園	和泉市旭町172番地の2
和泉市立 あさひ保育園	和泉市旭町172番地の2

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（内田繁君） お許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第84号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

まず、理由でございますが、最近の保育所の入所希望者の増加にかんがみまして、これら保育児童の対策といたしまして今般、鶴山台地区に1保育所を新設いたしておるわけでございますが、その名称及び位置を定めるとともに、これに伴いまして、一部既設保育所の名称を変更する必要が生じたので、ご提案させていただいたわけでございます。内容といたしましては、従来の「鶴山台保育園」を「鶴山台第1保育園」に、その次に新設の保育園を「鶴山台第2保育園」と和泉市鶴山台8丁目2番1号に設置させていただきたく存じます。

なお、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行させていただきたいと存じます。ただし、和泉市立鶴山台第2保育園の規定につきましては、9月1日から施行させていただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容のご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 9番（出原武司君） この保育園が開園されると、本年4月に入園がカットされた措置児が入所できるような措置を構えられると存じますけれども、それはすでに申し込まれた措置児でカットされたものを優先するのかどうか、この際、お聞きしておきたいと存じます。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 市民部長（内田繁君） まことに申しわけないのですが、これは優先するということをやっておりますので、これの開所に当たりましては、現在の予定といたしまして、この7月末あたりから説明会を持ち、8月の初旬に新たにこれの申請を受け付けというようにいたしたいと思っております。当初4月時点では、そういうことで鶴山台地区の方々にはご説明申し上げたわけでございますので、改めて申請をしていただかなければいけないようにしておりますので、よろしくご了解賜りたいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第84号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 24 「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 35 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 50 年 6 月 16 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年和泉市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「2,900 円」を「3,800 円」に、「3,800 円」を「6,500 円」に改め、同条第 3 項中「116 円」を「166 円」に、「該当する者については 1 人につき 13 円（18 歳未満の子のうち 2 人までについては、それぞれ 33 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については、8.8 円）とする。）」を「該当する者のうち、2 人までについてはそれぞれ 5.0 円（非常勤消防団員等に第 1 号に掲げる者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 11.6 円）、その他の者については 1 人につき 13 円」に改める。

第 18 条中「9 万円」を「12 万 5 千円」に改める。

附則第 4 条第 7 項中「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 50 年和泉市条例第 9 号）」を「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 50 年和泉市条例第 号）」に改める。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	5,600 円	6,050 円	6,500 円
分 団 長 及 び 副 分 団 長	4,700	5,150	5,600
班 長 及 び 隊 員	3,800	4,250	4,700

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項、第18条、附則第4条第7項及び第6条、別表第1並びに和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和50年和泉市条例第9号）附則第4項の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償について適用し、適用日前の期間に係る休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和50年和泉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新条例」を「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 年和泉市条例第 号による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例）」に改める。

- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給の事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

昭和50年政令第139号により非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本市においてもその基準に従い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、その補償支給額を引上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷</p>

新	旧
<p>若しくは疾病により死亡し、若しくは瘵疾となった場合にあっては、 3,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の 日額に比して著しく公正を欠くときは、6,500円を起えない範囲 内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事 者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の 原因である事故が発生した日、又は診断によって死亡の原因である 疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定し た日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の 扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常消防団 員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者に ついては166円を、第2号から第5号までの一に該当する者のう ち、2人までについてはそれぞれ50円（非常勤消防団員等に第1 号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については</p>	<p>若しくは疾病により死亡し、若しくは瘵疾となった場合にあっては、 3,900円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日 額に比して著しく公正を欠くときは、3,800円を起えない範囲内 においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員等は消防作業従事者 等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因 である事故が発生した日、又は、診断によって死亡の原因である疾病 の発生が確定した日若しくは、診断によって疾病の発生が確定した日 において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を 受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等に ついては、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については 116円を、第2号から第5号までの一に該当する者については1人 につき13円（18歳未満の子のうち2人までについては、それぞれ 33円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合にあって は、そのうち1人については88円とする。）をそれぞれ加算して得 た額をもって補償基礎額とする。</p>

新	旧
<p>116円)、その者については1人につき18円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)-(5) 略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に對して、12,万5千円に補償基礎額の3.0倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 前払一時金は、和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(昭和 年和泉市条例第 号)による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(則第6条において「新条例」という。の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。</p>	<p>(1) (5) 略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に對して、9万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 前払一時金は、和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(昭和50年和泉市条例第9号)による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(附則第6条において「新条例」という。)の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。</p>
<p>116円)、その者については1人につき18円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)-(5) 略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に對して、12,万5千円に補償基礎額の3.0倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 前払一時金は、和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(昭和 年和泉市条例第 号)による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(則第6条において「新条例」という。の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。</p>	<p>(1) (5) 略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に對して、9万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 前払一時金は、和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(昭和50年和泉市条例第9号)による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(附則第6条において「新条例」という。)の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。</p>

新		旧	
別表第1 補償基礎額表 (第5条関係)		別表第1 補償基礎額表 (第5条関係)	
階	級	勤 務 年 数	
		10年未満	10年以上 20年未満
団長及び副団長	円	5,600	6,050
		円	円
分団長及び副分団長	円	4,700	5,150
班長及び団員	円	3,800	4,250
備考 略		備考 略	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 消防長（和田増義君） お許しを得まして、消防長よりただいまご上程をいただきました議案第 35 号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、その提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

消防団員等の公務災害補償につきましては、消防組法第 15 条の 7 によりまして、政令の定める基準に従い条例で定めるよう規定されてるところでございますが、本年 4 月 30 日、政令 139 号によりまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして、本市におきましてもこの基準に伴いまして、消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、その補償支給額を引き上げようとするものでございます。

内容につきましては、第 5 条に規定してございます補償の基礎額を引き上げでございまして、第 2 項に、一般人のご協力をいただいた方が災害を受けられたときに適用する基礎額が、従来の「2,900 円」を「3,800 円」に引き上げ、なお、この 2,900 円でも公正を欠くという場合に 3,800 円まで引き上げとなっておりますのを、「6,500 円」に引き上げることにしたわけでございます。

なお関連して、別表の消防団員の基礎額につきましては、現在は最低「2,900 円」とございますのを「3,800 円」に引き上げ、最高「3,800 円」でございましたのを「6,500 円」に引き上げようとするものでございます。

なお、いま申し上げましたのは本人に適用するものでございまして、第 5 条第 3 項に扶養親族等に対する加算額がございまして、現行では、配偶者につきましては「116 円」を「160 円」に引き上げ、また、18 歳未満の子供がある場合には、子供 2 人までは 1 人について「33 円」としておりましたが、この子供だけでなく、その他の者も含めて 2 人までとして枠を広げ、さらに、その額をアップして「50 円」に引き上げようとするものでございます。

なおまた、配偶者がいない場合は、子供 1 人について「83 円」とございましたのを「116 円」は引き上げるものでございます。

それからもう 1 つの改正点は、第 18 条に規定してございます葬祭補償でございまして、現行規定では、基礎額の 30 倍プラス 9 万円ということでしたが、非常に低いということから、基礎額の 30 倍にプラス 1,2 万 5 千円に引き上げようとするものでございます。

その他若干の経過規定を改正しようとするものでございますが、本条例は、本年 4 月 1 日以後発生した公務災害に適用したいとするものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議くださいます、原案どおりご可決をお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件についてご質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第35号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第25「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例政定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第36号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数				
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	50,000円	80,000円	120,000円	160,000円	200,000円
副 団 長	45,000	70,000	100,000	140,000	180,000
分 団 長 及 び 副 分 団 長	40,000	60,000	90,000	120,000	160,000
班 長	35,000	55,000	80,000	110,000	150,000
団 員	30,000	50,000	75,000	100,000	140,000

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に附する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和50年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和50年4月1日からの条例の施行の日の前日までの間に、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づき退職報償金は、新条例に基づき退職報償金の内払とみなす。

理 由

昭和50年政令第140号により消防団員等公務災害補償等共済金法施行令の一部が改正されたことに伴い、本市においてもそ

の改正の趣旨に従い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を引上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第36号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧		
別表 退職報償金支給額表		別表 退職報償金支給額表		
階 級	勤 務 年 数			
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
団 長	50,000円	80,000円	120,000円	160,000円
副 団 長	45,000	70,000	100,000	140,000
分団長及び 副分団長	40,000	60,000	90,000	120,000
班 長	35,000	55,000	80,000	110,000
団 員	30,000	50,000	75,000	100,000
				30年以上 200,000円
				30年以上 100,000
				30年以上 95,000
				30年以上 90,000
				30年以上 85,000
				30年以上 80,000

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 消防長（和田増義君） 引き続きまして、ただいまご上程をいただきました議案第36号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員等が長年ご苦労いただき、退職時に報償金を支給する規定でございますけれども、これの根拠は、消防組法第15条の8に規定されておりますがそれによりまして条例を制定しております。この支給額の決定につきまして、本年の政令第140号によりまして、消防団員等公務災害補償等共済法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、本市におきましてもその改正の趣旨に従い、消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を引き上げるためご提案申し上げますのでございます。

内容につきましては、退職報償金の区分が、現行では25区分にして決めておるものがございますが、最低の「2万円」を「3万円」にし、最高の「10万円」を「20万円」にいずれもアップしたいという内容でございます。

本件も、本年の4月1日にさかのぼって適用したいと思っておりますので、よろしくご審議くださりまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第36号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第26「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法（昭和24年法律

第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和50年6月16日提出

和泉市長 藤木 秀夫

氏名	生年月日	住所	職業
森下 堯夫	大正 8年11月8日	和泉市幸町182	婦人装身具製造業
友谷 重子	大正 2年3月6日	和泉市唐国町676	無職

諮問第 1 号参考資料

(Ⅰ) 人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下略)

(Ⅱ) 退任者

氏名	退任事由及びその年月日	備考
吉田 秋広	昭和49年12月27日死亡	
久保 清二	昭和50年4月8日死亡	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（藤木秀夫君） ただいまご上程いただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて」、提案の理由をご説明申し上げます。

これまで人権擁護委員としてご尽力賜ってまいりました吉田秋広氏が昨年12月27日に、また、久保清二氏が本年4月8日に逝去され、それに伴います後任の委員候補者として幸町の森下堯夫氏、（大正3年11月3日生）と、唐国町の友谷重子氏（大正2年3月6日生）の両氏をご推せんするものでございます。

森下堯夫氏は、婦人装身具製造業を経営され、その傍ら、これまで旧八坂町町会議員として1期半、また、町内会副会長、地区防犯委員副委員長などを歴任され、現在、本市商工会の理事を勤められております。

一方、友谷重子氏は、現在、家事に携わっておられますが、これまで泉北郡横山家政女学校の助教諭、また、北松尾村立中学校教諭として教壇に立たれ、退職後は家庭の仕事の傍ら、婦人会活動にも参画され、北松尾婦人会の書記、昭和45年度には地区会長など役員として活躍され、このほか、防犯委員も歴任され地域発展に尽くされました。

このように両人とも人格識見が豊かで、円満公正な方でございますので、人権擁護委員候補者として適任と存じますので推せん申し上げ、ここに議員皆様のご意見をお伺いする次第でございます。何とぞ満場一致で森下堯夫氏と友谷重子氏の両氏を人権擁護委員候補者として推せんすることについてご了解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件を原案どおり推せんすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、推せんすることに決めます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第27「泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第 2 号

泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について

泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の任期満了に伴い、墓地組合同規約第4条第2項の定めにより、第2選挙区和泉市肥子町および第3選挙区、和泉市池上町より各1名を選挙するものとする。

昭和50年6月16日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

第2選挙区

住 所 和泉市肥子町 1丁目 5番 14号
氏 名 西 口 宗 治 郎
生 年 月 日 明 治 3 9 年 8 月 1 0 日 生

第3選挙区

住 所 和泉市池上町 614番地
氏 名 橘 芳 雄
生 年 月 日 大 正 9 年 2 月 2 0 日 生

選挙第2号参考資料

泉大津市、和泉市墓地組合同規約抜粋

(昭和26年8月2日制定)

第4条 本組合議会議員の定数を25名とし、各選挙区の所属市議会に於てその選挙区内市住民中、市議会議員の被選挙権を有する者より選挙する。

2. 選挙区を分ちて次の3区とし、各区に於て選挙すべき議員の定数を次の通りとする。

第1選挙区 泉大津市(板原、助松、森、千原を除く。)23名

第2選挙区 和泉市肥子町 1名

第3選挙区 和泉市池上町 1名

3. 第1項の選挙については、地方自治法第118条の規定を準用する。

4. 組合議会議員の任期は4年とし、一般選挙日から起算する。

5. 本組合議会議員は、関係市の議会議員を兼ねることができる。

○ 議長（池辺秀夫君）

お諮りいたします。本件につきましては、去る10日の会派の代表者会議並びに11日の議会運営委員会の席上ご説明申し上げたとおりでありますので、はなはだ借越でございますが、私より指名推選させていただくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定させさせていただきます。

それでは、墓地組合議会議員に第2選挙区和泉市肥子町より西口宗治郎氏、第3選挙区同池上町より橋芳雄氏を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、泉大津市、和泉市墓地組合議会議員に肥子町の西口宗治郎氏、池上町の橋方雄氏が当選されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第28「「母性保障法」の立法化を要望する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議 1 号

「母性保障法」の立法化を要望する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和50年6月18日提出

和泉市議会議会

三井正光

田中包治

金沢勝

横田憲治郎

成田秀益

柳瀬美樹

出原武司

「母性保障法」の立法化を要請する決議

近年における婦人勤労者はすでに1,120万人をこえており、またその半数を既婚婦人が占めているところから、婦人の地位の向上及び雇用、保育関係等婦人問題全般に対する見直しが要求されているところであり、

特に、わが国における妊産婦の死亡率は著しく、その原因たるや妊娠中毒症や出血、子宮外妊娠等いずれも早期発見により治癒し得るものであり、加えて生後1週間内外の生児の死亡についても、すべてが妊娠中における母体の健康管理の完全を期すことにより防ぎ得るところから、母性及び乳幼児の健康の保持増進をはかり、保健指導、健康診査、医療等の健康管理及び栄養補給等生命にかかる重大かつ緊気の課題として、この人口問題の基礎をなす国民保健の向上に必要な措置が切望されているところであり、

行政は、究極的には住民福祉の向上を目的としますが、それも個々の住民がまず健康を享受するということが前提としていえるのであります。

それがため、憲法にいう「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」手段として社会福祉、社会保障及び公衆衛生の3つの柱が掲げられ、母性の保護についても労働基準法、母子保健法及び勤労婦人福祉法等によりその措置がなされているとはいえ、妊娠、出産、育児等わが国の婦人の現状をみるにつけ、その母子保健対策への貧困さを如実に示すかのようで、不安を覚えずにはおれません。

よって政府においては老人及び児童福祉と同様、この母性保障を位置づけ、健康で丈夫な子どもを生み育てられるよう、出産費及び健康相談、健康診査料等の無料化と母性教育指導の推進強化をはかるとともに、雇用・労働条件においてもすべての女性の母性を尊重し、これが保障されるよう関係現行法を整備改善してその強化、統合をはかり、さらに母性の福祉を増進するための新たな施策を講じ、総合的、体系的な母性保障を確立するための「母性保障法」を立法化されるよう、ここに強く要請します。

以上決議する。

昭和50年6月18日

和 泉 市 議 会

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 9番（出原武司君） ただいま局長が朗読されたとおりでございますので、よろしくご決議いただきますようお願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本決議文に質疑、ご意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、決議第1号を決定いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして本定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。よって昭和50年第2回定例会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認めます。よって第2回定例会を閉会いたします。
この際、市長のあいさつを許します。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） お許しをいただきまして御礼を申し上げます。
去る16日に開会されました本年第2回定例会も議員皆様方の連日にわたる熱心なご審議により、ご提案申上げました多数議案につきまして、いずれも原案どおりご議決、ご承認を御得まして、本日、閉会に至りましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。
会期中、議員各位より賜りましたご意見、ご要望等につきましては十分これを尊重、検討いたしまして、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存でございます。
曇さも日増しに厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、十分ご自愛くださいますようお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たってのごあいさつにかれさせていただきます。

（議長あいさつ）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、私より一言、御礼を申し上げます。
本年第2回定例会におきましては、議員皆様方には大変お忙しい中、連日、終始ご熱心に慎重審議を賜り、全議案を会期より早く処理できましたことを、議長として心から厚く御礼申し

上げる次第でございます。

なお、理事者におかれましては、いろいろとご指摘、ご要望のあった諸事項につきましては謙虚にこれを受けとめ、鋭意邁進せられるよう特にお願い申し上げます。

最後に、暑さ厳しい折から皆様方にはご健康に留意せられ、市政発展に一般のご尽力を賜らんことをお祈り申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。まことに長時間ありがとうございました。

(午後4時十分閉会)

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員